

べし。又聖德太子傳曆上に推古天皇鳥に詔して銅繡丈六各一軀を作らしめしこと見ゆれど、今日何れも傳はらず、或は傳はりたらむも討ぬべき由無し。

扱て私見によれば鳥が作は世に所謂法隆寺式と稱ふる一種の佛像中に存するやも測り難し。所謂法隆寺式の佛像とは、文字にては一寸言ひ現はしにくけれど、試にそが一二を挙げむか、顔面はや、長くして下頬部の割合に膨れたる、又說法形の佛像に於て右手の最も無氣様に平に開かれたる、頭髮の往々にして螺旋ならざる、又顔の兩側より肩にかけて頭髮の捲き縮れたるが、波線をなしてゆり降れる、又脇士の體の兩側には是の頭髮に續きて長鋸齒狀の葉條の存する、腹部の古代印度の佛像に見る如く胸部腰部に比して割合に窄狹なる、又衣紋の極めて單純なる、紐の殆ど直線をなして垂落せる、是等の性質は推古以下の像式には殆ど絶て見ざる所なるが如し。今是種の佛像を法隆寺金堂の釋迦三尊の像式に較ぶれば、是の中に鳥が作あるべしと謂はむも太だしく謬れる想像には非るが如し。是の種の佛像の式者は現に帝國博物館に收容しむれば就いて見らるべし。單に様式の上より見れば俗に板佛と稱ふる法隆寺所藏の佛像も亦た同種類に屬するが如し。

是を審美的に見る時は其の様式技巧共に極めて幼稚なるものにして到底後世の製作と優劣を争ふべきものに非ず。好古家の中には鳥の作を以て靈妙高雅と稱するものあれども、是れ古に心酔して審美の眼識を失へるものと謂ふべし。然れども鳥が當時の趣好を想へば、是の如きもの尙は稀代の名作たりしことはた疑ふべくもわらず。推古時代以前に何等是の如き美術的品目無かりし時に當り、僅少の模本と修練とによりて、兎に角にも是の如き佛像を作爲し、宗教上に於ては當時上下の信仰を進め、美術上に於ては永く後年發達の基礎を造りたるの功、實に大なりと謂ふべし。畢竟鳥の製作は審美上特に褒美すべき價值無しと雖も、歴史上の功績は後代如何なる大家名匠のそれに比しても毫も遜色あるものに非ずと謂ふべし。

右述べたるもの、外當時の彫刻を徵するに足るべきものは所謂玉虫の厨子なるべし。こも亦法隆寺金堂内に安置せらる、元推古天皇の持佛阿彌陀三尊を容れるものにて玉虫の羽を以て布き、滅金の唐草を以て之を押へたり。其の構造は木製宮殿式にして長七尺八寸、厨子内の四方は密陀僧の説法を描けり。鉸具は唐

草の透彫にして、鉸具の下に金花虫即ち玉虫の羽を敷て、莊飾せり。此の羽今は存せざるが如し。構造と云ひ、比例と云ひ、實に巧妙なるもの也。

又橘大夫人即天壽國の細帷を作り給へる聖德太子の妃の念持佛を安置せりと傳ふる厨子あり。阿彌陀如來及び觀音勢至の三尊を容れ、何れも三基の蓮華上に座す。後背三折し敷板扉何れも金銅にして、天人蓮華及び波濤の狀を鐫刻す。厨子の長八尺八寸あり、三尊の像尤も注意すべし。其の様式より言へば鳥の作に非ず、鳥の作よりも圓滿柔和の相あり、面貌衣紋及び鐫法何れも一頭地を抽ひつ。扉上の彫刻亦曲線の工を見る、何人の作なるを知らず。

第三 繪 畫

繪畫も亦彫刻と等しく、全く佛敎の影響によりて發達し、其の初めは彫刻と同じく歸化人の畫のみ多かりき。崇峻天皇の元年に百濟の畫工白加なるもの、歸化せるよしは既に述べおきつ。其の後史に見えたる畫工は百濟の王子阿佐なるべし。是の阿佐は歸化人には非ざれども、其の手に成れる聖德太子の畫像、今尙は法

隆寺の寶物として残れり。是の事は左の古記によりて事實なるを見るべし。

五年夏四月丁丑朔、百濟王遣王子阿佐朝貢云々(推古紀)

太和國法隆寺藏聖德太子像稱唐本古に所寫の植栗王像、これいにしへのあけ

まさなるべし、此の像は百濟國王使阿佐乍拜太子所寫像也一本ハ日本ニ留一本ハ本國ヘ持

返云々(縣居雜錄補抄三布)

百濟王使王子阿佐等來朝貢。(中略)太子聞之、直引殿內。阿佐驚拜、熟見太子之

顏、復左右手掌、左右足掌、更起再拜兩段、退而出庭、右膝着地、合掌恭敬曰、敬禮救世

大慈觀音、妙教流通、東方日國、四十九歲、傳燈演說、大慈敬禮并、太子合目須臾、眉間、

放一白光、長三丈計、良久縮入。云々(扶桑略記)

是畫の寫しは處々にあり。當時の事情を知るに、效力少からず、藝術として見れば極めて幼稚なる寫實畫なり、此の外、秦造河勝川或作勝川の筆跡として傳ふる法隆寺什物、毘沙門天の影像の大幅、並に太秦廣隆寺の什物河勝自畫の肖像あるよしなれども、古來鑑定家の説によれば、寧ろ信憑すべからざるが如し。

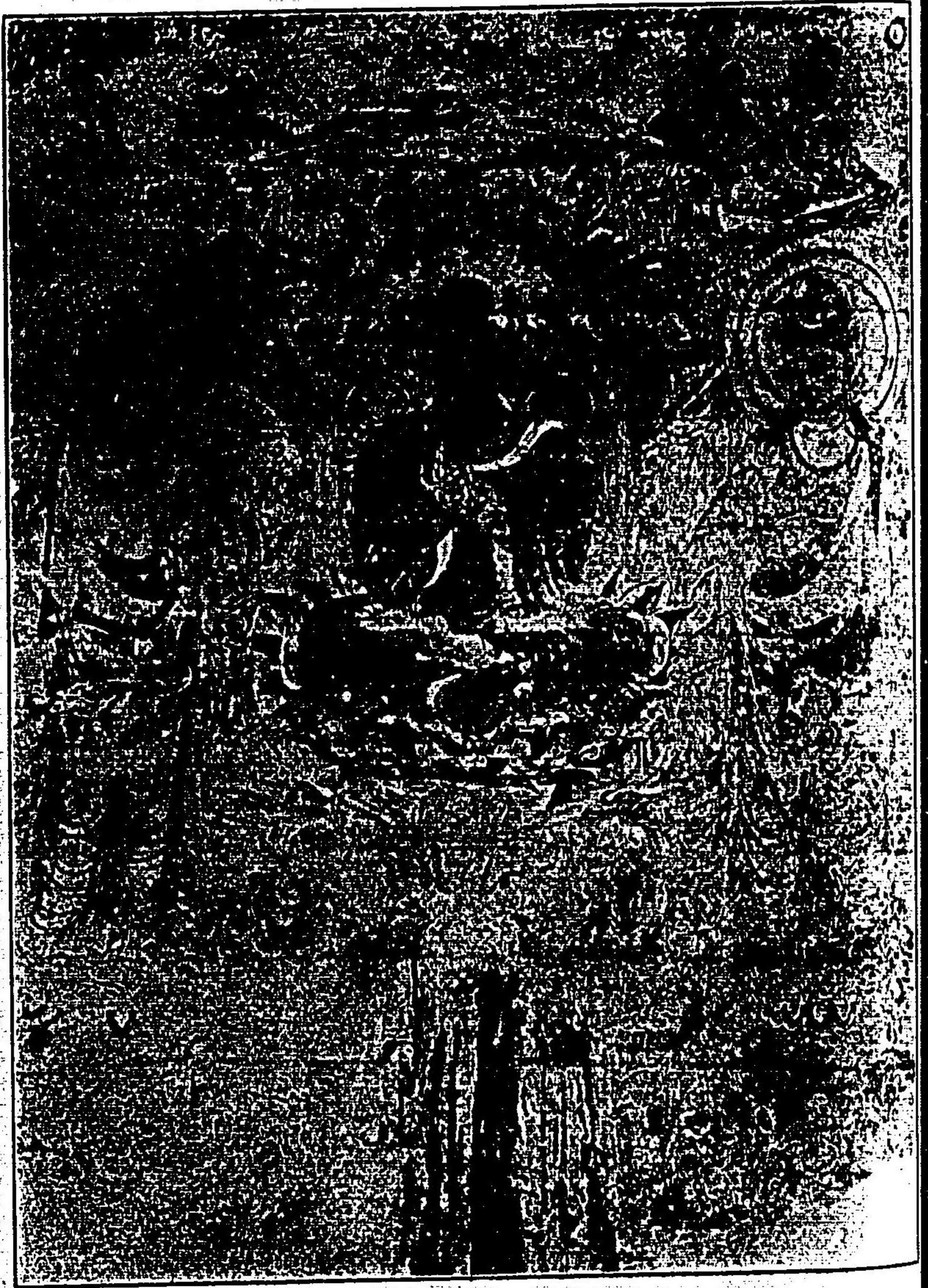
推古天皇の十二年には、黃書畫師、山背畫師、及び饗秦畫師、河内畫師、檜畫師等を定

め、其戸課を免じて是を保護し、以て諸寺の佛像裝飾を畫かしめしことは書紀及び聖德太子傳曆に見ゆ。

十二年秋九月、始定黄齋畫師、山背畫師。云々 (推古記)

推古天皇十二年冬十二月、爲繪諸寺佛像莊嚴、定黄文畫師、山背畫師、饗秦畫師、河内畫師、檜畫師等、免其戸課、永爲名業。云々 (聖德太子傳曆卷上)

蓋し繪畫は佛教弘道の方便として必要なりければ、かくは畫工を保護獎勵せしなるべし。然れども當時の繪畫は何れも墨畫にして、決して後世見るが如き賦色ありしに非ざるべし。彩色の初めて我邦に行はれしは、推古天皇の第十八年よりなるべし。是年高麗王、僧曇徴及法定の二人を貢せり。曇徴は彩色及び紙墨を作るの術を知れりしかば、茲に初めて五彩を製造し、種々の繪の具又紙墨を製せり。是事ありてより本邦の繪畫は一新面目を開きしこと想像するに餘りあり。又彩色紙墨の製法をだに心得し程の人なれば、繪畫の道にも長じたりしならむこと想ふべし。されば世人が法隆寺金堂の壁畫をば此の人の作と傳ふるは至當なる想像なりと謂ふべし。げに是人の法定と共に法隆寺に居りしことは平氏太子傳と云



第 四 圖 法 隆 寺 壁 畫 (頁 三 八)

書によりて明なり。其文に曰く、

推古天皇十八年庚午三月高麗僧曇徴法定二口來。(中略)太子命曰法師等遲來、宜住吾寺、即置法隆寺。云々

法隆寺に居れる僧が其の金堂に畫くことは尤も有り得べき事なり。或は此壁畫をも鳥が作といへど、彫佛師としてこそ名高けれ、畫工としてさばかりの手腕を具へしや否や疑はし。是の壁畫を曇徴が作と見むかた妥當なるべきか。然るに件の法隆寺に天智天皇の朝に一字餘す無く焼け、現存の建物は元明天皇の御世に再建せられたりとすれば、今の壁畫が曇徴の作なること有り得べからず。されど予は法隆寺焼失の一事は疑ふべしとなすものなり。是事は次の法隆寺の章に精しく述べむ。

現存の壁畫は曇徴が作、隨うて推古時代の物に非ずとするも、元明天皇の御世に建てられし今の法隆寺は、疑ひもなく建立當初の結構莊飾を踏襲したりと想はるゝを以て、是の壁畫も亦隨うて推古時代の繪畫の面影を少からず保存せりと見むも大過無かるべきか。されば今この壁畫に就いて一言するは鳥が時代の畫風を



第 五 圖 (甲)

奈 良 朝 以 前 の 美 術

(83)

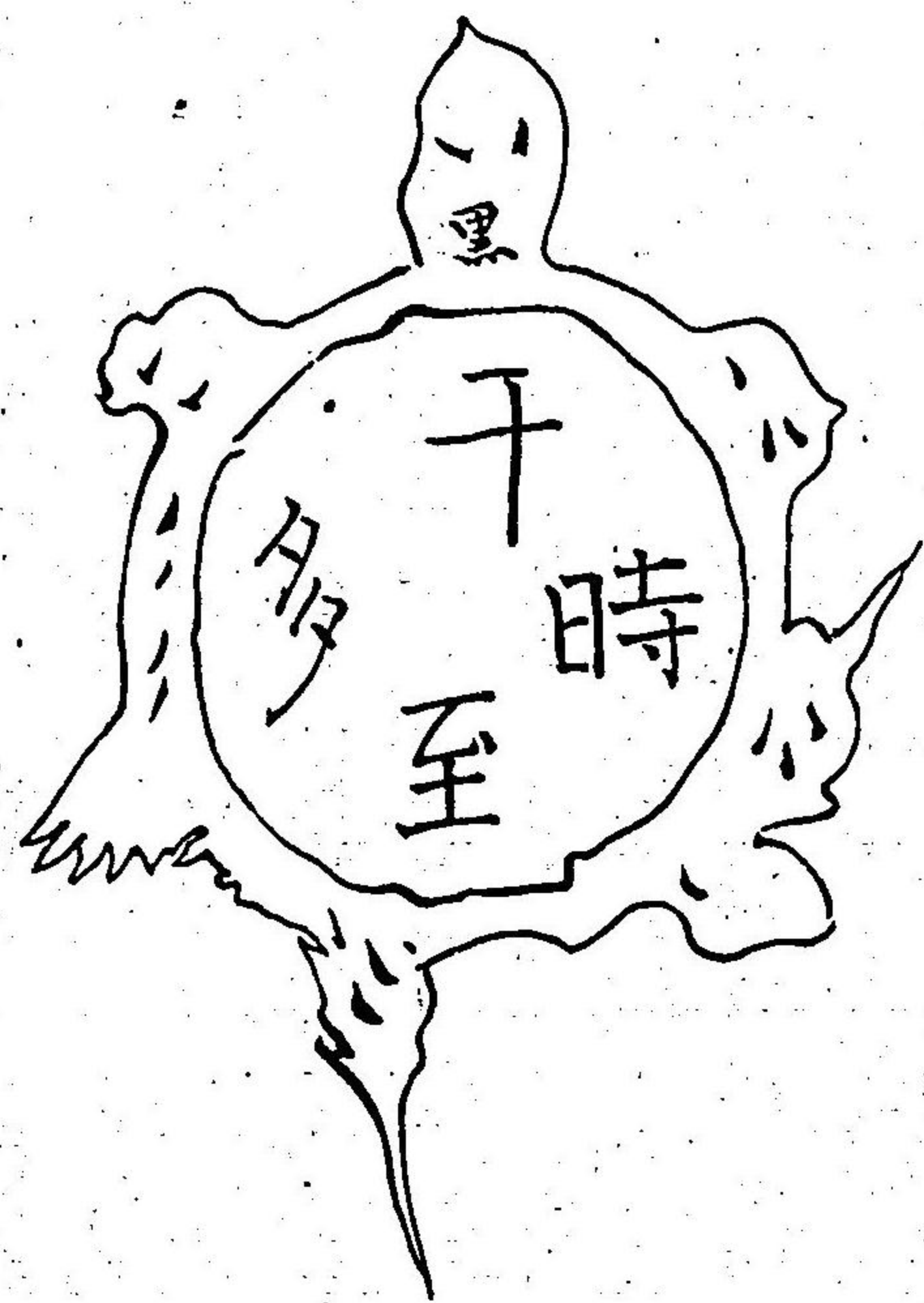
想はしむる上に多少の力あるべきを疑はず。(第四圖)抑々この畫は法隆寺金堂の畫壁に繪かれたるものにて、西壁には阿彌陀の淨土、東壁には寶生の淨刹、東の脇壁には釋迦の國土、自餘の壁には菩薩の立像、又柱貫の上方には羅漢を描けり。羅漢は何れも坐像にして一間に左右各々一體也。千有餘年後の今日にありては、何分年古したることとて、粉黛剝落して輪廓だに定かならず。加ふるに室内日光薄きが故に通常の手段にては見分け難し。往年帝國博物館は大阪の佛畫家櫻井耕雲氏に囑托し、室内に足場を構へ、燈火を點じて是を描寫せしめしに數年にして成れり、今の館内にあるは即ち是の模本なりとぞ。諸佛の形相概ね端正にして後世の纖細を見ず、風格沈靜なり。賦彩も亦當時の物としては巧妙を稱すべきもの、如し。其の像法は多くの推古式の佛像と等しく希臘佛教式の殆ど純粹なる像式を示せり。或批評家の説には是の壁畫中にある蓮華の圖は、象の鼻及び牙の變形せるものにて、まさしく印度阿育時代の特徵を示せりと云へり、尙ほ考ふべし。(國華第九十卷、印度美術參照)又佛菩薩の中には、其の五體僅に半透明の紗帛に掩はれ、殆ど優雅なる裸體の美を表現せるものあり、こも亦注意すべき一事なるべし。

以上は壁畫の大體の記述なるが、法隆寺別當次第記を案ずるに、盜賊入りて是の堂壁の一部を破毀せることあり。又修理を加ふる旨の文字二三ヶ所に見ゆ。されば察するに現存の壁畫と雖も、元明當時のまゝにては萬々無かるべく、後世畫家の塗飾補綴も加はりしなるべし。唯其の大體の上より見て、當初の畫風を維持せりと見むも不可なからむ。

扱て是の壁畫に較ぶれば、所謂天壽國の曼荼羅は無下に拙きもの也。こは壁畫の成れる元明の御世と相去ること數十年なる推古期の作物なるにも由るべく、又そが純粹の繪畫に非ずして繡物なるにも由るなるべし。この繡帷はもと堅一丈六尺横四五尺もありしを、今日残れるは僅に堅三尺餘、横二尺餘に過ぎず。其の一部の寫しは國華第八十三號にも載せあれば就いて見らるべし。(第五圖 甲參照)

是の繡帷は今は大和國平群郡なる中宮寺にあり、素と法隆寺の所藏なりしが、永年間、故ありて網封倉より是を出して中宮寺に遷せるなりといふ。中宮寺は即ち古の中宮尼寺にして法隆寺に屬し、聖德太子の母君なる孔部間人王の創造にかゝるもの也。

今その由來を討ぬるに、推古天皇の第三十一年聖德太子薨するや、妃の一人、橘大女郎大に哀みなげきて申されけるは、我大王母后と期を同じうして此世を去られしは何の悲惨ぞ。我大王常に妾に告げ給へり、世間は虚偽也、眞實なるものは唯佛あるのみと。されば我大王は必ず天壽國の淨土に往生の大願を遂げ給ひしならむ、願はくは畫像によりて其の御姿をだに想ひ見ることを得むと。天皇大女郎が是の歎きを哀れと聞こしめし、諸采女に敕して繡帷二帳を造らしむ。畫者は東漢末賢、高麗加西盜漢奴加己利、椋部秦久麻也。この由來を説ける文字は繡帷中の龜背(第五圖 乙)に四字づゝ、繡ひつげたり。全文左の如し



第五圖 (乙)

(初部畧)

于時多至波奈大女郎、悲哀歎息曰、畏(天皇之前)曰啓之、雖恐、懷心難止、使我大王與王、如期毋從遊、痛酷無比、我大王所告、世間虛假、唯佛是真、玩味其法、謂我大王應生於天壽國之中、而彼國之形、眼所巨看、怖因畫像、欲觀大王往生之狀、天皇聞之、悽然一告曰、有一我子所啓、誠以爲然、敕諸采女等、造繡帷二帳、畫者東漢末賢、高麗加西盜、又漢奴加己利、令者掠部秦久麻。

是の繡帷に關する小杉楳村氏の記事、國華第八十三號にあり、左に轉載す。

繡帳の地は籠目紗の紫地、及び薄綾の黃なるに頗る珍奇なる繪様を作り、堂宇、調度、人物、鬼形、草木、花禽、獸蟲などをいとこまかに五色のより絲もて繡ひ取りたる精巧は實に驚くべく、あやしむべき諸の采女の意匠、手術たとへつべきものもならぬまでに嘆賞限り無し。中に就いて龜形の甲中にこの繡帳を作り出せる由來を漢字もてかきわらはしつゝ、其龜甲は帳中に百個をつくり、一甲に四字づゝ、配置して凡て四百字の明文也。云々。

繡法こそ或は小杉氏が言の如く當時にして巧なりけむも、畫模様はいともく幼

(繡井田忠友の觀古雜帖を参照せよ)

稚のものにて、法隆寺金堂の壁畫などにゆめ較ぶべきものに非じ。唯こは推古時代の繪畫として殆ど無二の參考品なれば、歷史上極めて貴重の遺物也。是の如く壁畫と云ひ繡帳と云ひ、何れも純然たる佛畫なり。佛教に關係せざる繪畫は彫刻と共に存在せざりしが如し。推古天皇の三十四年蘇我馬子が死に臨みて聖德太子の佛前に跪拜せる自己の像を畫かしめしも、佛畫には非ざれども宗教畫也。

丙戌年夏五月大臣馬子宿彌薨、葬桃原墓、遺言畫太子像、自跪其前之繪、張吾墓前、令觀衆人。云々 (推古紀)

唯宗教畫に非ずと見ゆるは皇極天皇の三年六月蘇我蝦夷が畫かせたる蓮華の圖なるべし。

(皇極紀) 三年夏六月戊申(中畧)於劍池蓮中、有一莖二莖者、豐浦大臣妄推曰、是蘇我臣將來之瑞也、即以金墨書、而獻大法興寺丈六佛。云々

豐浦大臣は蝦夷也。金墨にて畫くとは紺地などに金泥もて畫きしならむ。こは勿論佛典などの爾か書かれたるものより思ひ附きたるなるべく、繪畫の歷史上

にて専ら花卉を描ける初めとも見つべし。

推古朝の繪畫として傳へらるゝもの、この外少からず。例へば法隆寺の什物中に妹子野の筆なりと傳へらるゝ毘沙門畫像、及び聖德太子勝鬘經講讚圖の二幅あり。又馬子筆なりと稱する同太子勝鬘經講讚圖あり。されど素より信を措くに足らざれば、茲に説かず。

第四 法隆寺

茲に特に法隆寺に就いて言ふは主として左の疑問を明にせむが爲なり。

一、法隆寺は果して天智天皇の御世に一字餘すなく焼失したりしや。

二、而して今日存する法隆寺は果して元明天皇の和銅年間に再建せられたるものなりや。

是の疑問を決定し置くは美術史上に於て大切な事也。何となればもし法隆寺にして一字餘すなく天智の朝に焼失せるものならむには、而して和銅年間に再建せられたるものならむには、其の殿堂壁畫等は凡て和銅年間のものなり、良し建築

は推古當時の原型を摸し得たりとするも壁畫は全く元明時代の繪畫となるべし。然れどももし或他の理由より推古當時のものなりとの證明立たば美術史家の研究上少からぬ影響を被るべし。今日學者は大抵書記の本文によりて焼失説をとれども是にも尙ほ疑を挟み得べき餘地あり。何れにもせよ、是の間の疑點を明にし置くは必要なる事なり。故に左に法隆寺説を作る。

そも、南都に七大寺と稱する寺共あり。大安寺、元興寺、東大寺、興福寺、西大寺、藥師寺及び法隆寺是なり。是中にて大安寺と元興寺とは早く墮滅し、東大寺は幾度か起廢し、其餘の興福寺、西大寺、藥師寺及び法隆寺のみ多少舊形を存せり。特に法隆寺は他の三寺にもまして割合に完全に保存せられ、且年所最も古きを以て本邦の歴史及び美術史上にて最も大切な遺蹟なり。扱て是の寺の草創は黒川眞頼博士が會て詳しく考證せられし如く推古二年より十五年までの間に經營完成せられしと覺ばし。その證は大畧左の如し。

法隆寺縁起流記資財帳の卷首なる縁起の部に、聖德太子が法華勝鬘の二經を講説せる際に受け賜ひし布施の田地をば斑鳩本寺及其の他の寺に分配する由を記

せり。是れ推古天皇の六年なり。

戊午年四月十五日、請上宮聖德法王、令講法華勝鬘等經、(中略)是以聖德法王受賜、而此物波私可用物、爾波非有止爲、而伊河留我本寺、中宮尼寺、片岡僧寺、此三寺分爲。云々

右の中にて戊午年は推古の六年にして、伊河留我本寺は斑鳩寺即法隆寺の事なり。即ち法隆寺は推古六年に既に存在せるものと見做さるべからず。而して他方に於て推古紀を案するに、其の二年の條下に、

二年春二月丙寅朔詔皇太子及大臣、令興隆三寶、是時諸臣連等、各爲君親之恩、競造佛舍、即是謂寺焉。

とあり。想ふに三寶興隆の本元たる聖德太子には是の際群臣に率先して佛寺を經營せられしならむ。而して法隆寺は實に太子の持寺なりしより考ふれば、同寺は是の詔のありし推古の二年に建立せられしと推察するも、強ちに附會の説にはあらずべし。然るに古今目錄抄を見るに、

推古天皇元年春正月太子詣イカガ船フネ卿給ひ、立法隆寺。

とあるより察すれば同寺は推古元年には既に存在せしやも知るべからず。何れにしても遅くも同天皇の二年には建立せられしならむと思はる。かくて本寺の造られし後、推古天皇の第十五年に到りて法隆學門寺は造られしならむ。是等は先に掲げたる法隆寺金堂の藥師像の背銘並に同寺資財帳に、

奉爲池邊大宮御宇天皇用並在坐御世々々天皇歲次丁卯年推古十小治田大宮御宇天皇古推並東宮上宮聖德法王、法隆學門寺並四天王寺、中宮尼寺、橘尼寺、蜂丘寺、池後尼寺、葛城尼寺乎敬造仕奉。云々

とあるにて明白なり。

かくて後は法隆寺の事暫く史に見えず。數十年を経て後天智紀八年の條下に『于時災斑鳩寺』とあり。引き續きて九年の條に、

壬申、夜半之後、災法隆寺、一屋無餘。

とあり是明文によれば、法隆寺は天智の九年に一屋も餘す無く盡く焼け失せたるが如し。而して七大寺年表に「和銅元年戊申詔に依りて法隆寺を作る」とあり。是によりて見れば天智の九年に一屋餘す無く焼失せる法隆寺は和銅元年に到りて

再建に着手せられたるが如し。而して是の想像を愈々確むるものは同寺資財帳の文なり。曰く、

合塔本肆面具攝一具涅槃像土、一具彌勒佛像土、一具分舍利佛土、

右和銅四年歲次辛亥寺造者

合金剛力士形貳軀在中門

右和銅四年歲次辛亥寺造者

とあり。是の文によりて想像するに、七大寺年表に記るせる如く和銅元年に再建に着手したる法隆寺は同四年に至りて落成に及び、扱こそ塔及び中門にまでもそれぞれ佛軀を備へ附くる運びになりしならむ。

是の如く記し來れば、事蹟甚だ分明にして些の疑を容るべき點無きが如しと雖も、實は然らず。予の觀る所にては尙ほ左の四個疑點あり。

(第一) 天智天皇の九年に法隆寺の二屋餘すなく焼け失せたる由は、書紀にのみ明文ありて他の記録には絶えて見當らざるは如何に。即ち同寺緣起流記資財帳にも見えず、僧侶寺院の消息に精しき扶桑略記にも、同天皇の八年に斑鳩寺に災

あるよしを記せるのみにて、九年の條下には之の貴重なる大伽藍の一屋餘す無き程の大火に就いて一字も記する所無し。加ふるに本寺にも所傳無く、又同寺所藏の古今目録抄にも見えず、何れも疑はしき事共ならずや。扶桑略記は延暦寺の皇圓が作、古今目録抄は後嵯峨天皇の御世の書にして、共に遙に後世の記録なれば信じ難しと謂は、謂へ、天智の朝を去る程遠からざる天平十八年の調なる資財帳に如何なれば本寺の最大事件を記入せざりしや。

(第二) 七大寺年表に法隆寺を作るとあるは必ず再建の義に解すべきものなりや。書紀又は當時の書に何々寺を作る(もしくは造る)とあるは必ずしも新築又は再建の義に非るは明也。それを如何にと云ふに、法隆寺資財帳に推古天皇の十五年に四天王寺を造る旨を誌せり。然れども四天王寺は用明天皇二年の建立にして當時尙ほ存在せしことなれば、言ふまでもなく、茲に「造る」とあるは修繕などの義に解すべき也。又筑紫の觀世音寺の如きも推古朝の頃既に建造の事見えたるに、其後に至りても「筑紫の觀世音寺を造る」と詔は天平の頃まで數回、紀に見えたり、こも亦修繕などの意味に解すべき也。斯く造と云ひ作と云ふ、必ずしも新築又は再

建を意味せずとせば、七大寺年表の文字によりて必ずしも再建の事實を肯定し難きに似たり、如何。

(第三) 設し、和銅四年に法隆寺を作るてふ七大寺年表の本文を再建の義に解すべしとするも、如何なれば時の名刺建立の一大事實が續日本紀、殊には法隆寺縁起流記資財帳には記入せられざりしぞ。元明紀靈龜元年六月の條下には、癸亥齋を弘福法隆二寺に設くとのみありて、其の以前に法隆寺其物の再建の詔ありしを言はざるは如何。

(第四) こは殊に注意すべき證據なり、即ち法隆寺伽藍縁起流記資財帳に左の文字あり、

佛分壹面、塔分壹面、合鐘貳口、合磬貳口、合錫杖貳枝云々

右癸巳年十月二十六日、飛鳥宮御宇天皇爲仁王會納賜者。

又曰く、

合蓋壹拾壹具、佛分肆具、法分漆具。

右癸巳十二月二十六日、仁王會納賜飛鳥宮御宇天皇者。

又曰く、

合通分繡帳貳帳、具帶廿二條、鈴三百九十三

右納賜淨御原宮御宇天皇者。

とあり。右の文中にて癸巳は持統天皇の七年也、飛鳥宮御宇天皇は、即ち持統天皇也、又淨御原天皇はいふまでもなく天智天皇なるべし。右の文に據れば、持統天智の二帝は、如上の寺具佛具を法隆寺に寄附し給へる也。然るに天武、持統は何れも天智の後元明の前也。若し天智天皇の九年に法隆寺が「一屋餘す無く」焼け失せ、元明天皇の和銅元年まで廢墟のみ残りしとせば、天武、持統二帝が、是の廢墟と共に名のみ残れる法隆寺に、夥多の寺具佛具を寄附し給ふは、有り得べからざる事に非ずや。

以上述べたる、所によりて考ふれば、天智紀に火災の爲に「一字餘す無し」と記せるは、如何にも疑を容るべきに似たり。知らず、黒川氏小杉氏は是の疑問を如何に解釋せられむとする乎、聞かまほし。資財帳は先にも謂へる如く、天平十八年の記録なり、是れ其終りに、

牒以去天平十八年十月十四日被僧綱所牒、備寺家縁起並資財等物子細勘録早可牒上者謹依牒旨勘録如前、令具事狀謹以牒上。

とあるにて明なり。されば天智、天武、持統の時代を去ること遠からず、是等天皇の御名を誤記するが如きは萬々あるまじき也。所詮右の三個條、特に終りの一個條は天智の九年より元明の和銅元年まで、一字も餘す無く絶滅せりとの論斷と衝突するものにあらずや。

現存法隆寺の金堂等の建築裝飾が推古式の標範なることは、斯道學者の固く認むる所也。金堂の壁畫の如きも、後代の何れの特徴とも離れて別に推古式として認むべきものありとの事なり。小杉氏は和銅年間再築の時も専ら建初の古式に準據したるならむとの想像説にて、是事實を説明せらるると雖も、百餘年の後までも其古式が遺漏なく傳はり、而してその當時の工匠等が自家の好尚を没して忠實に模倣すべしとは聊か考へ難き節なきに非ず。大体の様式は兎も角も、其の精細なるオルナメントをも悉く古代に法るは、恐らくは有り得べからざる也。況してや壁畫の委細までも是を再現せむことは如何にして爲し得べきぞ。今金堂塔婆、中

門等が天智九年の火災を免れて、推古當時のまゝに殘存せりと假定せば、かゝる無理もおのづから消滅すべき譯ならずや。

今予が試に述べたる反證の上に次の如き想像を設くることも得べけん。即ち法隆寺は天智の九年に一屋餘すなく焼けたりと云ふ本文には、恐らくは何等かの訛傳あらむ。換言すれば、少しの火災はありたりとするも、其一部分はを免れたるならむ。さればこそ、同寺の資財帳にも又其他の諸記録にも、是を記せざるならめ、又さればこそ天武、持統兩帝の寄附もありたるならめ。七代寺年表に和銅元年に詔によりて法隆寺を作るとあるは、大修繕、又は先に焼けたる部分の復舊工事而起されたるに外ならざるべきか。

兎に角、法隆寺現在の建物、推古當時のものなりや、又は和銅年間のものなりやは、今日に於て一概に決斷し難き事情あるが如し。今日の學者が概ね書紀の本文を證據として和銅再建説を取ると雖も、是の説は予が茲に擧げたる反對の證據を打破することを得べき反證の擧るに非ざれば、少くとも不確しかのものと謂はざるべからず。又さればとて予は強ち書紀の本文を排斥せむとするものにはあ

す。要するに是の問題は双方の説に多少の根據あり、今日に於ては断じ難し。他日どちらかに有力なる新證據出づることあらば、其の時こそは何れとも決し得べからむ。

第三節 天智式の美術

天智式とは孝徳天皇大化元年より天武天皇の末年迄即ち一三〇五—一三四六、凡四十年間の美術を總稱す。

第一 總論

推古式より天智式に入るに及びて美術は著しき進歩を爲せり。彫塑鑄像に於て殊に然りとす。推古式の佛像は法隆寺、鳥佛師の諸製作に見る如く單に純朴無邪氣なるものにて、形式整はず、手法備はらず、更に形式の尋常以外藝術家の才氣を漏らし、技巧を現はしたるものとは殆ど是を見ず。然れども天智式に到りては形式手法の整備せるが上に、藝術家が其の美的理想を發現せむと力めたるの痕

跡明に顯はる。良しや天平時代の諸製作の如く高雅清秀の極致を極むる無しとするも、少くとも是の如き方面に向て意識的發達を豫期したるものゝ如し。即ち是の時期は推古式より天平式に到る變遷期を標示せるものと見るも不可無し。

第二 美術家

是時期の美術家として後世に傳はれるもの甚少し。總じて古代の美術家又は詩人が個人として世に知られざるは故あり。そは人心朴素にして人文尙幼稚なる時にありては、美術上の製作物は一個人の手に成れりと謂はむよりは、むしろ全社會又は全民族の作なりと云はむかた妥當なり。美術家又は詩人は單に自己が屬する團體の思想又は感情を体認し、彼等に代りて是を形体又は文字の上に表示せるに過ぎず。特に作者たる個人の個人的性格又は趣味の注意すべきもの無かりし也。されば古の大なる詩歌美術の中には其作百世に嘆美せられながらも、何人も其の作者を知らざるもの尠からざる也。是の時代の美術は個人美術にあらずして寧ろ民族美術と云はむかた妥當ならむ。我邦にては是の如き時代は藤原

時代の初まで繼續せしが如し。

是の乏しき美術家の名は左の如し、

山口費大口

木閉

藥師德保

鐵師古

史 術 藝 本 日

是の四人は生處生年月共に審ならず。唯法隆寺金堂の二天の背銘によりて其の名を知るのみ。法隆寺の金堂には四天王の立像現存せり何れも木彫にして長各四尺四寸あり其の西方天持國天の光燭背銘に曰く、

山口大口費上而次木閉二人作也。

又北方天(增長天)の光燭背銘に曰く、

藥師德保上而鐵師古二人作也。

是文によりて西方天は山口費大口主任、木閉副となりて製作せしものなるを知る。又北方天は藥師德保主任、鐵師古副となりて作りしものなるを知る。又孝徳天

皇白雉元年紀に、

是歲漢山口直大口奉詔刻千佛像

とあり直は費と共に「アタヘ」と訓すべきものにして、漢山口直大口は法隆寺金堂の西方天の像を刻みし人と同人なること明也、蓋し當時の名匠なりしならむ。木像、藥師德保、鐵師古の事は他の記録に見えず。

案ずるに山口直大口は漢人の裔ならむか。狩谷望之の説に曰く、

國史に漢山口と見ゆるは、姓氏錄蕃別に山口宿彌は後漢靈帝の後と見え、同皇別に山口朝臣は武内宿彌の後とあるを分てる也。又姓氏錄に和藥使主あり吳國主照淵孫知聰より出づ、藥師德保は此後なるべし。云々。

以て山口、藥師共に支那人の子孫なることを知るべし。

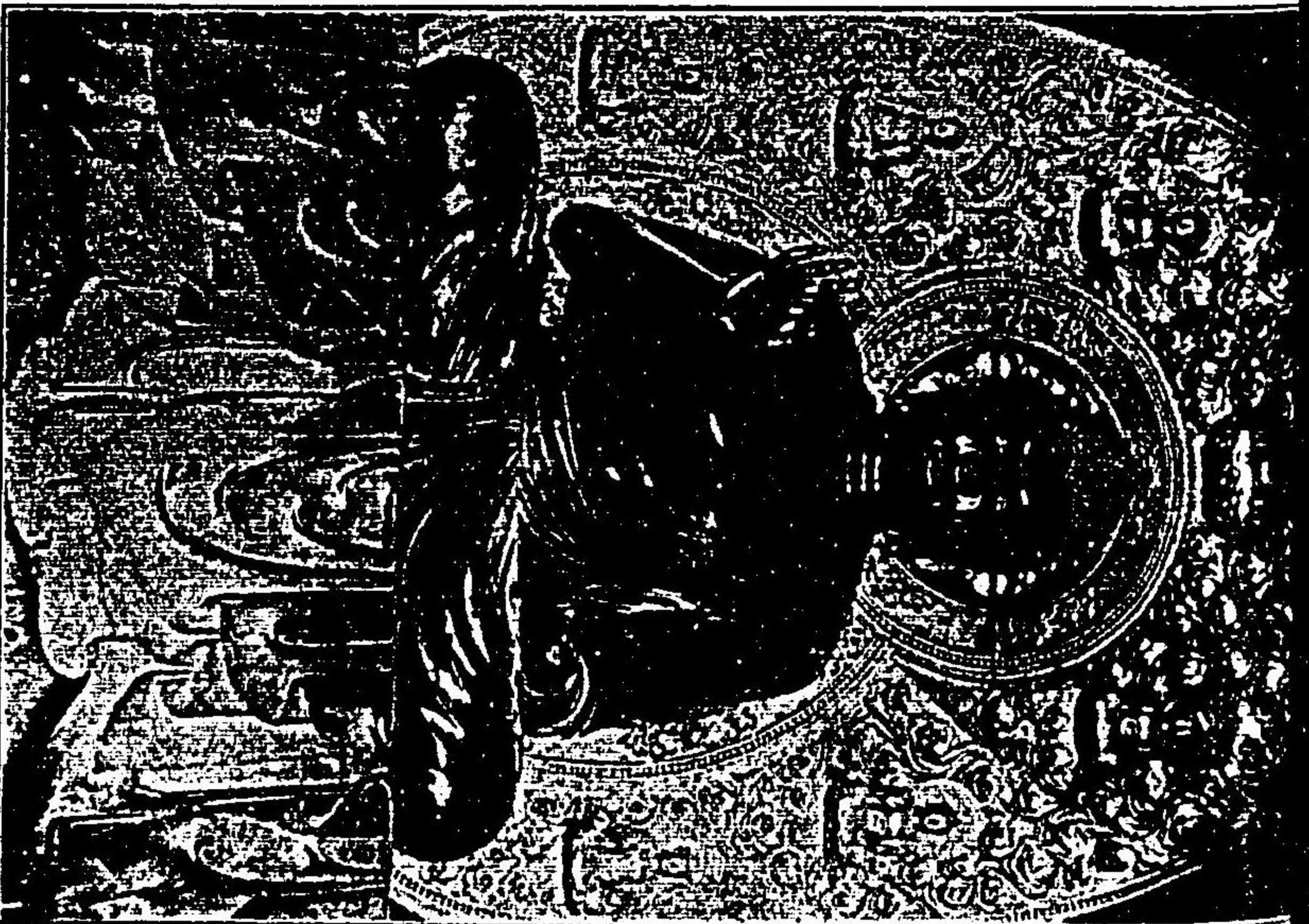
天智期に於ける美術家の姓名の傳はれるものは右の如きに過ぎず。されど是の期の製作の傳はれるもの、優れたるもの多し。

第三 藥師寺の藥師三尊

右に擧げたる山口費大口及び藥師德保の作なる三天もしくは四天の外に是期の製作物として先づ指を屈すべきは藥師寺の藥師三尊なるべし(第六圖)。是の藥師像は同寺金堂の本尊佛にして長九尺須彌壇の上に立つ、說法形の坐像にして右は袒き肩頭厘に衣を纏ふ頭背各圓光あり更に全身を掩へる光焰背あり七佛何れも說法印の形にて火焰の中に坐す。本尊の臺座は蓮華に非ず長三丈三尺廣一丈六寸高一尺八寸大理石なり養老年間百濟國より貢獻する所と傳ふ。俗に是を瑠璃石と稱し、是の金堂を瑠璃殿といへり。是臺座の周圍に鏤刻せる模様及び人形は一個奇異のものにして、其起源傳來等の説明に關しては學者間に未だ定説なきが如し。脇士日光月光の二菩薩は共に立像にして長各々一丈一尺五寸光背光焰背並に光焰中の七佛等總て本尊に等し、何れも銅像なり。創立當時は鍍金せられ、て金銅佛なること諸記録に明なれど、年久しく経ちたればにや、鍍金は殆ど全く剥落して漆の如き見事なる黒色を呈せり。是の三尊は古より本邦佛像の最も勝れたるものゝ中に數へられ、今日も尙ほ觀者を驚嘆せしむ、殊に驚くべきは鑄法の殊絶なるとなり。圓満具足の端嚴宏莊の佛容、眞に間然すべき無し、衣文の手法並に



(頁一四一) 像形藥師大空華法寺大東任 圖七第



(頁二〇一) 尊三師藥寺師藥 圖六第

録法は尤も微妙輕快を示せり、大体の形式も亦均整比例を得、彼の法隆寺式の佛像に見る如き畸形無し。三尊の光背に七佛あり亦見るべし。考古家の中には、天平以前の製作としては餘りに巧妙に過ぐて、唯一の理由によりて、是の三尊佛を後世人の作なりとするものあれば、斯くばかりにては斷案餘りに急遽なるに似たり。又學者の中には是の三尊佛をば山口費大口等の中の作ならむと考ふる人もある由なれど、今日にありては然か斷すべき微證無し。加ふるに費等の作と明記せる法隆寺金堂の二天像と是の三尊佛とを比較せば、さる想像の思ひも寄らざるをや。偕て、是の佛像の年代は天武天皇九年、即寺と同時に着手して、持統天皇の十一年、即ち殿堂完成に先だつ事二年に開眼せられたり。斯く考ふれば、前後十八年を要して成れるもの、當時にありても大事業なりしならむと思はる。其の證は左の如し。

日本書紀に曰く

九年十一月癸未、皇后体不豫、則爲皇后誓願之初興、樂師寺。仍度一百僧、由是得安平。(天武紀)

又藥師寺東塔露盤銅柱銘に曰く、

維清原取宇天皇持統即位八年庚辰之歲即位九年也建子之月中宮持統不愈。創此伽藍而鋪金未遂龍駕登仙。太上天皇持統奉還前緒遂成斯業。云々

又元亨釋書に曰く

天武天皇九年十一月皇后病創藥師寺度一百人祈疾而愈。(中略)持統文武二帝繼營壯麗妙絕。云々

是によりて見れば、藥師寺の經營は天武の九年十一月に創まりしならむ。露盤銅柱記するところには八年とあれども庚辰は即ち九年に當れば、八年は誤鑄なりしと見ざるべからず。今扶桑畧記を見るに、

(天武天皇九年)十一月因皇后病造藥師寺。鋪金未遂龍駕騰仙。始鑄佛於飛鳥淨原之朝畢造寺於養馬藤原之宮。土木之功熟於三帝天武持統元明日月之營送於五代武飯高云々

又書紀に(持統紀十一年)

七月癸亥公卿百寮設開佛眼會於藥師寺。

元亨釋書に曰く

文武天皇元年春三月。沙門慧施爲僧正善住爲律師。

冬十月藥師寺成。十有一月沙門道眼爲大僧都。

續紀に曰く

(文武天皇二年)冬十月庚寅以藥師寺拂作畧了詔衆僧令住其寺。

以上の記載によれば、持統の十一年に藥師像工終りて開眼供養の式あり。寺院は文武天皇の即位二年冬十月略々其の工を竣へ衆僧をして是に住せしむるに到れり。釋書に文武の元年となせるは同帝即位の年を持統の十一年となしたれば其の二年目を元年とせるならむ。因に云ふ、是の藥師寺は素と大和高市郡にありしを元明遷都の時即ち養老二年、奈良に遷されたるが今の藥師寺也。

第四 繪畫

繪畫は當時のもの、今日に傳はらざれば其の委曲は知るに由無し。されど左の數種の事情によりて考ふれば、推古期よりも少からず進歩したるべき有様を想ふ

べし。

一、もし法隆寺を元明帝の時の再建と假定すれば法隆寺金堂の壁畫は文武の末年を去ること二十四五年の後に作られたる事。

二、天武の末年を去ること十六年にして文武天皇の大寶令出づ。是の大寶令には畫工と其他の職工とは分離せる事。猶ほ是事は天平時代の折に說明すべし

法隆寺金堂の壁畫が我邦上古美術の優秀なるものなることは既に述べぬ。もし法隆寺にして書紀誌す如く天智九年に焼失せるものならばこの壁畫も亦元明帝の時に作られたるものと見ざるべからず。天武の後二十餘年にしてかゝる巧妙なる繪畫を生ずるに到りたることを想へば、天武の當時にも可なりに發達したりし事想像するに餘りあり。所謂天壽國曼荼羅と是の壁畫とを比較せば思ひ半に過ぎむ。又大寶令の事は後に精しく述べられども、畫工が繪畫専門となりて他の技術に預らざる事となれるは、慥に繪畫其物の進歩を標彰せる事實なり。而して是事は文武の大寶元年即ち天武の末年を去ること僅々十六年の後なるを思はゞ、天武當時にありても斯道の進歩想ひ見るべきものあらむ。されど是等は想

像にして是期の繪畫が如何に進歩せるかは、遺物の信憑するに足るべきもの傳はらざるが故に確に知るに由無し、深く遺憾とすべきなり。

今是を史乘に徴するに、孝徳天皇の白雉四年六月、天皇曼法師の爲に畫工をして佛菩薩の像を造らしめ給ふこと見ゆ。即ち孝徳紀に曰く、

天皇聞曼法師命終、而遣使弔并多送賻。皇祖母尊(皇極)及皇太子(天智)等皆遣使弔曼法師喪。遂爲法師命畫工狛堅部子廣鯉魚戶直等、多造佛菩薩像、安置於川原寺。

黒川博士は此文中に『造佛菩薩像』とあるを佛像彫刻の意に解し、以て當時の畫工が尙ほ(大寶令以後)彫刻師を兼ねたる證となせり。されど是の文は『寫佛菩薩像』の意に解せられざるにあらず。現に狩野永訥の本朝畫史には『孝徳白雉四年六月、命此二人畫工、多寫佛菩薩像、安置於川原寺。』とあり。予は暫らく畫史の解に同ず。齊明天皇の五年七月の條下に『高麗畫師麻呂』の名見ゆ。當時も尙ほ外國人を畫師として登用せしと覺し。

天智天皇十年の條に、大津の都の内裏に織成の佛像を懸けて、其前に天神地祇に

誓ひたること書紀に見ゆ。其の文に曰く、

大友皇子、在內裏西殿織佛像前。左大臣蘇我赤兄臣、右大臣中臣金連、蘇我果安臣、巨勢人臣、紀大人臣侍焉。云々

是の織成の佛像が、かの天壽國曼荼羅より幾何優れたるものなりや知るに由無し。

以上は推古時代の美術概況なり。今進で天平時代に入るに先ちて、其の大体の性質を概括すれば左の如し。

(一)、推古時代の美術は概して佛教美術なり。而して當時の佛教は尙ほ輸入日尙ほ淺きが爲に、全く日本の精神と融化するに到らず。故に美術も佛教が外國的たるが如く外國的也。

(二)、又當時の佛教は天平時代に於ける如く信仰墮落せず、純粹單純なりしを以て美術の様式風格亦純粹單純也。

(三)、是の時代の美術家は、主として外國人又は外國人の子孫也。即ち多須奈、鳥佛師を初として、天壽國曼荼羅を作れる東漢末賢、高麗加西盜、初めて彩色を

齎せる僧曇徴、法隆寺の二天を刻める山口費大口、藥師德保等何れも是なり。

(四)、畫工彫刻家は同一人なりしが如し。

尙ほ時勢と美術との關係及び本邦佛像と希臘佛教式との關係は、天平時代の後に細説すべければ茲には略す。

第三章 天平時代

茲に天平時代とは持統天皇元年より桓武天皇延暦十三年、即ち平安遷都まで凡一百〇八年の間を云ふ。即ち神武紀元一千三百四十六年より一千四百五十四年に到る。(A. D. 685-793)

第一節 奈良朝の文化概見

日本美術史稿

天平時代は我邦の美術史中に於て最も光彩ある一部分なり。彫刻術の進歩に於ては到底後代の企及すべき所にあらず。是を西洋美術史に擬するに、恰も希臘のペリクレス時代の如し。

美術は言ふまでも無く其の時代の文化の状態によりて影響せらる。さらば茲に天平美術を産出せる時代の文化に就いて概見を下すは最も必要なることなるべし。

抑孝徳天皇以前にありては、聖徳太子の十七憲法こそありたれ、政治の事尙は未

だ体系を整へず。佛法の輸入と共に多少隋唐の文化は入りしにもせよ、一般社會はこの新文明を會得せざりしならむ。孝徳天皇の大化改新は即ち唐朝文明の摸倣時代の端緒とも見るべし。初めて年號を立て、初めて國司を置き、男女の法を定めて戸籍相續の規定を明にし、又人口を檢査して國造の専恣を戒め、鐘を懸け匠を設けて民の訟を聞き給へり。大化二年に發し給へる改新の大詔は即ち後代に於ける近江大寶諸律令の基本となりしものなり。又一方に於ては有位者の禮法を定め、七色十三階又は十九階の冠位を制定し、八省百官の制度を置きて行政司法の諸機關を立てたり。是れ唐の三省六部の官制に摸倣せるものなりと謂ふ。凡て是等の改革は唐制を標準とせるものなることは最も注意すべし。當時専ら是の改革の立案に當りしものは博士僧旻及び高向玄理なりき。是の二人は推古天皇の十六年に小野妹子に隨ひて隋に入り更に唐に留學せしものにて、何れも漢土の文化風物に通曉し、且つ是を崇拜せし人々なり。改新の大詔の翌月に發し給ひし甲午の詔は最も明に漢土摸倣の精神を明にせるものなり。中に管子の言を引き

黃帝立明堂之議者、上觀於賢也。堯有衢室之間者、下聽於民也。舜有告善之旌而主不弊也。禹立建鼓於朝、而脩訊望也。湯有總術之庭、以觀民非也。武王有靈臺之囿、而賢者進也。

と詔せるなど、まさしく堯舜禹湯武の遺業に模擬せむとする意なり。是故に大化改新の大主旨は制度を唐朝に取り、其の精神を儒教に取りたるにあり。

是の大化の改新によりて行政司法の諸機關は畧々具はりたりしが如し。而して是に本きて制定せられたる本邦最初の律令は所謂近江律令二十二卷なり。こは後年に傳はらざれども、大寶令の根據たりしなることは近藤氏の令義解校本明なり。天武天皇も是の遺業を紹きて律令編纂の舉あり。文武天皇に到て刑部親王と藤原不比等とに詔して更に律令を修定せしめ、大寶元年に到りて是を公布す。大寶令律是なり。律は刑法なり、令は皇室政府、其の他百般行政事務に關する法律なり。是に於て一國の政務に關する大綱傾初めて明確に制定せられたり。

元明天皇の和銅元年大寶令の制定する所に本きて帝都を大和平城の地にトし給へり。奈良朝茲に初まる。本邦の文化は奈良朝に入りて更に發達せり。大寶

律令の實施も和銅五年頃より行はれしことは同年の詔によりて明なり。

制法以來、年月淹久、未熟律令、多有過失。自今以後、若有違令者、即准其犯、依律科斷。云々

太安萬侶が古事記を編述し、又五畿七道の諸國に命じて風土記を上進せしめしも、是時なり。元正天皇の時に到りて更に日本書紀の撰修成り、文物漸く其体を具へたり。

聖武天皇の時代に入りて奈良朝の文化は其の最盛期に達せり。帝都の狀況既に是を證せり。兩京條坊の制、儼然として具り、中央に朱雀大路あり、左京右京に各四坊を設け、東西に九條の大路を通じたり。太宰大貳小野老朝臣の歌に萬葉集卷三上

青丹吉、寧樂乃京師者、花咲乃薰如、今盛有。
(あをによし、ならのみやこは、さくはなのにはふがごとく、いまさかりなり。)

とあるは聖武天皇當時の盛を歌ひしものなり。神龜元年の太政官の奏言に曰く、上古淳朴、冬穴夏巢。後世聖人、代以宮室。亦有京師、帝王爲居、萬國所朝、非是壯麗、何以表德。其板舍草舍、中古遺制、難營、易破、空殫民財。諸仰有司、令五位已上

及庶人堪管者、搆立瓦舍、塗爲赤白。

是の文字によりても、當時帝都の盛觀を想ふべし。

而して特に注意すべきは、當時支那との交通の從來よりも一層頻繁となれること也。當時の文化の爾かく隆盛となれるは、慥に支那の影響多きに居れりしならむ。支那は當時唐の玄宗の御世に當り、唐朝文明の最盛時なれば、我より遣唐使を派し、僧侶及び學生を留學せしめ、彼よりも亦多くの僧侶來朝せしかば、彼邦の燦然たる文化が如何ばかり本邦を感化せしや、推察するに餘りあり。唐の首都は長安にして、長安城の華美を極めたる様は、彼土の詩文に多く見ゆ、且玄宗帝の時代には、文藝の最盛時の事として、李白、杜甫、高適、岑參、王昌齡、孟浩然の詩文に於ける、吳道玄、王維、韓幹、曹霸、

吳道玄——字道子、陽翟人、舊名道子。少貧、游洛陽、學書於張顛、賀知章、不成、因工

畫。深造妙處、若悟之於性、非積習所能致。初爲襄州瑕丘尉。明皇玄宗聞之、

召入供奉。更今名以道子爲字、由此名震天下。其筆法超妙、爲百畫聖、早年行

筆差細、中年行筆磊落、如草菜條。人物有八面生意、活動、其傳采於焦墨痕中、畧

施微染、自然超出縑素、世謂之吳裝。(圖繪二)

王維——字摩詰、開元初擢進士。官至尚書右丞、家於藍田輞川、善畫。尤精山水、

觀其思致高遠、出於天性。初未見於丹青時、詩篇中、已自有畫意。蓋其胸次

瀟灑、落筆便與廡史不同。(同)

韓幹——長安人。王維一見其畫、遂推獎之。天寶初入爲供奉。時陳闕畫馬、

遇一時、明皇令師之。幹不奉詔、曰、臣自有師。今陛下內厩馬皆臣師也。明皇

益奇之。后師曹霸畫馬。得骨肉停句法、傳染入縑素。弟子孔榮、頗得其法。

(同)

曹霸——髦之后。髦以畫稱於魏。霸在開元中、畫已得名。天寶末、詔寫御馬及

功臣像。筆墨沈着、神采生動。官至左武衛大將軍。(同)

の畫に於ける、顏真卿、賀知章、張顛の書に於ける、何れも希世の才なり。是等文藝の趣味も亦おのづから本邦に入り來りしならむ。留學生にては阿部仲麻呂、吉備真備、僧侶の入唐し、又は來朝せるものにては道慈、玄昉、鑑真等、何れも當時の社會に支那趣味を輸入するに力ありし人也。文學の方面にても、是の支那模倣の大勢に隨れ

て漢文大に行はれ、大寶律令及び日本書紀何れも漢文なり。されど漢文は其の語系に於て遂に外國語なるを以て、古語を保存する爲に音訓混合の文体を以て編述せられたる古事記風土記の如き所謂古文と稱する体も出で來れり。而して奈良朝の産出せる中にて最も注意すべきは萬葉集なり。是れ奈良朝に至るまで歴代の名歌を集めたるものなり。山部赤人、柿本人麿、大伴旅人、山上憶良は歌人中の最も傑出せるものにして、概ね格調雄渾にして人情自然の流露を見る。後世歌集に見る如き剪裁なし。漢詩も亦行はれ、天武、持統、文武の朝の名作百二十篇を集めたるもの、懷風藻の名の下に今日に傳はれり。

奈良朝の美術は是の如き燦然たる文化の中に生れたるものなり。其の風格の雄麗無比なる、自然の結果とや云ふべき。而して當時の美術に最も密接の關係を有せしものは佛教の狀態なり。何となれば奈良朝にありても、美術は依然として佛教美術なりければなり。故に左に推古時代より奈良朝に於ける佛教の狀態を一言せざるべからず。

第二節 奈良朝の佛教

奈良朝の佛教を説明するに先ちて、先づ奈良朝以前の佛教を説明するの要あるは免るべからず。今簡單に佛法傳播の歴史より説かむに、佛教は欽明の朝に於て我邦に入り來りしかと、推古の朝までは謂はゞ公認せられざりき。こは傳來日尙は淺くして國民間に知られざりしにも依るべけれども、主として帝室の認許もしくは獎勵なかりしに依ること言ふまでも無し。而して帝室の認許もしくは獎勵無かりし理由は新文明に對する保守的反應の結果として、朝廷の大臣間に其の主義相合はざるものありければ也。即ち進歩主義の蘇我氏が佛教公認論を有せるに對し、時の神祇官たる中臣氏及び物部氏等が外教排斥論を執して相諍頗せる結果、天皇をして偏執の裁斷を爲し得ざらしめし事情ありしならむ。欽明、敏達、用明の三朝は是の如き兩端主義の間に經過せり。然れども崇峻、推古の朝に入り、佛教が是等の障害を排斥して隆然として興るべき時機は來りぬ。何ぞや、穴穗部皇子の叛逆に連りて排佛教の張本物部氏の滅亡是也。而して物部氏を滅ぼせる佛教

の大檀那蘇我馬子が奉戴せる皇太子厩戸は、馬子にも劣らざる佛教の崇拜者にして、而かも聰明穎悟一世の師表として景仰せられたる大人物なり。是の如くにして佛教は物部氏の滅亡と共に、江河を決する如く、上下の社會に汎濫せり。然れども佛教の傳播が一二の權臣若しくは帝室の外護に依りてのみ成されたりと思惟する人わらば、そは大なる誤謬ならむ。吾人は先づ當時の時代精神が、如何に佛教の歡迎に集中せりしかを認識せざるべからず。初め百濟王、佛像經論を貢して信率を勸むるや、天皇大に欽び詔して曰く、古來未だ曾て是の如き微妙の法を知らずと。其の可否を群臣に問ふに及び、蘇我の稻目奏して曰く、西蕃諸國悉く信ず、我日本獨り是に背くべけむやと。天皇の詔と云ひ、稻目の奏答と云ひ、外來の新文物に眩惑して摸倣擬似を喜ぶ國民の性質を最も好く表示せるものに非ずや。當時の我邦は兵力に於てこそ三韓に優れたれ、文物制度は恐らくは及ばざりしならむ。況むや、風氣漸く開けて舊來の文明に慊らざりし折柄なれば、周公孔子も知り難しと稱する殊勝の妙法と聞て、即ち是に走るは寧ろ自然の人情なるべし。物部尾與、中臣鎌子が我邦の天皇は宜しく我邦の神を拜すべし、方今改めて蕃神を拜

せば恐らくは、國神の怒を致さむと言へるは、是れ保守主義の思想にして、恐らくは當代の風氣に、反せる説なりしならむ。さればこそ物部守屋が口を疫疾に藉りて佛像を燒毀せしに、後諸國瘡を發して死するもの多きや、時の人は竊に佛像を漬したる罪なりと謂へりしなれ。佛像を燒く前の疫を謂はずして、却て後の瘡を佛像燒毀の罪に歸す、人心の傾向を見る也。用明天皇は物部中臣二氏の抗議あるにも拘らず、僧を宮中に延きて病を祈らしめたり。又鞍部の多須奈が帝の病の爲に出家するを嘉みし給へり。守屋の滅亡は名は即ち穴穗部皇子の叛逆に坐すと稱すと雖も、其の眞因は蘇我氏との確執なること勿論なり。謂は、名を公事に假りたる私黨の争のみ。然るに朝廷の群臣は悉く蘇我氏に左袒し、一人の守屋に赴けるもの無し。是の一事を以ても、當代の人心が如何に佛教に傾き居りしかを想像し得べきものあらむ。而して是の事實を最も明白に現示せるものは馬子が弑逆の一條に若くは無し。

馬子は崇峻天皇を弑し奉れり。新に帝位に上れる用明^{用明}天皇は崇峻天皇の妹君にて御在しながら、是の弑逆の大罪を一言も問ひ給ふこと無く、馬子の大臣たるこ

と故の如く御信任ますます篤かりき。皇太子厩戸皇子は聰明一世の師表にして、尙ほ馬子がこの大罪を知らざる爲して過ぎ給へり。是は是れ如何なる事体ぞや。是の日本歴史中の最大汚點、我國民が千秋の遺憾として忘るべからざる事實は、即ち佛教が當時の社會に於て、如何ばかり大なる不可思議なる勢力を有し、かを示めせる事實として初めて解釋せらるべきに非ずや。試に見よ、斯る大罪を犯したる馬子は、僅々數年前には崇峻天皇の御爲に穴穂部皇子を誅し物部守屋を誅したる忠臣馬子には非りしか。馬子が是の大逆は、管に守屋征伐が私闘に外ならざるを證せるのみならず、佛教外護の大檀那たる一事が如何に彼をして是の大罪を冒して敢て恐るゝ所無からしむる力ありしかを證するものに非ずや。厩戸皇子が制定せる十七條の憲法は、葬倫綱常を標章して誠に千古の典範たり。斯く聰明なる太子をして弑逆の極惡を知らざる爲ねせしめ、其の光明赫々たる五十年の御生涯に拂拭すべからざる黒點を印せしめたる馬子、彼れ果して何の頼む所ありしぞ。時の群臣は天皇の爲に争て寺塔を立て、一朝御惱あれば祈願の爲に出家をすら厭はず。而して皇族も群臣も、天皇の弑逆者たる馬子を非難したるもの一人も無か

りしにあらすや。管に非難者の無かりしのみならず、馬子病に罹りし時出家して平愈を祈りしもの一千人ありしと謂ふに非ずや。是の如き事實の解釋は、當時朝野を擧げて佛教に對して最も熱心なる歡心を有せしこと、是の歡心の爲めに國体君主に對する道徳も殆ど顧慮せられざりし事、馬子が佛教外護の大檀那として是の強盛なる人心を背後に援引せし事に外ならざるべし。

加ふるに當時の佛教は權威ならび無き蘇我氏の外護を受けたるのみならず、聖德太子の偉大なる人格によりて統率せられたる事は更に大に注意すべき事なるべし。聖德太子は疑ひも無く日本の歴史中にて最も偉大なる人物の一人也。其性格に於て其事業に於て管に推古時代の宗師先達なるのみならず、馬子の弑逆を默過したるは太子の生涯一大失策として爲に深く恨惜すべきも、而かも一世の風氣を啓發して漢竺の文明を輸入し、本邦二千年の人文發達に確乎たる根柢を築きたる其功や、詢に製作の聖と許さるべからず。良しや一代の潮流を抜いて大中正の措置に出する能はず、我國体の上より見て多少の批難の容るべきありとするも、是の如き時代にありて是の如き事業を成す、曠世の英雄にあらざるよりは素

より能はざることも也。當時の人が景仰思慕、其の君父にも優りたるもの宜なりと謂ふべし。書紀其の薨去の状を叙して曰く、

二十九年春二月己丑朔癸巳、半夜麻戸豐聰耳命、薨于斑鳩宮。是時諸王諸臣及天下百姓悉長老如失愛兒、而鹽酢之味在口、不嘗少幼者如亡慈父母、以哭泣之聲滿於行路、乃耕夫止耕、舂女不杵、皆日月失輝、天地既崩、自今以後誰恃哉。(推古紀)
高麗の僧惠慈、亦太子の薨去を傳へ聞き大に悲み誓願して曰く、

於日本國有聖人、曰上宮豐聰耳皇子。固天欣縱、以立聖之德、生日本之國。苞貫三統、纂先聖之宏猷、恭敬三寶、救黎元之厄、是實太聖也。今太子既薨之、我雖異國、心存斷金。某獨生之、有何益矣。云々(推古紀)

斯る大聖大徳が其の五十年の精力を傾けて佛教傳播の爲に盡瘁したる事なれば、それが暫時の間に隆興せるも怪むに足らず。而して太子在世間の佛教は其の信仰の眞摯にして熱誠に充てること、遂に奈良朝に優れり。

推古朝の佛教は、草創尙は淺くして、外觀の壯麗に乏し。試に其の事例を舉げむか、皇太子及び大臣に命じて三寶を興隆せしめ、群臣連亦君親の爲に競て佛舎を作

れり。二。詔して群臣をして銅繡丈六の佛像各々一軀を造らしめ、十三年。聖徳太子は四天王、法隆、中宮、橋、蜂丘、池後、葛木の七寺を興せり。法王帝説。其他伽藍の建造にし

て有名なるもの法興寺あり、熊凝寺あるのみ。小墾田宮に於ける安宅經の轉讀十一

と、十四年及び二十五年に於ける太子が勝鬘經の講義とを外にして、經典講讀の事蹟の、書紀釋書に載せられたるものなく、海外の往來は尙は未だ盛ならず、名僧高德は多く三韓より來れり。而して推古朝の末年には、寺院の數四十餘、僧尼千三百八十餘人ありきと傳ふ。是等の事實を取て天平時代の盛況に較ぶれば、素より十の

一にだも及ばざる明なる事實也。而かも予が當時の信仰を以て却て天平に優れるものありとするは何ぞ。予の見る所にては、當時の佛教は眞に敬虔の赤心を以て崇奉せられたるが如し。蓋し當時の人の信仰は、三寶に歸依だにすれば、如何なる罪障も消滅すべしと謂ふが如き、他力冒信にはあらず、眞に自己の功德によりて佛果の應報を得むとする、正直なる道徳心に本づきしなるべし。聖徳太子の憲法

第二條には、篤く三寶を敬すべきを標示して、四生の終歸、萬國の極宗なりとし、「人甚だ悪しきもの少し、能く教ふるを以て從ふ。其れ三寶に歸せずむば何を以てか

枉を直さむ」と曰へり。是れ言ふ迄でも無く、倫理の典範を佛教中に求めたるものにして、信仰と道徳との同軌を明にせるものにあらずや。而して當時の僧侶が衆庶の儀表を以て任じたるの事實は、左の一例を以ても推測し得らるべし。推古の三十二年、一僧あり、斧を執て祖父を毆つ。天皇是事を聞き大臣を召して詔して曰く、「出家は頼るに三寶に歸して、具に戒法を懐つ、何を憚忌すること無くして、輒ち惡逆を犯すや。今朕聞く、僧あり祖父を毆つと、悉く諸寺の僧尼を聚て是を推問せよ、若し事實ならば重罪せむ」と。一僧侶其祖父を毆つの一、事天關に達して詔勅を煩はす、事小にして決して小ならず。又是の如きの一小罪も、僧侶の行爲として、如何に大罪と考へられしかを想ふべし。時に百濟僧觀勤上表して罪を謝す。中に曰へるあり曰く、「佛法傳來より未だ百歳に滿たず。是を以て僧尼未だ法律に習はず、輒ち是の惡逆を犯せり。諸々の僧尼等、惶懼爲す所を知らず。仰ぎ願くは惡逆者を除いて、以外の僧を赦免せられむことを」と。祖父毆打の一事も、如何に宗教界全體の大事件として當時の僧尼を恐縮せしめしかを想見すべし。而して是の上表に惡逆者以外の僧云々の語あるによりて見れば、是の一小事に連座して刑辟

に擬せられし僧尼亦少からざるを見るべし。天皇是の哀願を聽し詔して曰く、「夫れ道人も尙ほ法を犯さば何を以てか俗人を誨へん」と。這般の事實によりて、優に佛教の純然なる状態を想像し得べし。佛法傳來次第に是の事を記して曰く

三十二年甲申四月有一僧以斧打敏祖父。閩巷嘆曰、太子在世、豈有此逆罪哉。云々

亦以て太子在世時の宗教界を想像し得べきに非ずや。

推古より孝徳天智を経、淨見原の朝廷より元明以下の奈良朝に入るに隨ひ、佛教は愈々傳播し僧侶の數の多きこと、造寺造像の莊嚴なること、講經修法の盛大なること、佛教に關する詔令制度の具足せること、學僧の入唐歸朝繁忙なること、凡そ是等外觀上の事柄は年を追ふて隆盛に赴けることは素より言ふまでも無きこと也。今二三の事例を左に擧げひに、舒明の十一年に京都造寺司を置けり、扶桑略記伽藍の建築愈々盛なるを見るべし。四天王寺、大安寺に巨額の封戸を納れしも、百濟大寺及び其の九重塔を建てしも、是の時代也。佛教の外護者たりし蘇我氏は皇極の朝に滅びしも、蘇我氏を亡ぼしたる中臣氏も丈六の釋迦佛像を造りて事の成就を祈願

せるを以て見れば、佛教は新に大檀那を得たりと謂ふべし。孝徳天皇は書紀に「尊
 佛法、輕神道」と記され給ひし程なれば、列世に挺で、是の教を獎勵し給ひしこと
 知るべし。古人大兄皇子は讓位の争に際し、自ら法興寺の佛殿に詣で、髻髮を削り
 袈裟を着け給ひぬ。白雉二年二千餘の僧尼を宮中に請じ、勅して二千餘の燈明を
 點せしむ。二千餘人の僧尼と云へば、推古天皇末年の僧侶全數に超ゆる事凡そ七
 百人、而してこは單に宮中に請じたる一部分のみ、佛教の傳播想ふべし。敕して丈
 六の繡佛、挾持八部四十六像を造りしも、漢の山口直大口が詔を奉じて千體佛を刻
 めるも是の頃也。齊明より天智、天武に到るに及び儀禮式目漸く整ひ、伽藍堂塔亦
 舊時の比に非ず。或は内裏に於て百佛の開眼を行ふあり天智紀、或は書生を聚め
 て始めて一切經を川原寺に寫すあり天武紀、或は威儀法服の制を定め天武紀、或は
 齋を二千四百の僧に設け、諸國に命じて金光明、仁王の二經を轉讀せしむ同四。天武
 が其皇后の病の爲に願立せる藥師師の如きは、宏大壯麗、前代未だ見ざる所、扶桑略
 記是を記して、「土木之功熟於三帝、日月之營送於五代、寶塔穿雲、亘于千代、不古。殊
 殿承日、歷于萬劫、長今。」と云へり。以て當時の狀を察すべし。而して佛教流布の

範圍の管に京畿近國に止らず、信濃の善光寺、駿河の宗教寺、宗徳寺、遠江の白仙寺、武
 藏の淺草寺、下野の藥師寺、筑紫の觀世音寺等、皆是時代に建造もしくは建造に着手
 せられき。持統紀に、「越の蝦夷の沙門道信に、佛像一軀、灌頂の幡、鐘鉢各一口等を
 賜ふ」三の記事あるを以て見れば、北越、出羽、陸奥の邊陲亦既に寺院のありしを知る。
 進で奈良朝に入れば、寺塔の營繕愈々盛なり。先づ藤原氏が其興福寺を平城に營
 めるを始めとして、單に帝都附近に就いて言ふも、大安寺、長谷寺、海龍王寺、新藥師寺
 唐招提寺、東大寺、西大寺等、其他の小なるもの指擧に遑あらず。三笠山より西方一
 帶の地は、堂塔相望み、梵唄讚誦の響、旦暮に響くの狀、今日其遺蹟を案するも、人とし
 て神往せしむるものあり。殊に東大寺の造營の如きは、我邦歴史上に於て空前絶
 後の壯舉也。其詔の中に曰く、「菩薩の大願を發して、盧舍那佛金銅像一軀を造り
 奉る、國銅を盡して像を鎔し、大山を削て以て堂を構へ、廣く法界に及ぼして、朕が智
 識となす、夫れ天下の富を有つものは朕也、天下の勢を保つものは朕也、是の富と勢
 とを以て此尊像を造ること、事成り易くして、心至り難し」と。其大願鴻謨、寧ろ驚嘆
 すべからずや。この東大寺を造り給へる聖武天皇の志の那邊に存せるかは、未だ

明ならずと雖も、天平勝寶元年東大寺に幸して大佛の前に宣明せられたる中に「種々の法中にて佛の大御言を國家鎮護に勝れたり」と聞食して、天下の諸國に最勝王經を收め盧舍那佛を造り奉る」取意の文字あるによりて察すれば、東大寺を以て暗に諸國の國分寺に對する總國分寺に擬せられたるの意、略明なるが如し。國分寺に經を具へ盧舍那佛を安置す。斯くて天皇、皇后、太子を始め、群臣百寮を率ゐて、東大寺に幸するもの前後數回。九五の位を以て、畏れ多くも三寶の奴と自稱し給ひ、以て天下の儀表となりて、佛教の興隆を期し給へり。佛教外觀の盛大、前後其比を見ざるは、實に是天平の時代也。

第三節 彫 刻

第一 美術上の分業

奈良朝の美術は前二章に述べたる如き人文の開發、外觀上、佛教の興隆の勢に乗じて起りたるものなり。さればあらゆる點に於て是の盛大の時勢を發表せり。

今此時代の彫刻を述ぶるに先ち、一言し置かざるべからざるは美術上の分業也。前に述べたる如く從來は彫刻と繪畫とは同一人によりて作られたるもの、即ち畫師と云へば同時に彫刻師も兼ねたるなりき。例へば欽明紀十四年の條に「命畫工造佛像二軀」とあるが如き是なり。又前章に述べたる中に、旻法師の死に臨みて畫工狛堅部子麿、鯉魚戸直に命じて佛菩薩像を造らしめしことも、黒川博士の説の如く彫像の義に解せば、こも亦是の一例と爲りぬべし。兎にも角にも是二種の美術が同一畫師の手に成りしことは疑を容れざるが如し。然るに文武天皇の頃よりは是間に分業の起りし跡見ゆ。大寶令中の職員令、義解に左の文字あり、

畫工司、正一人、掌繪事。即畫文、即繪事、後、兼是也。彩色。即用畫之雜色。即朱、紅等之類。其朱、紅等雜色在大藏省及內藏寮、隨其用度、臨時受用、帶不貯之也。

こは畫工正の職務也。是下に畫師四人、畫部六十人、使部十六人、直丁一人あり。何れも正の命を奉じて墨畫彩色其他の雜務に従ふものと見ゆ。是に「畫文」と云へる一句注意すべし。畫文は即ち華文を繪くの意に解すべし。是によりて考ふるに大寶令以來所謂畫工の司るところは、從來の如く繪畫彫刻の全般に涉らずして、單

に華文を彩り畫くこと、爲りしならむ。然らば佛像に關する繪畫彫刻は何人か其局に當りしかと云ふに、恐らくは僧侶なりしならむ。蓋し佛像を繪き又は刻むには豫め佛像の儀軌に通せざるべからず。能く佛像の儀軌に通ずるには勢ひ佛經に通せざるべからず。されば佛經に通ずる僧侶が佛像の彫刻及び繪畫に當りしことは最も自然の結果とや謂ふべき。且佛像の繪畫彫刻は布教の方便として最も大切なものなれば僧侶を他人の手に一任せず。多く自己の手にて是を成就せしことも自然の事なるべし。是を以て古の佛畫佛像は多くは僧侶の手に成れり。これ歷史上に明白なる事實也。例へば現時東大寺三月堂に安置せる不空羅索觀音菩薩の像は良辨の自作なるが如し。

(註) 東大寺要錄卷四——櫻會緣起云、伏惟法會本施主故僧正院下遍遊普門、示普門之一形、恒廻迷津、救迷津之多苦、戒香薰身、閱而三葉無瑕、惠鏡懸心、臺而六情常明、惜寸陰而轉法輪、投尺璧而弘聖化、護恩護法、功迥越古今、守工利生之德、特秀前後。忠貞外備、巽々奉六代之朝、信敬內融、乾々莊三寶之德、增復以去、天平朝始奉爲四恩、窮目連之三德、功盡毗首之一制、匠敬造不空羅索觀自在菩薩之像云々。

是を要するに奈良朝當時の美術家は左の如くなりしならむ。



美術界の大部は僧侶の手にあるを見るべし。

第二 彫刻家

當時彫刻家の主なるものは左の人々なり。

(一) 稻文會 及 稻主勳

(二) 良辨

(三) 行基

(四) 僧觀規及武藤村主多利麻呂

(五)國中連公麻呂及僧實忠

(一) 稻文會及稻主動

大和磯城郡泊瀬山の半腹に長谷寺と云ふ莊大なる伽藍あり。養老五年弘福寺沙門道明の願立に係り、十一面觀音の像を安置す。願立當時是像を刻みたる佛師は稻文會稻主動なりしと傳ふ。是の二人の傳記は長谷寺本尊の佛師なりしと云ふ外更に傳はらず。今古書の載せる所を摘記すれば左の如し。

養老五年建長谷寺。願主弘福寺沙門道明如常佛師稻文會稻主動。(任補)

養老五年(中畧)建長谷寺。願主弘福寺道明。近江國高島郡有浮耀靈木、所至之處

必有疾疫。隨水漂流、至山城國宇治河、道明曳之、至干長谷、無力造佛、專勤禮拜、良

久。大臣藤原房前申請朝廷、賜稻三千束、令造丈六十一面觀音像、安置之。雷公

降臨、摧盤石、令爲其座矣。(中畧)佛師稻文會、稻主動。(七、大寺年表)

是靈木云々の事は扶桑略記にも載せり。

(前畧)其佛木者、自近江國高島郡三尾前山、流出霹靂木也。所至之處有疾疫、隨人

漂流、遂至太和國葛木郡神河浦。爰沙門道明、沙彌德道、控引此木、企造佛思、有志無力、專勤禮拜。於是正三位行中務卿兼中衛大將藤原朝臣房前、奏聞公家、依教下行、大倭國稻三千束、因茲奉造十一面觀世音菩薩像一體。二丈六尺。高丈雷公降臨、破作方八尺盤石、令爲其座矣。佛師稻主動、稻文會二人之作。云々。

是二人が當時の名工なりしことは諸種の記録に明なり。寛平八年菅原道真撰と傳へらるゝ長谷寺縁起によれば、是二人が像を造り初めてより二日目に、樵父吉躬津麻呂なるもの山に入りて薪を取りしに、遙に六臂地藏菩薩と六臂の不空罽索觀自在菩薩が手毎に鑿刀を取り、一個の佛像を刻めるを見る。津麻呂いと難有事に思ひて山を下りて其所に到れば、地藏菩薩と觀音菩薩とは見えずして、稻文會と稻主動の二人のみあり、依て二人が菩薩の化身なるを知れりと云ふ。雷公降臨云々の傳説も亦以て二人の作が如何に優れたるものなりしかを想像するに足る。續古事談によれば、惠心僧都夢に極樂の阿彌陀佛を拜まひと思は、此佛を觀奉れと告られたりと云ふ。甚しきは稻文會稻主動の二人を天照太神春日大明神の化身なりと傳ふるものあるに到る(伊水温故卷上、野寺町長明寺傳)。妄誕眞に絶倒すべしと雖も二人

の名工なりし證としては記憶すべき事ならむ。然れども惜い哉、長谷寺は天慶七年より十數次の火災に罹り、現時の堂は慶安三年徳川家光の造營する所にして本尊の十一面觀音は天文年中、僧良學及び丹後二人の作なりと云ふ。因に云ふ、稽文會等の造れる十一面觀音は、丈六なりと云ふ説と、二丈六尺なりと云ふ説と、われども、二丈六尺を真なりとすべし。現時の像も亦二丈六尺なり。

稽文會等の作と稱する佛像尙ほ此外にもあれども多く言ふに足らざるが如し。而して今日に於て其作一として殘留せざるは最も悼惜すべき也。

(註)多武峯畧記卷下曰、安祿阿彌陀如來像一軀、皆金色、長六尺、脇仕二菩薩像各一軀、皆尺許、件三尊、氣首訓作。氣首訓は稽主動なるべし。

法隆寺中院良訓補忘集當時草創云、聖武天皇御願、天平勝寶第八丙申年、開創する所也。本尊十一面は大唐佛工稽文會稽主動が作る也。云々。

終りに尙一言せむに、是二人は日本人なりしや、又は外國人なりしや。其名の文字上より見れば外國人なるが如し、且茲に引用せる文中にも大唐佛工とあり。されど伊水溫故卷には「聖武帝の時の人、鎌足の弟藤原有純を稽主動と云ひ、子是純

を稽文會といふ」とあり。何れが真なりやを知らずと雖も、當時佛工の名匠は多く外國人なりしこと、大佛の工師國中連公麻呂すら亦外國人なりしこと等によりて想像すれば、大唐の人なりとする説或は正しからむか。

第三 東大寺大佛

天 平 時 代

奈良朝遷都以後、造寺造像の大なりしことは前章既に是を述べたり。然れども佛師も佛像も共に今日に傳はらざるもの多し。唯東大寺の大佛は、良し創立當時の物ならずとも、今日迄存在せり。

是の大佛は奈良朝佛敎の最盛時を標準せるものにして、聖武天皇が三寶興隆の爲に一國の宮を傾け帝王の威を揮て成就せる一大事業なり。美術歴史の上より見るも、奈良朝彫刻の進歩を表はせる一大紀念碑なるを以て、特に是を細説せむ。

天平十五年十月の盧舍那佛鑄造の詔は、大佛造營の微願を明にせるものなり、朕以薄德恭承大位。志存兼濟、勤撫人物。雖率土之濱、已霑仁恕、而普天之下、未洽法恩。誠欲賴三寶之威靈、乾坤相泰、修萬代之福業、動植咸榮。粵以天平十五

年歲次癸未十月十五日發菩薩大願奉造盧舍那佛金銅像一軀盡國銅而鑄像前
 大山以掃堂廣及法界爲朕智識遂使同蒙利益共致菩提。夫有天下之富者朕也
 有天下之勢者朕也以此富勢造此尊像事之易成心之難至但恐徒有勞人無能感
 聖或生誹謗反墮罪辜是故預知識者懇發至誠各招介福宜每日三拜盧舍那佛自
 當存念各造盧舍佛也。如更有人情願持一花草一把土助造像者悉聽之。國郡
 等司莫因此事侵擾百姓強令收斂布告遐邇知朕意矣。

以て大佛造營が實に國家の大事業なりしことを想ふべし。斯くて初めは紫香樂
 にて次に平城にて前後十年を経て天平勝寶四年に到り初めて開眼を告げたり。
 蓋し初めに紫香樂にて着手せられたる像は成就するに及ばずして已み天平十七
 年に於て更に地を平城にトし同十九年九月を以て鑄造に着手せられたるを以て
 鑄造の爲めに費やせる日子は三年なり。史に所謂三年八箇度の改鑄とは是を云
 ふ也。八箇度の改鑄と云へば其困難想ひやるべき也。適々陸奥國守百濟王敬福
 其部内小田郡即ち今の金華山に黄金を出せりとて是を献貢せしかば是金を以て
 塗金の料に供せられたり。かくて天平勝寶四年四月に到りて開眼の式あり。續

日本紀是を記して曰く、

夏四月乙酉盧舍那大佛成始開眼。是日行幸東大寺天皇親率文武百官設齋大
 會其儀一同元日五位已上者著禮服六位已下者當色。請僧一萬既而雅樂寮
 及諸寺種々音樂並成來集。復有王臣諸氏五節久米例楯伏踏歌袍袴等歌儼
 東西發聲分庭而奏所作奇偉不可勝記。佛法東歸齋會之儀未會有如此之盛
 也。

斯くして成りたる大佛の大は左の如し扶桑畧記に依る

結跏趺坐高五丈三尺五寸
 面長一丈七尺廣九尺五寸
 突髻高二尺
 肩長五尺四寸五分
 目長三尺九寸
 口長三尺七寸
 頤長一尺六寸

臂長一丈九尺
 肘至腕長一丈五尺
 掌長五尺六寸
 中指長五尺
 脛長二丈三尺八寸五分
 膝前徑三丈九尺
 耳長八尺五寸

頸長二尺六寸五分
肩徑二丈八尺七寸

胸長一丈八尺

腹長一丈三尺

石座高八尺、上周三十丈七尺、基周三

十九丈五尺

膝厚七尺
足下一丈二尺

螺形九百六十個、高各一尺、徑各六寸

銅座高一丈、徑六丈八尺、上周廿一丈

四尺、基周廿三丈九尺

圓光一基、高十一丈四尺、廣九丈六尺

外に挾持菩薩二軀あり、高各三丈、面長六尺、廣五尺、口長二尺一寸、耳長五尺九寸、眉長同五尺九寸、目下二尺二寸、鼻下徑一尺八寸なりと云ふ。又當時大佛鑄造の爲に費やしたる材料は左の如し扶桑略記に依る

熟銅、七十三万九千五百六十斤、

白銀、一万二千六百十八斤、

鍊金、一万四百四十六兩、

水銀、五万八千六百二十兩、

炭、一万八千六百五十六石、

又大佛を容るゝ殿堂の大、左の如し一。

佛殿一字、二重十一間、高十五丈六尺、東西二十九丈、廣十七丈。基、砌高七尺、東西

長三十二丈七尺、南北砌長二十丈六尺、柱八十四支、殿戸十六。

規模の雄大輪奐の宏壯以て見るべし。三國一の大伽藍と呼ぶるゝも敢て過稱には非りしなるべし。今日現存する奈良の大佛殿及大佛の大部分は不幸にして天平常初のものに非ずと雖も、茲に遊ぶもの彷彿として千數百年前の偉業を想望するに足らむ。今序なれば大佛の沿革を略記すれば左の如し。

開眼後七十六年を経て、天長四年八月淳和天皇四年に到り大佛像漸く傾けりしかば是を修せり。夫より九年を経て齊衡二年五月文德天皇三年に到り劇震あり、佛頭地に墜つ。

越て六年貞觀三年清和天皇三年に到りて是を修補す。是時散位從五位下齊部宿禰文山と云へるもの轆轤、雲梯の方便にて斷頭を續けりと云ふ。後三百二十年を經治承

四年十二月高倉天皇十二年平重衡南都の僧征伐の折、殿堂兵燹に燒失し、大佛の軀亦殆ど鎔壞す。翌養和元年安徳天皇元年後白河天皇再建の勅念を發し、敕して源賴朝を大檀越となし、俊乘坊重源と云へる僧を大勸進職に補し、壽永二年二月大佛の右手を鎔、四

月佛首を造る。治工の長は宋人陳和卿同陳佛壽邦人日下部是助等なり。建久元年上棟し、同六年竣工す。是時大殿の高さ二十四間、東西四十三間餘、南北二十五間餘、大工の長は物部爲里、櫻島國宗、佛工長は康慶、運慶、定覺、快慶等也。是より三百七十年を経て、永祿十年十月正親町天皇十年三好長慶、松永久秀を多門城に襲はむとて、軍卒三千を當殿に宿陣せしめしに、却て松永の反撃するところとなり、爲に殿堂再び兵火に罹れり。佛頭斷落す。時に筒井順慶是を悼み、山田道安、慈明寺順國等を遣はし、玄米一千石を寄進す。道安亦自ら財を投じて共に斷頭を造續す、而かも殿堂は尙ほ興るに及ばず。爾來露佛たること百三十餘年にして、東大寺の塔頭大喜院の徒弟に公慶と云ふものあり、大殿經營の志を發し、奔走の末貞享元年五月靈元天皇十年大勸進職に補せられ、將軍綱吉を大檀越として、遂に殿堂を再建す。是れ即ち今日奈良東大寺として現存する所のものなり。

大佛は以上の變遷を経過せるを以て蓮華座を省いては又更に天平當初のものにあらず。實に惜むべし。蓮華座は其葩瓣に三千大千世界の圖様を彫刻せり。佛像と云ひ、須彌山と云ひ、曲線の運用最も巧妙を究む。是によりて厩に當初の優

秀なる技巧を想ふべし。又東大寺の法華堂に「雜形の像」(第七圖)と稱するもの現存せり。傳へて天平當時のものなす。少しく疑ふべき點無きに非ざれども、或は國中公麻呂等が試作せりし幾多雜形の一なるやも知るべからず。是雜形によりて想像すれば、天平當初の大佛の風格優勝なること、決して現存のもの、比に非るを知る也。

偕て是大佛を造れる佛工に就いて一言せむに、大佛佛工は明に知るべからず。

されど史に散見するところによれば、概ね左の如かりしならむ。

- 木工長 猪名部百世
- 同 益田繩手
- 鑄工長 國中連(公君)麻呂
- 鑄工 高市眞國
- 同 柿奈小玉
- 同 高市眞麻呂

又此外に東大寺要録によれば、權別當實忠と云へるもの御光一基を造れりしが如し。即ち其文に雜事章第十 曰く

大佛師從四位下、國中連公麻呂等申云、此大佛御光、不知奉造方、遂辭不造矣。于時僧正正賢、大律師告曰、汝實忠師可奉造也。於是實忠、不得排命、至心投誠、率諸大工等、上件大光、造飾畢。云々

公麻呂の事は續日本紀三十三、寶龜五年の條下にあり曰く、

散位從四位下、國中連公麻呂卒、本百濟國人也、其祖父德率國骨富。近江朝庭、歲癸亥(天智三年)、屬本蕃、裴亂歸化。天平年中、聖武皇帝發弘願、造盧舍那銅像、其長五丈。當時鑄工、無加手者。公麻呂頗有巧思、竟成其功。以勞、遂授四位、官至造東大寺次官兼但馬員外介。云々

是によりて見れば、公麻呂も亦從來の有名なる彫刻家と等しく、外國人の子孫にして、其鑄造術に於て當時に冠たりしを見るべし。斯る名工が大佛の御光を飾る能はざりしは如何にも不倫に似たれども、こは深く怪むに足らざるべし。想ふに公麻呂等が御光を造る能はずと申せしは、技工の能くせざるには非ず、佛教の經典に

曉通せざるが爲に、其の儀軌を知らざとの謂ならむ。是れを以て權別當實忠が代て是を作りしならむと想はる。公麻呂の外、諸技師の傳記は史に是を載せざるを以て知るに由無し。

第四 是の時代の優秀なる製作物

奈良時代の我美術史に於けるは、猶希臘のペリクレース時代の西洋美術史に於けるが如し、而して鎌倉時代は恰も彼邦の文藝復興期に酷似せり。奈良時代の彫刻は天平の盛時を中心として、おのづから三期と劃せらるること、亦希臘の美術の如し。是を概説すれば、初期のものは像式に拘泥して技巧の自由を示めず、及ばず、刀法塑法共に拙し。法隆寺講堂に安置せる十一面觀音もしくは唐招提寺の觀音數體は、是の期の遺物として見るべきものならむ。中期は天平美術の全盛時代にして、本邦佛像の精英は多く、是時代の所生なりと謂はむも不可無し、其の度量精嚴、比例亦善く、整ひ刀、塑、髹法の巧妙を究む、其の表情亦高偉にして、而かも典雅沈澁真にクラシックの妙あり。儀容恣態人をして恍惚たらしむるものあり。東

大寺三月堂の梵天帝釋天執金剛神像、觀音像、同じく戒壇院の四天王像及び法華寺の十一面觀音、藥師寺の聖觀音など正に是期の所生なるべし。先に述べたる大佛の雛形も恐らくは是の期のものならむ。末期は天平以後平安朝に到る凡そ三十年間を云ふ、雄麗高雅なる天平の風格漸く衰へ、氣魄貧弱に傾き、伎巧の徒に精穢に流るゝを見る。新藥師寺の藥師十二神將、法隆寺金堂の吉祥天像、辨財天像、東大寺三月堂の同じく吉祥辨財二天、及び其他の天部像體數個も恐らくは是の期の産物ならむか。是れを希臘に比較せば、初期はピタゴラス Pythagoras、ミロン Myron 等によりて代表せらるゝ第一期に、中期はフアイデアス Phedias、アルケメネス Alkmenos 等によりて代表せらるゝ第二期に、末期はスキュパス Skopas、プラキステレス Praxiteles 等によりて代表せらるゝ第三期に相當すべし。左に是時代の製作の最も有名なるものに就いて簡単に説明すべし。

(一) 三月堂執金剛神(圖八) 三月堂は東大寺の中にあり、本名を法華堂と謂ふ。南都七大寺巡禮記、東大寺記、羅索院の條下に曰く、南向三間四面、號三昧堂。本尊、金色不空羅索四天王像、足下鬼形等神妙也。件



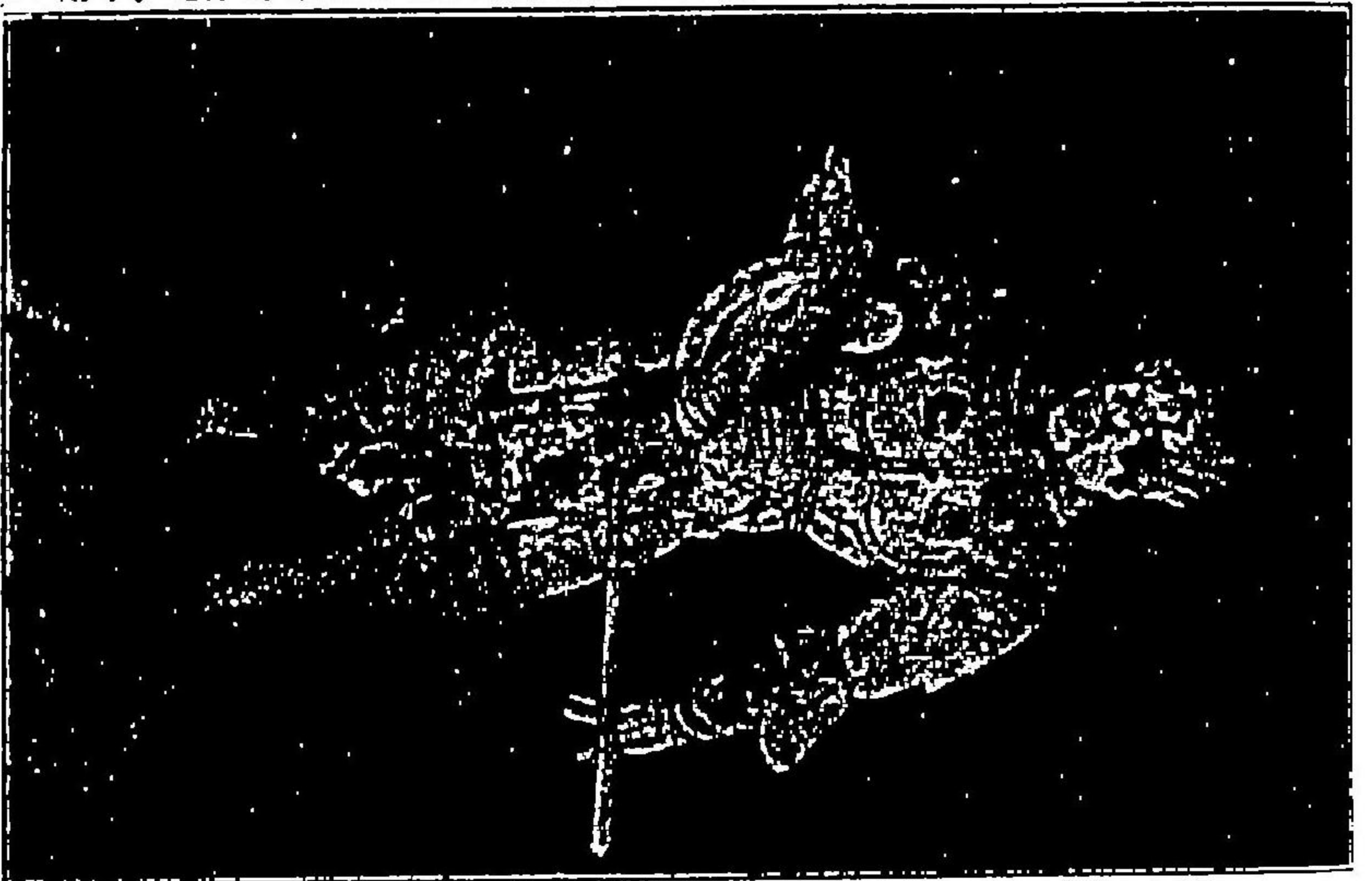
第八圖 東大寺三月堂執金剛神像 (一四四頁)



（頁五四一）像天梵堂月三寺大陳 圖九第

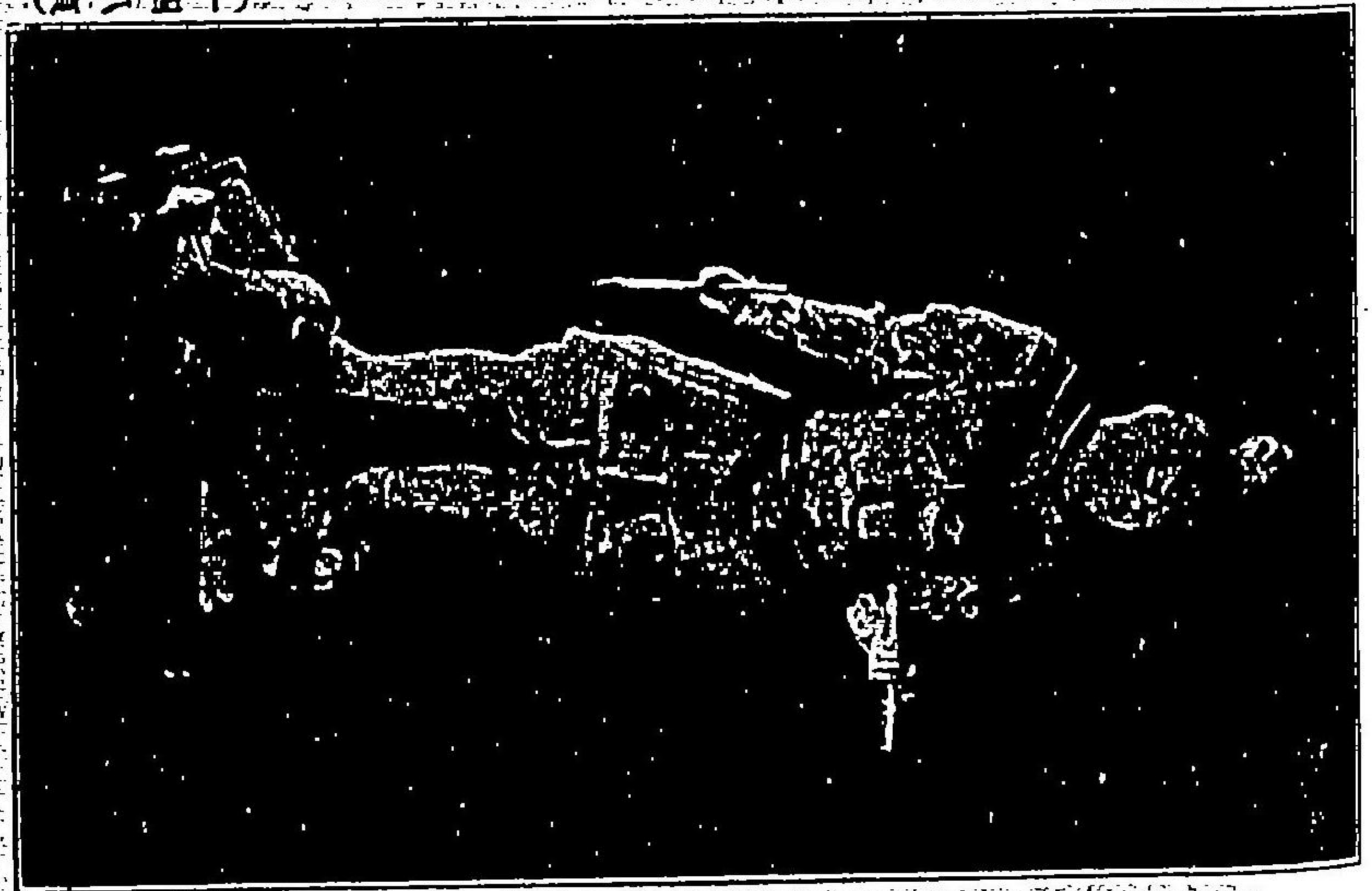


（頁六四一）像立音觀索網空不堂月三寺大東 圖十第



(一四八頁)

一の將神二十師樂寺師樂新 圖四十第

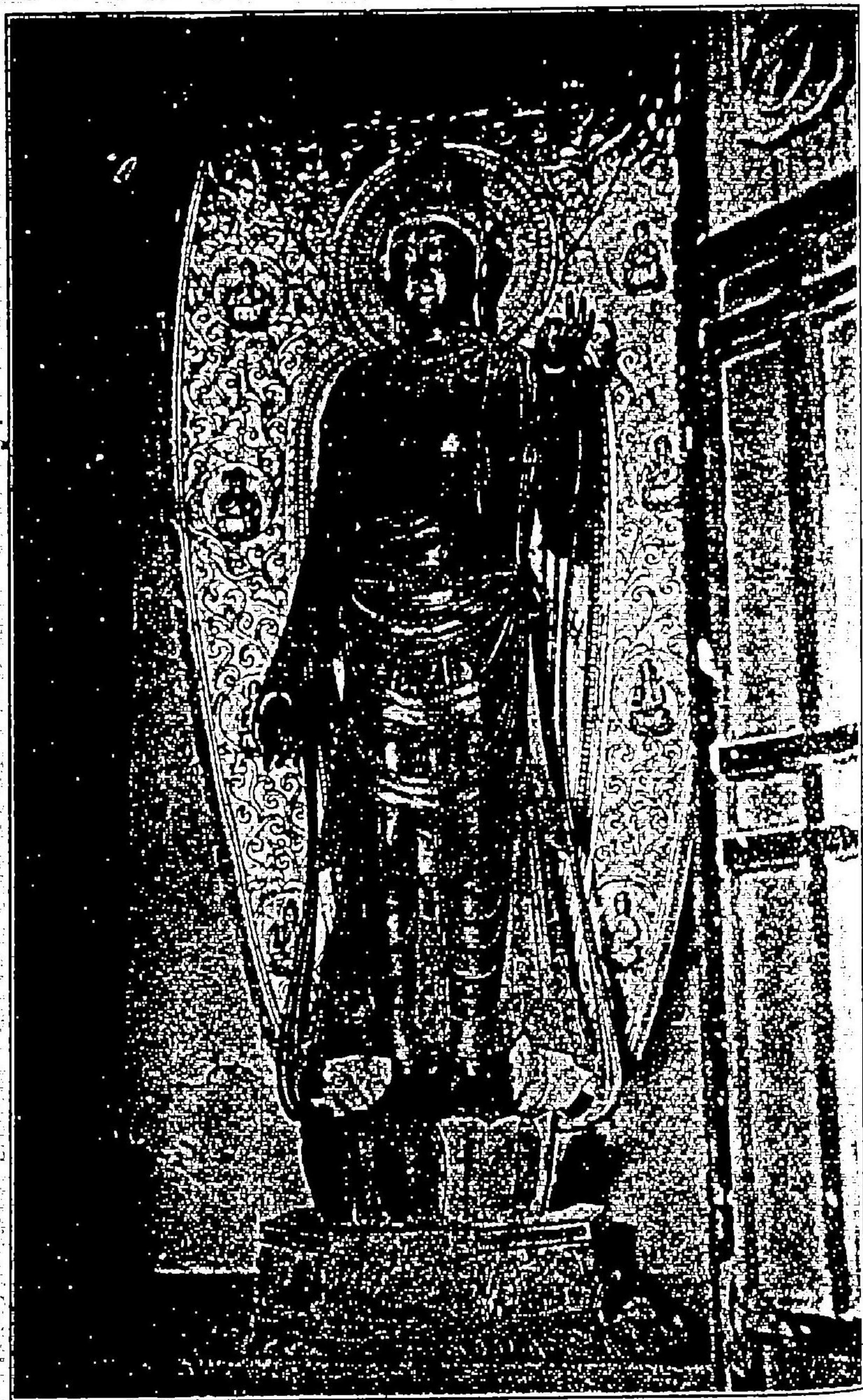


(一四八頁)

天目廣一の後王天四院前戒寺大東 圖一十第



第 二十 圖 法 華 寺 一 面 觀 音 像 (一 四 七 頁)



（頁七四一）像音觀聖堂院東寺師藥 圖三十第

【...】

堂在大佛殿東山後戸北面安執金剛神立像。此像金鷲行者良辨僧正之本尊也。不可思議靈像也。右手持金剛杵左手作拳下。天慶將門之亂干時公家御祈禱本尊也。云々。

天 平 時 代
塑造にして長五尺五寸帶甲の夜叉形にして忿怒叱咤の相貌雄渾なり。顔面二肢の筋骨の伸縮必ずしも實に逼らずとも尙ほ曠悲降伏の氣魄と契して一種の妙あり。全身の着色割合に剝落せず但しこは後人の塗抹に係るものもあるならむと想はる。されど古來秘藏佛にして常に開扉せざりしが爲に傳彩尙ほ爾かく清鮮に残れるか。世俗に蜂神と謂ふ其由は天慶の亂に際し朝廷鎮靜を是像に祈りしに其右方の髻結忽ち大蜂となり東方に飛び去りて將門を襲す是の冥助によりて輒すく征伐するを得たり。爾來是の神像は王城の鎮護の爲に北面して立つと。事素より信すべからずと雖も古來靈妙の作として崇拜せられしこと是によりて察し得べし。是一條は東大寺要録に載せり。

(145) 二 同梵天像及帝釋天像(第九) 是の二軀は三月堂の本尊不空羂索觀音の脇士にして何れも乾漆着色長一丈三尺二寸あり梵天殊に優れたり。儀軌以前の

堂在大佛殿東山後戸北面安執金剛神立像。此像金鷲行者良辨僧正之本尊也。不可思議靈像也。右手持金剛杵左手作拳下。天慶將門之亂于時公家御祈禱本尊也云々。

天 平 時 代
塑造にして長五尺五寸帶甲の夜叉形にして忿怒叱咤の相貌雄渾なり。顔面二肢の筋骨の伸縮必ずしも實に逼らずとも尙ほ曠悲降伏の氣魄と契して一種の妙あり。全身の着色割合に剝落せず但しこは後人の塗抹に係るものもあるならむと想はる。されど古來秘藏佛にして常に開扉せざりしが爲に傳彩尙ほ爾かく清鮮に残れるか。世俗に蜂神と謂ふ其由は天慶の亂に際し朝廷鎮靜を是像に祈りしに其右方の髻結忽ち大蜂となり東方に飛び去りて將門を蝨す是の冥助によりて輒すく征伐するを得たり。爾來是の神像は王城の鎮護の爲に北面して立つと。事素より信すべからずと雖も古來靈妙の作として崇拜せられしこと是によりて察し得べし。是一條は東大寺要録に載せり。

(145)
二 同梵天像及帝釋天像(第九) 是の二軀は三月堂の本尊不空罽索觀音の脇士にして何れも乾漆着色長一丈三尺二寸あり梵天殊に優れたり。儀軌以前の

作なれば單に袿衣を衣て合掌せるに過ぎず、男女神人の特相を絶し、空靈超脱の威嚴を表はせるところ、氣格真に高邁、人をして覺えず肅然たらしむ。寺傳には行基の作とあれども、素より信じ難し。東京帝國博物館には先に擧げたる執金剛神と、是梵天との模造品あり。

(三) 同不空絹索觀音立像(第十圖) 此は三月堂の本尊也。東大寺の開祖僧正良辨の作也。東大寺要錄に櫻會緣起と云へる書を引きて、「忠貞具備異々、奉六代之朝、信敬内融、乾々莊三寶之德、増復以天平年、始奉爲四恩窮目連之三德功、盡毗首之一制匠、敬造不空絹索觀自在菩薩之像、云々」とあり。

(四) 東大寺戒壇院四天王像(第十圖) 是れ亦天平塑像の秀絶なるものの一也。四天王とは佛説によれば須彌山に住して護國護法を司る天神にして、東方に座するを持國天(梵名毘留賴吒)と稱し、西方に座するを廣目天(梵名毘留博叉)南方に座するを増長天(梵名毘留勒叉)北方に座するを多聞天(梵名毘沙門)と云ふ。戒壇院は永祿年間三好松永の亂に遇ひ大佛殿と同時に炎上し、現時存するものは享保中の再建に係るを以て是の四天王像も初めより茲にありしものに非るべし。先に擧げ

たる東大寺巡禮日記、絹索院の條下に「本尊菩薩四天王及鬼形等可見」と云へるは、蓋し是の四天王の事なるべし、然れば是像もとは三月堂の中に安置せられしものか。像の長各々五尺四寸、塑製にして着色なり、各々の惡鬼を析伏して立てり。

(五) 法華寺十一面觀音像(第十圖) 法華寺は大和國添上郡佐保村にあり、藤原不比等の第址にして光明皇后の創立なりと傳ふ、元は尼寺なりしが如し、十一面觀音は其の本尊にして木彫、長二尺二寸なり。寺傳によれば天竺健陀羅國の佛工文答師と云へるもの其國の王后の命によりて本邦に來り、光明皇后の尊容を摸して二牀の觀音像を作り、其一を携へ歸り、其一を残し置けるもの即ち是像なりと傳ふ、事素より信を措き難し。想ふに本邦の佛師或は皇后に想ひ寄せて是の像を作りしものか。東大寺三月堂及び戒壇院の諸像と共に天平佛像の精英にして圓滿殊勝の相好、優に當期の特性を顯はせり。

(六) 藥師寺東院堂聖觀音立像(第十圖) 藥師寺は大和國生駒郡都跡村大字西京にあり、今の奈良市を去ること西に三十丁許の處にあり。其の東院堂は養老五年長屋親王華嚴宗弘通の爲に立てられしものなりと傳ふ。此像は圓浮檀金と稱す

れども實は鍍金銅像なるが如し、蓮華臺の上に立つ、臺を併せて長七尺、養老年間百濟國より貢獻せりと傳ふれども、恐らくは天平中期の製作なるが如し。寶珠の莊嚴、衣文の優麗、織襷に流れず、粗硬に陥らず、豐肌圓滿體相具に備はれり。法華寺の十一面觀音像と共に天平期彫刻の最高潮を標示せるものと謂ふべし。

(七) 新藥師寺藥師十二神將(第四圖) 新藥師寺は大和國奈良市大字高畑にあり、天平年中、聖武天皇行基に詔して建立せさせ給ひしものと傳ふ。藥師十二神將は佛典藥師本願經黃四に據れば、藥師如來保護の善神にして「皆同一心乃至壽盡歸依佛法僧、皆當荷負一切有情、爲作義利、饒益安樂」を旨とす。其名稱左の如し。

宮毘羅大將

伐折羅大將

迷企羅大將

須彌羅大將

珊底羅大將

因達羅大將

波夷羅大將

摩虎羅大將

眞達羅大將

安底羅大將

招杜羅大將

毗羯羅大將

今新藥師寺にあるものは、今一軀を缺き、凡て十一軀也、塑逆着色にして長各々五尺八寸なり、秦度利の作と傳ふれども、恐らくは天平末期の製作ならむ。東大寺三月堂に見る如き諸佛像の雄渾高雅なる風格に、乏しけれども、而かも平安朝以下の諸

製作に見る如き野趣無し。其の様式の上より見るも天平平安二期の變遷を示せるものゝ如し。

右に述べたるは天平時代の最も秀でたる遺物なり。尙ほ此の外に當時の製作として世に傳ふるもの尠からず、然れども寺記に傳ふるところの如きは多く信を措くに足らず。良辨行基等の作と稱ふるものも盡く然りとは思はれず、是等のものは尙ほ後人の研究に待つもの多かるべし。但し當時の僧侶多くは佛像の描刻をも爲せしことは明なるを以て、是等佛像の中には良辨行基等の手に成れるものあるべきこと無論也。今當時の製作として傳ふもの五六を擧ぐれば次の如し。

良辨僧正坐像

東大寺開山堂にあり、木彫着色、長三尺一寸二分、良辨の自作と傳ふ。

十一面觀音立像

大和添上郡海龍王寺にあり、木彫金色、長三尺、光明皇后の作と傳ふ。

毘沙門天立像

木彫、長五尺五寸、稻首動作と傳ふ。

藥師如來坐像脇士日光月光兩菩薩立像

大和國生駒郡秋篠寺にあり、行基作と傳ふ。藥師は長四尺六寸、脇士は長さ何れも五尺一寸、皆木彫也。

大元明王立像

同長六尺五寸。

藥師如來坐像

法隆寺西圓堂の本尊也、所謂七藥師の一、木彫にして長八尺、行基の作と傳ふ。十一面觀音像

大和國添上郡圓成寺にあり、木彫金色、長五尺八寸、稽首動の作と傳ふ。

右は例として引けるのみ。大和及近畿に行基良辨等の作と稱するもの甚だ多し。

第四節 繪畫

日本美術史上に於ける奈良時代は、主ば彫刻の時代なり。彫刻の時代としては前後に其比を見ざるまでに發達したれども、其が姉妹藝術たる繪畫は遺物甚だ

乏しく、且つ是等の遺物によりて察すれば尙ほ幼稚のものにして彫刻と同日の論を假せざるものゝ如し。本邦の鑑賞家の中には動もすれば是の時代の繪畫をすら神品として激賞措かざるものあれども、それは吾人より見れば好古癖の然らしむる所にして、藝術の包有的批評より來れる正當の審美判斷と謂ふべからず。藥師寺八幡堂の古祥天の畫像の如きは是の時代に於ける繪畫最高の發達を標示せるものならむも、しかもそれは決して好古家の賞賛する如き傑作とは言ふべからず。正倉院の御物中、例へば琵琶捍撥の繪の如き或は其他の屏風畫の如きは、更に幼稚なるものにして、歴史上の興味の外には多くの藝術上の價值を容し難きものなりとす。要するに奈良時代に於ける繪畫は猶ほ希臘の繪畫の如く、決して誇るべきものに非ざるべし。

されど是の時代にて、繪畫の一進歩として特書すべき事あり、即ち繪畫の中に所謂稱粹美術より別れて、所謂自由美術に近づきたるものあること也。從來の繪畫は器物又は佛像佛具を裝飾せる具もしくは佛像に過ぎざりき。こは即ち美術以外に其の目的を有するものにて、未だ以て獨立せる美術とは謂ひ難し。然るに是

の時代の中頃より他物の利用より離れて單に繪畫其物を翫賞する傾向出て來りたり。即ち前に述べ置きたる正倉院の御物たる琵琶捍撥の繪に狩獵の圖を畫きたる如き、又は屏風の中に樹下に美人を畫き石上に山鶏を描ける如き、或は同御物中の金鏤琴の彈琴人物圖同密陀畫花盤の中なる林中逍遙の圖、或は又法隆寺に傳はれる古鏡中の仙人等、何れも是の傾向を示せるものと謂ふべし。又是外に仙客賢哲の圖、瑞草寶花奇禽靈獸の類多し。是の如き畫題の漸く多くなれるは當時佛教に繼ぎて經學儒道の當代に行はれたるが故に、自ら六朝隋唐の傳へたる畫圖に擬したる結果ならむも、又他方より見れば繪畫獨立の傾向也。されど從來の佛畫も決して衰へたるに非ず、法隆寺の壁畫、因果經の繪卷、藥師寺八幡堂の吉祥天女の畫像、又は大和某寺に發見せられたる帝釋天畫像など、何れも佛畫也。

然れども佛畫と非佛畫との間に對比せらるべき著しき對比は、佛畫の比較的巧妙なるに反して非佛畫の比較的拙劣なるとなり。法隆寺の壁畫にして若し元明帝の時に製作せられし者ならば、是れ奈良朝初期の物なり。又正倉院の御物は光明皇后の寄進なるを以て多くは天平時代の製作物ならむと思はる。もし正

倉院中の諸屏風を天平時代の作とし、是をかの法隆寺の壁畫に較べなば誰か其優劣の時代に逆比するを驚かざるべき。壁畫の方は多少は後年の補修はありたりも、其形と云ひ衣文の描法と云ひ、或は色彩の賦法と云ひ、一種の妙味あるに引換へ、正倉院御物の屏風の如きは實に拙きものなり。想ふに是の如きは他なし、佛畫には多少の粉本も又定まれる儀軌もありたらむなれど、非佛畫は謂はゞ専ら寫生の力に依らざるを得ざりしが爲ならむか。

今是等の畫の全体に就いて天平繪畫の特色と見るべきものを擧ぐれば、筆法は概ね勁直にして繊細なり、又細大浮沈の變化に乏し、曲線の描法佛像彫刻に見るよりは、較々自由にして流麗の趣無きにあらず、藥師寺の吉祥天女畫像、東大寺大佛の蓮華座の鐫刻の如き、最も是の長所を現はせり。寫生の枝量は極めて幼稚なり。彩色は多くは胡粉を交へざる純色なり、美人の圖の如きは豐滿にして猶ほ佛像彫刻に見るが如し。

是の時代の畫家は史に多く是を傳へざるを以て詳に知ること能はざれども、諸書に散見するところによりて考ふれば、倭畫師忍勝、養德畫師栢戸辨麻呂、越方安萬、

中將姫、僧行基等重なるもの、如し。

第五節 本邦佛像の形式と希臘佛敎式との關係

今天平時代の美術を略説したり、將に平安朝に入らむとするに先づ、一疑問の吾人の前に横はるものあり。何ぞや、本邦佛像の形式は何處に起原し、そが本邦美術史の一要素となるまでに如何なる遷變を經過したりや、是也。是の疑問にして明答を得るにあらざれば、本邦美術史の源頭は暗中に隠るに等し。依て左に不十分ながらも吾人の研究の結果を述べし。

予は説明の順序として先づ印度と希臘との歴史上の交渉を略述し、次に印度古代の佛像が是の交渉の爲に所謂希臘佛敎式を形成せる次第を説き、終りに本邦佛像の形式が希臘佛敎式と如何の關係あるかを考察せむと欲す。

第一 印度と希臘との歴史上の交渉

紀元前三百二十七年、マケドニア王歴山既に希臘を平け西部亞細亞の諸邦を降し、進で信度河を渡りて印度に入らむと欲す。然れども懸軍万里、將士又戰を欲せず、歴山即ち恒河地方に達するの宿志を絶ち、同盟を訂し、堡寨を築きて歸る、越えて六年、歴山死して其の版圖分裂するや、印度の諸領地はスリア王セロイコス、ニカトル Seleukos Nikator の手に落ちぬ。然るに當時印度の摩揭陀國王戰陀羅龜多 Candragupta 勢甚だ強し。セロイコス遂に敵し難きを見、其の印度の領地を戰陀羅龜多に割き、且つ其女を納れて摩揭陀王の妃と爲し、其臣メガステネース Megasthenes を大使として摩揭陀の首府に駐在せしめ、茲に兩國の間に平和條約は締結せられぬ。然れども平和は久しからずして破れたり。セロイコスの領地内に新に一玉國を立てたるものあり、其王をオイクラチダス Eukratidas と云ひ、其の國を希臘バクトリア王國と謂ふ。オイクラチダスはスリアの代官を亡ぼし、且つ轉じて印度に向ひて五河地方 Punjab を降し、其領地遙に瞿折羅 Gujjarat に及ぶ、其後メナンドロス王

Menandros に至りて其領域更に東南に擴張せり。メナンドロス王の死後希臘人の間に起りたる内訌は、パクトリアに於ける希臘王國の勢力を破壊し、紀元前凡七十年に至りて遂に印度スキュタイ人 Indo-Scythien 即月氏 Yue-tschin の滅ぼす所となれり。茲に印度に於ける希臘王國の君主中にて東西文明の交渉上最も有力なりしをメナンドロス王と爲す。王は佛教徒の所謂彌隣陀 Mindha 王にして、有力なる一史家(アルタキク)によれば王自らも亦佛教徒たりしが如し。『彌隣陀王の問題』(漢譯那先比丘經)なるパトリ語の一書は是の王と一佛僧との佛教上の對話を記し、而して佛僧はプラトーの對話にも似て巧に佛教を説きしがば、王は遂に是に歸依せりとの事をも載せり。而して是書は、耶蘇紀元前一世紀よりも新らしからざるものなれば、是等の事實は十分信憑するに足るべきが如し。是の如くパクトリアの希臘王中にて最も有力なるメナンドロスを初めとして、佛教に歸依せし程なれば、當時信度流域一帯の印度地方には、希臘文明と佛教文明との交渉一層盛になりしことも想像するに餘りあり。而して更に是二文明の交渉が決してメナンドロスの時代に初まりしにあらす、遠く紀元前三世紀の末、即ちセロイコス、ニカトルと摩揭

陀の戰陀羅龜多との交渉時代に起原せることを想ひ、又爾來凡そ二百年の間、パクトリア王國の勃興により、印度希臘二民族の關係一層の緊密を加へたることを考へ、又更にメナンドロス王が佛教を信するに到りたる主なる理由は、そが王の故國なる希臘の哲學者の説に近きが故なりとの事實をも併せ考ふれば、紀元前一世紀の頃にありて兩國文明の交渉亦甚だ親近なりしを推察すべけむ乎。加ふるに自國の文明を以て他邦を感化するは、希臘人の最も得意とする所にして、アレキサンドロス王の征服には到る處『希臘化』てふ事實の伴へるは、史家の夙に認むる所なるをや。是の希臘化の一方便は、到る處、其邦土固有の鬼神を以て、自國の神に比擬するにあり。佛陀を以てアポロン神に擬し、後者の形相を移して前者を現はさむとせしも、是が爲なるべし。(尙ほ是事は後文に説くべし)。又同時に印度の側より希臘に及ぼしたる影響も尠からざりしなるべし。印度固有の譬喩談、昔嘶例へば佛陀本生譚 Jataka が希臘に入りしが如きは、其著しき一例なるべし。其他宗教上にては、佛教の輪廻説が後期の希臘哲學に入りしが如きも、亦一例ならむ。當時彼此の交通漸く開くるに隨ひ、好奇又は射利の目的にて、互に幾多の遠征家、探検者を出

し、互に其風俗文物の新奇を傳へしは、蓋し争ふべからざるの事實ならむ。是の如き状態が凡て耶蘇紀元後五世紀頃迄繼續したるべきは、多くの東洋學者の認むる所也。

パクトリアの希臘王國は、印度スキュタイ人即ち月氏の爲に滅ぼされしが、希臘の文明は尙ほ勝者たるスキュタイ人に依りて繼續せられ、佛教文化の中に發達せり。印度スキュタイの王朝中、最も有力なる君主を迦膩色迦王 Kanishka 王となす。是れ希臘人の所請カテルケス王 Kanerkes 也。王の領域は頗る廣大なるものにして、罽賓 Cabul 健駄邏 Gandhāra 迦彌濕羅 Kashmir 五河地方より、信度河の流域一帯の地、即ち印度の西北部に亘れり。是王は摩揭陀の阿育王と共に、佛教の外護者として知らる。其事業の主要なるものは、佛教各派の僧侶を招集して大會議を開き、異說争論を調和して、佛教經典の第三結集を行ひたるにあり。是れ耶蘇紀元後凡そ一百年の頃なりとす。是結集の結果として、凡ての經典は梵語、即ちサンスクリット語にて編述せられ、從來のパーリ、若しくは摩揭陀語は廢棄せらるゝこととなり、茲に初めて佛教に南北の二大分派を生ずるに到れり。即ち是結集を標範とせるも

のは、即ち北方の大乗佛教にして、支那、三韓、日本に流傳せるもの是也。然るに南方の佛徒は、是の迦膩色迦王の大會議に關知せず、依然として從來の經典を遵奉せり。是れ今日緬甸、暹羅、東堡塞、及び錫蘭島に殘留せる南方佛教也。

迦膩色迦王の時は、印度に於ける佛教最盛時期の一なりき。而してパクトリアの希臘王國より傳襲せる希臘文明も、亦同時に佛教と抱合して存在し、發達し來りし事は、今日健駄邏地方に於ける佛像佛寺の遺物によりて優に想像し得らるべし乎。是の地方に於ける佛像は、美術史家が通稱して健駄邏彫刻と稱する所のものにして、所謂希臘佛教式若しくは印度希臘式の最も純粹なる模範を示めせり。

本朝の推古式の佛像も、亦是の健駄邏彫刻に起原せるもの、如し。
 拊て、迦膩色迦王の治下に全盛を極めたる印度スキュタイ王國即ち月氏は、耶蘇紀元後三世紀より四世紀の頃、内亂打續きたるが爲に、遂に印度人の爲めに亡ぼされ、佛教も亦是と同時に頽衰に赴けり。爾來印度内地には、婆羅門教再興し、佛教は年を追うて國外に放逐せらるゝに到りぬ。玄奘三藏の西域記(卷三)に、健駄邏國の狀態を記して、邑里空荒にして、居人稀少なりと云ひ、僧伽藍千餘所、摧殘荒廢して、蕪漫

蕭條たり、諸處の密塔波、多く頽圯し、天祠百數異道雜居せり、と云ふを以て見れば、健駄邏國の佛教は、耶穌紀元七世紀の頃、已に甚しく衰微し、婆羅門教の是に代りて盛大に赴けるを知るべし。

予輩の考証する所によれば、本邦佛像の形式は、即ち是の迦膩色迦王の健駄邏彫刻の遺風を傳へたるもの、如し。佛教流傳の次第は問題外なれば、茲に述ぶる邊無し、唯佛像其物の形式に依傍して、本邦佛像が希臘佛教式の系統を繼紹せる所以を明にせむ。

第二 健駄邏の佛像

夫れ健駄邏は、信度流域の頂點にして、印度半島の西北部に位し、北緯三十五度、東經九十度附近一帶の地を占む。即ち是れ耶穌紀元前四百年頃迄、印度スキユタイ王國の全盛を極めたる所にして、無着、世親、那羅延、天等、佛教諸論師の生れたる所、北方佛教が後部及東方亞細亞に傳播せる根據地なり。西域記を讀める人は、其の堂塔伽藍の殘墟が如何に蕪歎の辭を以て記述せられしかを注意すべし。今遺物に

よつて是の故國の彫刻を緬想し、それが如何に印度固有の形式と離れて希臘式を混せしかを明にし、而して後是の希臘佛教式の彫刻と本邦の佛像との比較に及ばん、而して予は便宜の爲に、佛陀の像を以て比較の對象となさむ。

健駄邏に於ける印度希臘式の特色を明にせむが爲に、先づ希臘式の影響を受ける印度固有の佛像に就いて一言するの要あり。抑々佛典に隨へば、佛陀の身体には三十二相を具すと説かれたり。是れ佛陀自身の説には非ざりしならむも、少くとも健陀邏彫刻、即ちカニシカ王以前の説なりしこと明也。何となれば、健駄邏の佛像に於て、それが希臘式に影響せられざる部分は、悉く是の儀軌に準據せるの事實に徴して明なり。所謂三十二相とは左の如し、瑜伽師地論 第四十九

一、足善安住、趾痕隨地密接。 二、雙足下、現千輻輪。

三、指纖長。 四、足跟趺長。 五、手足細軟。

六、手足網縷。 七、立手摩膝。 八、堅泥耶端。

九、身不偃曲。 十、陰藏如馬王。

十一、身相圓滿、如諾瞿陀。 十二、常光一尋。

- 十三、身毛上靡。
- 十四、諸毛孔一々生毛紺青色螺文右旋。
- 十五、皮膚金色。
- 十六、皮膚細滑塵垢不着。
- 十七、兩手兩足兩肩及項七處悉滿。
- 十八、身上半如師子王。
- 十九、肩善圓滿。
- 二十、膊間充實。
- 廿一、身洪直。
- 廿二、具四十齒悉齋直。
- 廿三、其齒無隙。
- 廿四、其齒鮮白。
- 廿五、頷如師子。
- 廿六、其舌廣長若出於口覆面到髮際。
- 廿七、諸味中有最上味。
- 廿八、有大梵音。
- 廿九、其目紺青。
- 三十、瞳如牛王。
- 卅一、其頂上現鳥瑟膩沙。
- 卅二、眉間有毫其色光白螺文右旋。

以上三十二相は印度固有の佛像の儀軌にして造像量度經作佛造像經など何れも是に本きて佛像製作の標範となせり。希臘文明と交渉せざる地方の佛像は從て此儀軌に準據して造られたる者の如し。グリュンエーデル氏は佛陀伽耶の殘墟に發見せられたる一佛像を取りて詳に此の事實を説明せり(グリュンエーデル氏。印度佛教美術、一二)。今是の佛像の模体に就いて見るに其面は他くまで形式的にして螺髮肉髻整然と



(圖 五 十 第)
者ゝるらせ佛と薩菩勒爾
(藏館物博レーホフ)

して排列せられ手足肩膊何れも圓滿にして厚跟平趾一に本文説くところの如し。右は袒ぎ衣は左肩より斜に半身を掩ふに過ぎず殆ど全く文嬖なく單に牀面に纏

附せるのみ。翻て健駄邏の佛像を見るに其形式大に之に異なる者あり。今茲に掲ぐる第十六圖は彌勒 Maitreya 菩薩の像にして今日尙ほ印度ラホール博物館

に保存せらるゝもの也。こは佛陀の像に非るが故に所謂三十二相の儀軌を以て律すべからざるは勿論ながら其の顔面の表情に富める其の毛髮のちりれ方の自由なる其胸腹部の自然に近き殊に衣文のわざとらしからざる等殆ど希臘彫刻に髣髴たるものあり。但し是の像にて頭上に肉髻狀の隆起あり眉間に圓毫あり且肩部の圓滿なるは蓋し印度固有の佛像の儀軌に法りたるものならむ。但し是を佛陀伽耶の佛陀像の極めて幼稚にして形式的なるに較ぶれば天壤の差ありと謂ふべし。

又第十七圖は健駄邏のタクチバハイ Takhi-Bahai と云ふ處の古寺に發見せられたる佛像の坐像なり。普通の佛像に見る所の螺髮は優美なるちりれ髪とせられ其の顔面は表情豊富なる希臘風を帯び衣は左右の兩肩を掩うて其文褶極めて自然に近し。グリエンエーデル氏は是像にアレキサンドロス王時代のアポロン神の儼ありと評せり。他邦の神に擬するに輒ちアポロンを以てするは先にも云へる如く希臘人の慣手段なりしより推せば氏は是の評も根據なしとは言ふべからず。殊に囁囁の邊に小縮毛を垂れたる如きは普通の佛像には決して見ざる所に

して希臘彫刻中のムーザの首なるアポロン Apollo Musagetes に於て常に見る所也。以上述べたる彌勒及び佛陀の像は其の様式



(圖六十第)
像坐佛して出りよイハバテクタ
(者るあ風の像神ロホア)

上、健駄邇彫刻の最盛時、即ち希臘佛教式の美術が最も圓滿なる發達を遂げたる時代の製作として見るべきものならむ。

印度學者の説によれば健駄邇彫刻は後年に及びて漸く衰頹したり、而して是の



(圖七十第)
像立佛るの髭口
(出所トアラス) (者の世後し少)

衰頹の原因に二種あるが如し。即ち一は印度的寫實に流れたることにして、他は希臘式の減退に伴へる印度式即ち三十二相の増長なり。別面掲ぐる所の第八圖は健陀羅の北部に於て發見せられたる佛陀の立像にして明に印度希臘式の

頹廢を示せるもの如し。其毛髮肉鬚の狀態、稍々形式的に傾きて前二圖に見る如き自然にして自由なる技巧の運用を見ず、即ち



(圖八十第)
像坐佛るの髭口
(出所トアラス) (りたれ折輪光)

螺髮右旋の三十二相式に一步を進めたるを見る。特に注意すべきは口髭を有すること也。こはアポロンの神像には絶えて見ざる所にし、て畢竟印度當時の風俗

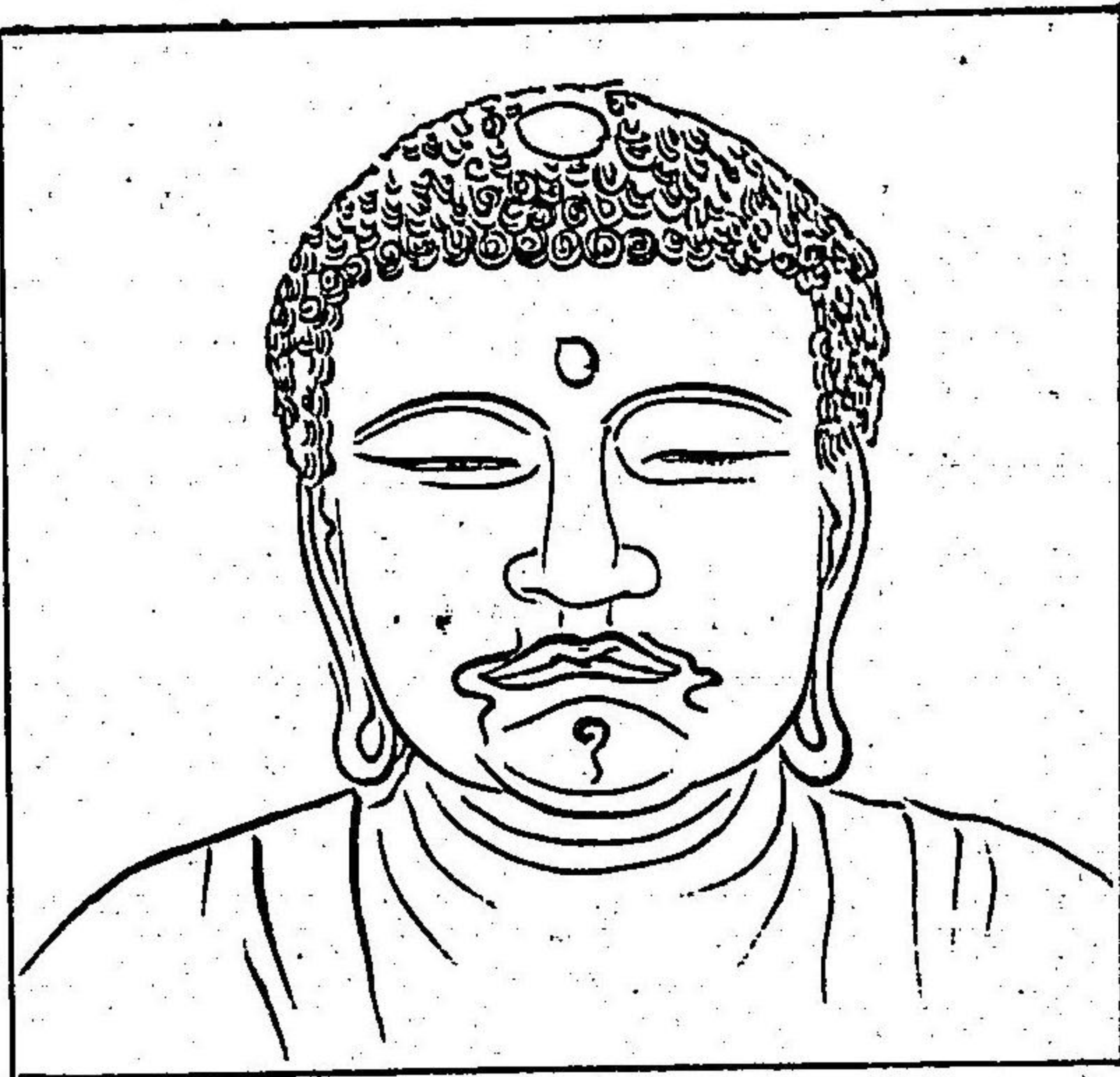
に基ける寫實主義の結果に外ならざるべきか。
 別面第十九圖は亦健馱邏地方に發見せられたる佛陀の坐像にして様式技巧の上より見て正に希臘佛教式の末期を代表して其墮落と現示せるものなるべし。是の像が前掲諸像に異なる點は、

- (一) 其の頭髮の全く螺髮なること、
 - (二) 其の顔面眉目の著しく形式的なること、
 - (三) 口髭も亦前圖に見る如く自然ならずして著しく形式的に傾けること、
 - (四) 衣文の曲線亦著しく不自然にして單純なること、
- 一言すれば前諸圖に見る如き希臘式は殆ど痕跡を止めず却て三十二相の儀軌を遵奉せる印度式の歴然として指示すべきを認む。

如上の形式を轉する更に一步ならむ乎即ち本邦等に見る如き佛陀の像を得べき也。茲に掲げたる第二十圖は相州鎌倉の大佛の面也是の像に於ては自由或は自然の分子全く其の跡を絶ち其の口髭の如きも全然形式的と爲り了れり正に健馱邏彫刻の變遷を繼紹して極端なる形式主義を現じたるものと謂ふべし。

以上述べたる所によりて希臘佛教式の彫刻が東方亞細亞に流傳する前に既に印度に於て如何の變遷を経由したりしかを畧々了解するに足らむ。而して健馱邏彫刻の一特色として特に注意すべきは、

其の佛像は左右兩肩を掩蔽せると也。是の衣制は希臘佛教式の佛像の一特徴として見るべき也*



鎌倉長谷の 大佛 (第九十圖)

*のにして印度固有の彫刻には絶えて見ざる所なるが如し。即ち諸學者諸探檢者の記述摸本に徴するに希臘文明と交渉せざりし地方の佛像に單に左肩を掩ふのみにして右肩は袒せるか又は上部より衣端を捲いて肩尖に懸くるに

過ぎず兩肩及び胸腹の全部を覆ふこと無し。中央印度、サンチー地方の諸佛像として諸書に掲ぐるもの何れも然り。蓋し斯く右袒するは當時印度の風俗を寫せ

し者ならん。大唐西域記卷二、天竺總説の部に土人の風俗を記して曰く
男則繞腰絡腋横巾右袒二卷
又曰く

沙門法服唯有三衣及僧却崎泥縛些那三衣裁製部執不同或縁有寛狭或葉有大
小僧却崎泥縛些那覆左肩掩兩腋左開右合。上同

特に左肩を覆ふと記せるは、即ち右肩を袒にすとの謂なるべし。又衣の左を開き
右を合すとは、即ち左肩を掩ひて右腋に結ぶの謂なるべし。是の形式は、中部及び
南方印度の佛像に普ねく見る所にして、健駄邏に於ける希臘佛教式の佛像には絶
えて見ざる所也。

以上健駄邏の佛像に就いて述べたる所を約言すれば左の如し。

- 一、 印度希臘或は健陀羅に於ける東西二文明の交渉より起れること。
- 二、 迦膩色迦王の盛時を隔つるに隨ひ希臘文明の勢力漸く湮滅すると共に希臘式は漸く減退し印度式は漸く増長せる事。
- 三、 印度希臘式の特徴は、(一)頭髮及び骨相に於て三十二相式(印度式)の儀軌に

泥せず、(二)衣服は常に兩肩を掩ひて、其衣文は自然に近く、(三)後年の衰頽期に於ては印度的寫實主義に本ける口髭を具ふるにあり。

四、 前掲の特質は希臘文明と没交渉なる他地方の佛像には是を見ざることを。予は是より本邦古代の佛像と印度希臘式との關係を考察せむとす。

第三 本邦佛像に於ける印度希臘式

本邦古代の建築及び紋様に關する印度希臘式の存在に關しては、從來の學者間に多少の研究あり。其傳統に就ては佛教東歸の歴史に依據するの外別に徵證の歴然たるもの無きを恨みとすべしと雖も、尙は美術史上に一新境地を拓けるものと謂ふべし。然れども所謂印度希臘式にして果して佛教東歸と共に我邦に傳來せりとせむか、其の現はるゝ所、何ぞ建築紋様に止まるべけんや。佛教美術の骨髓とも見るべき佛像の如きは最も明かに其影響を現はさるべからず。換言すれば所謂印度希臘式は曾に建築紋様の上に現はれたるに止まらずして、亦佛像製作の上にも現はれざるべからず。予は是の疑問を解釋せむが爲めに先づギリユン

エーデル、ファークソン、アンダーソン諸氏の印度美術に關する記録を探討し、其所謂る印度希臘式の彫刻と本邦古代の佛像とを比照して略々豫想の結果に到達するを得たり。千里の外に越在して他邦の文物を想像するもの素より耳聞目睹の的確を保し難しと雖も、潜かに以爲らく尙以て本邦美術史上の一疑問を解釋し得たらむか。

佛教東歸の由來は茲に討究するの要なかるべきか。唯初めて本邦に佛教を齎したる司馬達にして南梁の人なりとせむか、其の負ひ來りて大和の阪田原に安置せりと博へらるゝ佛像も亦當時支那東南部に行はれたる像式なりと見ざるべからず。而して佛教史家が研究の結果によれば、支那の佛教は五胡時代にありて匈奴、鮮卑、羯氏等西北の民族と共に漸く内地に蔓延したるものにして、其教義は鳩摩羅什、佛圖澄、道安、法果等の傳へたるものなり。而して是等は何れも健陀邏地方を根據地とせる北方佛教の餘波なりと信せらる。即ち知る、彼の司馬達等が南梁より負ひ來れる佛像の像式も、亦北方佛教の傳播に伴ひたるべき健陀邏彫刻の遺風を傳へたるものなるべきを。而して健陀邏彫刻は前文既に説けるが如く印度希臘式なるを以て、隨て司馬達等が齎らせる佛像も亦是の印度希臘式の遺韻を傳へたるものと見るを得むか。而して本邦の佛像彫刻が司馬達等の子、多須奈及び多須奈の子、鳥によりて創始せられたることは、史上に炳焉たる事實なり。

像式傳來の事情是の如きを以て、多須奈及び鳥が用明、推古の朝に於て製作せし所の幾多の佛像は、彼等の祖父司馬達等が南梁より傳へたる佛像並に像式に準據せるものと見ざるべからず。換言すれば、遂に健陀邏彫刻に於ける印度希臘式の流風を傳へたるものと見ざるべからず。

推古時代に於て司馬達等の子孫以外に佛像を製作せしものありや否やは、史明に是を傳へずと雖も、當時造寺造佛の頗る盛なりし事實に徴すれば、多須奈、鳥以外に尙佛像製作の事に従ひたるものなしとも斷すべからざるが如し。若し是ありしとするも、彼等は佛師として當時第一流の名家たる司馬氏の子孫を標範として同一像式に準據したるべきは、素より想像し難しとせず。加ふるに當時高麗、百濟の貢僧は三論成實の教義を傳へたることは、佛教史上の事實なりと云ふを以て見れば、是等の貢僧が其の教義と共に或は傳授したりと想像し得べき像式も亦鳩摩

羅什及び其の亞流の傳へたる北方佛教の所傳なりと想像するを得じ。
 以上歴史的に考察すれば、推古時代に於ける本邦古代の佛像は、印度に於ける健陀羅彫刻の印度希臘式の遺風を傳へたるものと推察するも敢て不當に非るべし。今更に當時の遺物に參して其の實際を討ぬるに、亦略々是の歴史的考察の結果を立證し得たるものゝ如し。

本邦最古の佛像にして現存せるものは、先づ指を大和法隆寺の諸佛に屈せざるべからず。百濟傳來と稱するものにして今日に傳はるもの例へば法隆寺金堂の乾漆の觀音像、藥師寺東院堂の聖觀音の銅像、又は大秦廣隆寺及び中宮寺の如意輪觀音の木像等ありと雖も、其眞僞を詳にせず。且つ本邦所造の佛像に就て研究する所あらんとする本章に於て特に參照の要を見ず。今法隆寺金堂に安置せる釋迦三尊(第四圖)を初めとして、東京帝國博物館に藏する諸佛像并に板佛像中島佛師が作として認むべきものを檢するに、衣文の單純にして面相の純朴なるが如きは暫く言はず、其衣服が兩肩を纏へるの一事は、健陀邏佛像の特徴を傳へたりと謂ふべし。橋夫人厨子の三尊佛も亦最も明に兩肩被覆の特徴を示せり。殊に後者に

ありては、其螺髮は毛髮右旋の儀軌を守らず、顔面の中央を境として左右各々其ちいれ方を異にせるが如きは、恐らくは希臘佛教式の自由の流風を傳へたるものに非るか。又彫刻には非れども、法隆寺金堂壁畫の西面入口の南側の釋迦像並に北面入口西側の釋迦像の如きも等しく是の兩肩被覆の特質を現はせり。而して金堂壁畫の諸佛天女の像(第四圖)にありては、衣文裳褻の描法頗る自然に近く、健陀邏佛像并に同一傳流と思惟せらるゝ支那長安寶慶寺の諸佛像に酷似するを見る。是壁畫も、良し法隆寺にして和銅四年の再造にかゝれりとするも、以て本邦最古の像式と見るを妨げず。又南都東大寺の大佛は今日其故態を知る能はずと雖も、同寺法華堂所藏の木造模型によりて是を察するに、法隆寺の諸佛と齊しく、最も明に兩肩被覆の特質を表はせり。尙ほ是の如き事例を後代に求むれば、一々據指に逸わらざるべし。

兩肩被覆は前文説けるが如く、印度希臘式の諸特徴の一たるに過ぎず。而して是等特徴の最も重なるものは三十二相式(印度式)の打破にあること、亦前文説ける所の如し。本邦古代の佛像を印度希臘式として見る時は、是の點に於て缺くる

所ありと雖も、是の事實は印度希臘式との關係を否定するものに非ず。唯本邦に傳來せる像式が健陀邏彫刻の最盛期のものに非ざることを指示するものならむのみ。衰頽期に於ける健陀邏彫刻が希臘式の減退と共に印度式の増長を致し、遂に兩肩被覆を外にしては全く三十二相の儀軌を墨守するに到りたることは前文既に説ける所によりて明なり。

平安朝及び鎌倉以後の製作にかゝる佛陀及び諸佛の像は、概ね口髭を具ふ。是の事實は前文説ける所の健陀邏彫刻の末期に於ける印度的寫實と何等かの關係を有せりや否やは予の未だ審かにせざる所也。然れども平安朝以後の諸佛像が概ね是の口髭を有せるに反して、奈良朝以前の本邦古代の佛像が一も是を有せざるの事實は特に注意すべしとなす。潜に想ふに是の事實は奈良朝以前に傳來せる像式が印度的寫實の竄入せざりし時期の印度希臘式なることを指示するものか、非乎、暫く疑を存せむ。

予は如上の考察によりて、嘗々本邦古代の佛像と印度希臘式との關係を説明し得べしと思惟すと雖も、事悠遠の過去に屬し、徵証の尙足らざる者あるを憾む、隨て

其間二三未了の問題あるを免れざるなり。例へば鎌倉時代の製作にかゝる長谷の大佛が、尙ほ兩肩被覆の特徴を有せるにも係らず、藥師寺の本尊如來、又は興福寺北圓堂の釋迦像は、何故に右袒せりや。又本邦の佛像を以て希臘佛教式の直接の傳統とす

れば、健陀邏像式の口髭は何故に奈良朝以前の佛像に見ると尠き



(圖 十 二 第)
神 女 の 度 印 方 南

や、平安朝以後の製作に於て主として是を見るは何故ぞや。又若し本邦に傳はれる佛教が、北方佛教なるに隨れて其最初の像式も亦北方印度即ち健陀邏の希臘佛教式に限れりとせば、所謂法隆寺式の觀音と、南方印度の觀音像と、其様式に於て何

故に酷似せりや。グリーンエーデル氏が近世の南方印度の佛像として擧げたる女神像第二十圖は、其態度に於て、其兩側の魚鱗様の葉條に於て、其腕輪及び腰下の衣紋に於て、藥師寺の聖觀音並に鳥佛師の諸作と認むべきものと、甚だしく肖似せるは、何故ぞや(アリエン、モ、三、八、耳、參、照)。夫れ支那にありて、元朝以前の佛像は所謂漢式若しくは唐式と總稱するもの也、即ち漢の武帝匈奴を伐て休屠金人を得しより、唐の玄宗が五天竺を偏歴して、經典千余卷、佛像百余軀を載歸せるまで、凡て北方の佛教に屬するものにして、玄宗が載歸せるは何れも希臘佛教式の系統に屬すと見るの外無し。而して彌波羅國を通じて南方佛教の系統に屬する像式、即ち所謂梵式の傳はりたるは、元の世祖以後のこと也。然らば則ち其の以前、而かも遙かに以前なる天平以前に於て、南方像式は如何にして我邦に入り得しや。——是れ等の疑問は俄に決し易からざる也。予は大體の様式上、木邦佛像を説明するに希臘佛教式を以てせりと雖も、尙ほ精細の點に於ては幾多の疑問あり。こは恐らくは、佛教流傳に關して歴史上の精細なる研究を遂ぐるの外なからむか。

第四章 平安朝時代

前期

桓武天皇延暦元年より後三條天皇の延久四年に至るまで、即ち神武紀元千四百四十二年より千七百三十二年迄 (A.D. 782—1072) 二百九十二年間

後期

白河天皇即位元年より安徳天皇の壽永二年に至るまで、百二十一年間

第一節 平安前期

上 延喜以前

第一 總論(缺)

第三 繪畫

一 總說

平安朝以前にありては美術と云へば概して宗教美術に外ならざりき、但し法隆

寺傳來の瓢壺に畫ける聖賢の圖、正倉院の御物なる金鑲琴の彈琴人物圖、同密陀藏花盤の中なる林中逍遙の圖、或は東大寺校庫に藏する燠皮の模様中にある道者、又は法隆寺傳來古鏡中の仙客等宗教とは稍々縁を離れたる儒道に關する畫題は無きに非ず。又法隆寺金堂の天蓋、壁畫厨子を初め正倉院御物に見る裝飾の中には寶花瑞章、又は麟鳳龜龍の類あり。是等の物には支那朝鮮より傳來せるもあるべく、又は斯くして傳來せるものを模擬したるもあるべし。されど美術變遷の消息おのづから是の間に現はるゝ也。畢竟天平以前には社會文化の中心としては主として佛教ありき。されど天平の頃より經學儒道は漸く我邦に傳はりて佛教の外に文化の一勢力となりつゝ、ありければ美術も亦是の大勢に伴うて變遷せしものならむ。是を文學の側より見れば漢學の漸く勃興せむとする氣運に相當せるを見る也。而して桓武天皇の平安遷都は是時の一契機なりき。

二 僧空海

平安朝の繪畫史にて、先づ以て擧げらるべきは弘法大師の名なり。大師姓は佐

伯、幼名は眞魚、また貴物、また神童と云へり。法諱はじめは教海、また如空、又無空、後空海と改む。遍照金剛は其の號也。父は佐伯直氏といへり。延曆十二年或は十年二十にして出家し、全二十三年菅公の祖父菅原清公に隨ひて入唐し、眞言の奥旨を極め、大同元年三十三歳にして歸朝し、盛に密宗を弘む。書畫を善くせることは人のよく知る所也。承和二年正月二十一日、年六十二或は六十三を以て寂す。弘法大師は延喜二十一年十月二十七日の追諡に懸る。

大師が繪畫を好くせることは諸書によりて證すべし。性靈集の序に
天假吾師、伎術多。

とあるにても既に明なり。尙ほ左に三四の例證を擧ぐべし。

性靈集卷七奉爲四恩、造二部大曼荼羅願文に曰く、

人願天願得入大唐、備遇導師、圖得兩部大曼荼羅兼學諸尊眞言印契等。從爾已還、年過三六、絹破彩落、尊容欲化。願後學而興嘆、悲群生無福、於焉中略、謹從弘仁十二年四月三日起看、至八月盡、奉圖大悲胎藏大曼荼羅一鋪八幅、金剛界大曼荼羅一鋪九幅、五大虛空藏菩薩、五忿怒尊、金剛薩埵、佛母明王、各四幅、一丈十大護天

是によりて見れば空海は唐に學び眞言印契等を學べる時、圖畫彩色の法をも習ひたるが如し。然れども生來全く畫に習はざりしに非りし事は、弘法大師年譜第三に南海流浪記の説を引き、「御筆御影大師御入唐之時、自圖之、御母儀奉預」の文字あるにても知らる。又全第四に曰く

今見於長安城中、所寫得經綸疏等凡三百餘軸、及大悲胎藏金剛界等大曼茶羅尊容、竭力涵財、趨逐圖畫矣。

是によりて見れば空海傳ふる所の曼茶羅の圖式彩色の方法は當時の唐の繪畫を傳へたるものなること明也。是記事は當時の繪畫史上最も注意すべきもの、一也。其他空海畫を能くせしことは左の記事にて明也。

天長元年春、大旱、奉勅、雩於神泉苑、時金蛇現、形示其感、而甘雨洽注、亦見影現愛宕雲中、大師手自圖寫之、稱善女龍王、像是也。弘法大師年譜第九

願文曰、謹以天長元年孟冬二十二日、爲先妣本願、奉圖大日微細會曼茶羅一鋪九

幅七十三尊。同

謹以天長四年五月二十二日、爲濟梵靈、奉圖大日一印曼茶羅一鋪五幅、並寫廣眼法曼茶羅一部七卷。同

大治二年三月十五日夜、東寺寶藏炎上之時、眞言院五大尊、十二天、燒亡之間、長者勝覺僧正、仰覺仁威儀師、新令圖繪之、以小野經藏大師御筆本、十二天、五大尊、模圖云々。東實記卷二

空海が何故にかく繪畫に長せしかと尋ぬるに、こは全く佛教弘通の方便として必要なりしが爲なりき。そは密宗は他宗とは違ひ、佛像の儀軌印契の修法の方法極めて複雑にして、到底言語文字のみにては傳へ難きにもよれりしならむ。されば空海唐に在るの日、其師と仰ぎたる慧果畫工李眞に命じて金剛頂等の諸密經と共に圖畫曼茶羅等を與へたり。其事は弘法大師御行狀集記入唐條に詳なり、曰く、和

尙慧果曰、眞言祕藏經疏隱密、不假圖書、不能相傳、則喚供奉丹青李眞等十餘人、圖繪胎藏金剛界等大曼茶羅等十鋪、兼集廿余經生、書寫金剛頂等最上乘密藏經、又喚供奉鑄博士揭忠信趙吳、新造道具十五事、圖像寫經、漸有次第矣、具如色目。云

空海は獨り佛畫を描きたるのみならず、非佛畫にも長じたるが如し。嵯峨天皇の弘仁七年六月上表して入定所を紀伊國伊都郡高野山に請ひ、是の地を給はりて是を開き、其の山水の眞景を寫して天皇に上りしことあり。こは吉野拾遺卷四に審也、曰く

先帝の御時、吉野の御かりやを御しのび出させ給ひて高野山へみゆきならせ給ひ、金剛三昧院にならせ給ふ。法印驚き奉り御しのびの臨幸なれば、御幸のざしきと事かはらせ、内院よりはるかに廟所をえいらんまし、て御みことのり下縁の外まではのかに聞へさせ給へば、ありかたし。其後法印當山の靈物なりとて一の卷物を天覽にそなへられしは、高祖大師の弘仁帝嵯峨帝へさげられし高野一山の畫圖をつくらせ給へるものに、天皇御宸翰をそめさせられ御寄附の文を書そへられ朱の御手形なさせ給ふにぞありける云々。

是の高野山水の圖の如何なるものなるかは、今日想像し難しと雖も、察するに寫實の傾ある畫なりしならむ。そは我國の山水は漢土のに越おのづから異なれば、

彼土の模本を以て是に擬し得べからざれば也。されば空海の是の山水畫も純然たる支那畫の外に多少日本風の趣はありしならむ。

潜かに想ふに獨り是の高野山の圖のみならず、空海の繪畫は凡て多少日本の趣味を帯びしならむ。空海は其の佛教を日本の國風に合せひとして、兩部神道説を立てし人なり。其畫に於ても唐にありし時は唐風の畫をものし、日本に歸りし後は日本風の畫をものし、ならむ。こはかの有名なる嵯峨天皇と書争ひありし事にも知らるゝ也。かゝれば其の佛畫と雖も、尙ほ其佛教の教理その物の如く多少の日本化、日本的趣味はありしならむ。非佛畫にありて猶更の事也。然らば則ち平安朝の繪畫は既に其の筆頭たる空海に於て日本的趣味を現せしこととは、想像せらるべし。是の日本化てふことは獨り美術のみならず、當時の文學宗教其他の文化の大勢なりしことは前に一言したるが如し。空海の後を受けて是の傾向を繼續せし人は即ち有名なる百濟河成なりき。

されど河成を言ふ前に、空海の影響を受けたる宗教的畫家、並に空海以外に於ける當時の僧侶畫家に就いて一言するの要あり。

僧最澄も亦繪畫を能くし、が如し。續古事談卷四神社佛事條類從に曰く

齋院の北に安國寺と云ふ所に藥師佛おはします。傳教大師中堂の藥師佛リテ後に、一年をへてつくり給へる佛也、一斧一禮、つくり給へる也、身金色衣紋は綵色也、中堂の佛もかくおはする也。藥師佛は弘法大師三寸の像を造りて、これをおひてもろこしに渡り給へり。傳教大師又藥師佛を布にかきたてまつりてこれを持って唐に渡給ふ。皆是佛法の祖師也。云々

最澄空海以後に於て繪畫を能くし、は圓仁慈覺大師なるべし。圓仁は承和五年より十四年迄九年間唐にあり。彼邦の大興善寺と云ふ寺にて兩界の大曼陀羅を圖寫せしことは慈覺大師傳の初に詳也。曰く、

前略到大興善寺翻經院、謁對元政阿闍梨、請以爲師。儲備供具、入灌頂道場、奉供諸尊、如學金剛界大教。更受五瓶灌頂、及圖寫金剛界大曼茶羅、(中略)明年至青龍寺、從義真阿闍梨、入胎藏灌頂道場、始學毗盧遮那經中真言印契、並真言教中秘密法要、受蘇悉地大法、即圖畫胎藏大曼陀羅。云々

又曰く

承和末却至本寺、所齋梵漢儀軌新譯經典、及圖畫曼茶羅等、不堪圖寫、不獲弘宣、特奉恩教、新造曼茶羅。去年秋冬、且造胎藏曼陀羅一鋪、凡在緇徒、無不隨喜、今春始

圖金剛界曼陀羅、今月之内可終其功。云々

是によりて察すれば圓仁も亦支那より佛畫を輸入し、且自ら是に習ひて佛畫をものし、ことは明也。僧圓珍智證大師が畫を能くせしことは明ならず、扶桑名畫傳の是事に關する辨明は特に引用すべし。曰く、

按ふに畫工便覽卷第二三に釋圓珍、號智證大師、圖黃色不動像、名之黃不動、和州長谷寺收之、利益足于乞。其外祖好佛像、甚奇、弘法姪、傳教弟子也。釋書三曰、姓和氏、讚州那珂郡人、中略承和五年冬、珍禪坐石龜、恍惚之間、倏金色人現形、曰、汝圖我歸命。珍問曰、爲誰。答曰、我不動明王、我念法器、故擁護汝、宜勵志操、爲苦海紅筏。珍熟見其形、魁偉奇妙、威焰熾盛、手把劍、足踏盧、珍使頂禮。覺後命圖畫。かく見ゆれども、元亨釋書卷三には覺後命畫工、圖所夢像云々とあり、便覽畫工の文を見落したるなるべし。云々

而して智證大師年譜には畫工空光なるものをして所夢の不動像を寫さしむとあり

り。されば圓珍自らの畫を能くせざりしは事實なるが如し。僧眞濟も亦畫を能くしゝが如し。眞濟は空海の弟子にして、承和の初め敎にりて入唐せり。本朝畫史に「蓋獲抄の説を引きて曰く、

大同帝子僧眞如亦師弘法。師入定之後眞如深慕之。眞濟爲之寫肖像。師靈來格點其睛。乃建影堂于高雄山上。正曆久安之火災、像龜不焚而到于今。云々

以上は何れも佛畫に關す。想ふに是れ等の僧侶は何れも入唐せる密宗の僧侶なれば、其の典據とせる所は主として經典の儀軌と彼邦の佛畫となりしならむ。而して其繪畫の種類は十中八九は所謂曼陀羅畫なりしかば、是の畫風は本邦の繪畫に少からず影響したるならむ。

茲に一言注意を要するは先にも述べたる如く、佛畫の外に漢畫も追々盛になりけること也。殊に嵯峨帝の時にはよろづ漢風を好ませられたる影響として、繪畫にも漢風著しかりき。帝王編年紀卷十二に曰く、

弘仁九年四月庚辰、是日有制、改殿門號題額。凡大内聖賢並昆明池荒海障子等、

弘仁年中被施圖畫。

國學者の説によれば是の文中に聖賢とあるは紫宸殿の聖賢障子、昆明池、荒海障子とあるは清涼殿の昆明池の障子、荒海障子のことなりとぞ。黒川眞頼氏の考によれば昆明池の圖は唐人の圖に據り、荒海の圖は山海經の圖により、聖賢の圖は古聖賢の圖によられたるならむと、實にさこそと思はる。是等障子の畫工は傳はらざれども、是事を以て察するに當時漢風の繪畫も亦佛畫と共に行はれたるを見るべし。而して其畫風の如何は今日明には想像し難けれども佛畫の曼荼羅風に近きものなりしならむ。曼荼羅風とは彩色形体にて人物樓觀を一目に見する、所謂英語の bird's-eye-view に近きものなり。されば一目にて何物があるかを知るには便利なれども、遠近上下大小等は見難し。是の遠近法を繪畫の上に應用して曼荼羅的形式畫より一步を寫眞畫に進めたるものを先に云へる百濟河成となす。

三 百濟河成

平安前期の畫風は河成に到りて一變せりと謂ふも不可無きが如し。文德實錄

卷五、仁壽三年八月の條に曰く、

散位從五位下百濟朝臣河成卒。河成、本姓余、後改百濟、長於武猛、能引強弓、大同三年爲左近衛、以善圖畫、屢被召見、所寫古人眞、及山水草木等、皆如自生。昔在宮中、令或人喚從者、或人辭以未見、顏容、河成即取一紙圖、其形体、或人遂驗得、其機妙類如此。今之言畫者、咸取則焉。云々

文德實錄は元慶二年十二月の撰なれば、巨勢金岡時代の繪畫も亦河成を宗とせしを見るべし。河成の傳紀は右に述べたる外、審ならざれども、其祖先の朝鮮人なりしことは事實なるが如し。續日本後紀卷九承和七年六月の條に曰く

備中介外從五位下余河成、右京大屬正六位下余福成、成三人、賜姓百濟朝臣、其先百濟國人也。

河成の畫に巧なることは先に擧げたる文德實錄にても知らるれども、今昔物語にも是と同様の傳説及び飛彈工との技巧の争に關する一條の物語を載せり。こは何人も知るころなれども、平安朝の末期に到るまで河成の名聲如何に藝苑に貴ばれしかの一端を知るべきものあるを以て煩を厭はず左に載録せむ。

今昔百濟河成と云ふ繪師ありけり、世に並なきものにて有ける。瀧殿の石も此川成が立たる也けり、同じき御堂の壁の繪も此の川成が書たる也。而る間川成從者の童を逃しけり、東西を求けるに不求得りければ、或高家の下部を雇て語ひて曰く、已が年來つかひつる從者の童、既に逃げたり、此尋ねて捕へて得させよと。下部の曰く、安事にはあれども、童の顔を知りたらばこそ搦めんと、顔を不知しては何をか搦めむと。川成現に然る事也と云て、墨紙を取出て、童の顔の限を書て、下部に渡して、此に似たらむ童を可捕さ也、東西の市は人集る所也、其邊に行きて可伺さ也と云へば、下部其の顔の形を取て、即ち市に行ぬ。人極めて多かりと云へども、此に似たる童無し、暫く居て、若やと思ふ程に、此似たる童出來ぬ、其形を取出て競ぶるに露違たる所無し。此也けりと、搦めて川成が許に將行ぬ、川成此を得て見るに、其童極しく喜びけり。其の比、此を聞く人極き事になひ云ける。而るに其比、飛彈の工と云ふ工ありけり、都遷の時の工也、世に並なきもの也、武樂院は其工の起たれば微妙なるべし。而る間、此工、彼の川成となひ各其態を挑にける。飛彈の工、川成に云く、我が家に一間四面の

堂をなむ起たる御して見給へ亦壁に繪など書き得させ給へとなむ思ふと互に挑作ら中吉くてなむ戯れければ此云事なりとて川成飛彈の工が家に行ぬ。行て見れば實に可咲氣なる小き堂有り四面に戸皆開きたり。飛彈の工彼の堂に入て其内見給へと云へば川成延に上て南の戸より入らむと爲るに其戸はたと閉づ。驚て廻て西の戸より入る亦其の戸はたと閉づ亦南の戸は開ぬ。然れば北の戸より入るには其の戸は閉て西の戸は開ぬ。亦東の戸より入るに其戸は閉て北の戸は開ぬ。如此廻々數度入らむとするに開開つ入る事を不得佗て延より下ぬ。其時に飛彈の工咲ふ事无限り川成妬と思て返ぬ。其後日來を経て川成飛彈の工か許に云遣る様我が家に御坐せ見せ可奉物なむ有ると。飛彈の工定めて我を謀らむとするなめりと思て不行かを度々勲に呼べば工川成が家に行き此來れる由を云入れたるに此方に入給へと令云む。云に隨て廊の有る遣戸を引開きたれば内に大きな人の黒み服鼻たる臥せり鼻き事鼻に入様也。不思懸に此る物を見たれば音を放て愕て去返る川成内に居て此の音を聞て咲ふ事无限り。飛彈の工怖しと思て土



第二十一圖 與福寺金堂親善菩薩像 (二〇二頁)

に立てるに、川成其遺方より顔を差出し、耶己れ此く有けるは、只來れと云ければ、恐つ寄て見れば、障紙の有るに早う其死人の形を書たる也けり、堂に被謀たるが如きに依て此くしたる也けり。二人の者の態、此なむ有ける。其物語には萬の所に此を語てなむ、皆人譽けるとなむ、語り傳へたるとや。云々

(因に云ふ今昔物語は以下欽く)

是の文の書する所多少誇大の嫌はあれど、先に挙げたる文徳實録の文と相参照して考ふれば、河成が當時の名匠にして而かも、其畫の寫實風なりしことは想像するに餘りあり。殊に文徳實録の文に「今之言畫者、咸取則焉」とあるによりて見るに、是の畫風が天下の藝苑を風靡したりしを想ふに足らむ。然れども恨むらくは、其製作今日に傳はらず間々其の作と稱するもの無きに非ずと雖も、一として信すべからずと謂ふ。

兎に角平安朝の繪畫は河成に至りて一變せることは明なる事實也。河成の後に出で、其の寫實風の畫を一層發達せしめたるは即ち巨勢の金岡也。

(四) 巨勢金岡

金岡は清和、陽成、光孝、宇多、醍醐の五朝に歴事し、從五位下采女正に叙任す、中納言野足卿の裔也と云ふ。其の盛時は仁和寛平の頃なりしならむ。其生死の年月は史に傳はらざれば知るに由無し。

金岡が當代藝苑の巨擘なりしことは種々の證據によりて明なり、扶桑畧記卷二十二によれば、御所の南の庇及び東西の障子は金岡の筆に成り、又詩人の像をも畫きたるが如し。

仁和四年九月十五日午二刻、敕令畫師巨勢金岡畫御所南庇東西障子、令直方興基、惟範、時平、朝臣等擇詩、弘仁後、鴻儒之堪詩者、即令金岡圖其狀矣。

金岡は是の外に清涼殿の馬形の障子及び荒海の障子をも畫き改めたり。馬形の障子のことは後に述ぶるべければ、こゝには荒海の障子のみを言はむに、こは源平盛衰記に載せられたり。

彼紫宸殿の皇居には賢聖の障子を被立たり。西に十六人、東に十六人、三十二人の賢聖あり。是れは後漢功臣二十八將に王常、李通、竇融、卓茂の四將を具し

て也中 金岡が書ける荒海の障子の北なる御障子には、遠山の有明の月をぞ書れたる。卷二、二代后條

是の文に載せる聖賢の障子をも金岡の筆とするものあり、太平記、參考太平記の作者の如き是也。されど盛衰記には是事を言はざれば如何にや疑はし。兎に角當時御所の障子を畫ける程の人なれば、並なき名手なりしは明也。又菅家文章卷の二右親衛平將軍屏風詩序の自注に曰く、

將軍許余以言笑之好。元年和仁冬抄密語曰、相國基今年滿五十、予率諸僕、可設遊

宴、座後所施屏風、欲致妙絕、汝作詩、藤將軍行敏書之、巨勢金岡畫之、予願足矣。云々是によりて見るも菅公敏行と共に金岡は詩書畫の三絶と目せられしが如し。(因に謂ふ、金岡は菅公と朋友たりしが如し。菅家文章卷一に「寄巨先生乞畫圖」の詩あり、是れ金岡が神泉苑の監たりし時、遊覽を乞ひ兼て畫を乞ひし也、詩に曰く「先生幸許禁閑遊、更恐時光不暫留、山水從來無捨去、願憑君得寫風波」。其畫風が河成の後を紹きて更に巧妙なる寫實なりしとはかの有名なる馬形の障子の傳説によりて明也。古今著聞集卷十一、畫圖條に曰く、

渡殿の北邊朝かれひの前に馬形の障子侍り。中彼馬形の障子を金岡が書たりける。夜々はなれて萩の戸の萩をくひければ、敕定有て其の馬をつなぎたるていを書きなされたりける時はなれず成にけりと申傳へ侍るは、誠なりける事にや。

又曰く

仁和寺御室といふは寛平法皇の御在所也。其御所に金岡筆をふるひて繪かける中に、ことにすぐれたる馬形なむ侍るなる、その馬夜々はなれて近邊の田をくらひけり。なにもものゝすると知れるものなくて過ぎ侍りける程に、件の馬の足につちつきぬれくゝとあることたびくゝに、及びける時、人々わやしみて此馬のしわざにやとて、かべに書たる馬の目玉をほりくじりてけり。それよりまたこなくなりて田をくらふ事とゞまりにけり。云々

金岡は管に人蓄を描くに長じたるのみならず、風景畫に長じたりと覺し。鳴長明四季物語に

さみだれの晴間なき空も、いつしか名残なくなりて雲の峯に立ちかさなり、い

みじき金岡が手にも、かうやうにはたくみえがたう、木末の蟬々の聲々かしましくも枕かみうるさけれど、云々 六月條

又河海抄卷第八繪合卷の條に「金岡仁明天皇御時人也、承和四年九月五日、圖御所繪」とあるによりて見るも、金岡が繪畫の諸種に達したりしを見るべきか。又金岡が山水畫に於て如何に寫實に長じたりしかは、花鳥餘情に誌すところにて察するに餘あり。曰く、

雅兼卿記曰、天永元年十二月二十一日、師匡房被語事、一々難憶記。一被語曰、繪

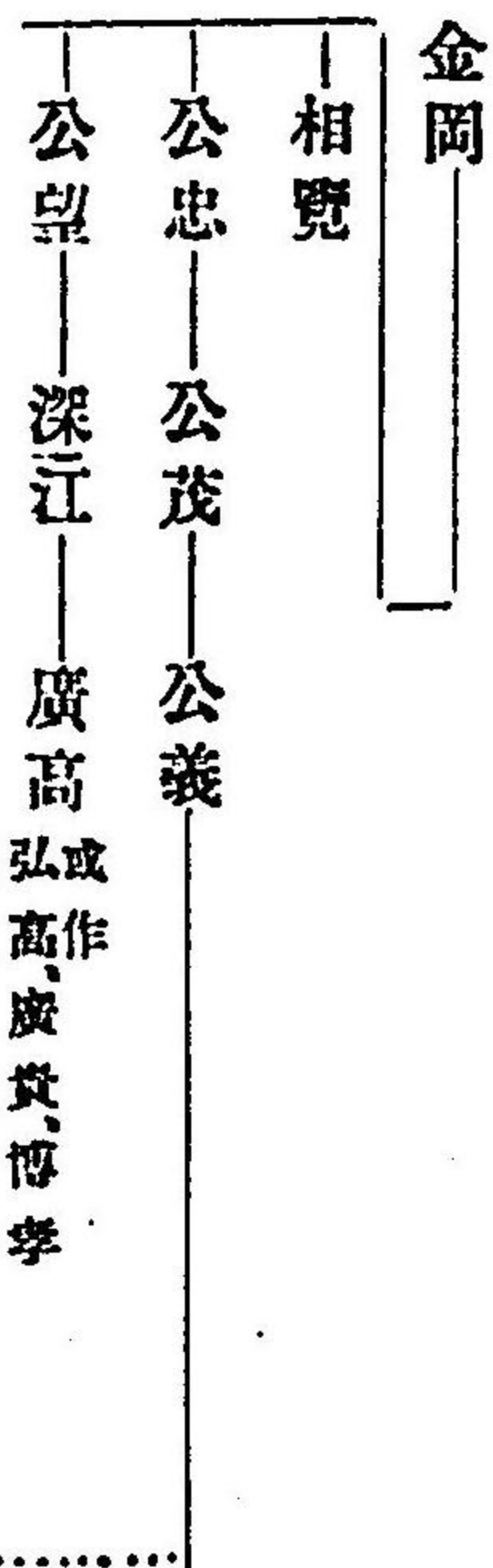
師金岡子、公望、公忠也。公望子深江、深江子廣高也。中金岡墨山十五疊、廣高五

六疊也。卷第二、帶
木卷條

此文中に「金岡墨山十五疊云々」とあるは、蓋し墨彩の濃淡を以て山亦山の遠近を現はすを謂へるならむ。而して金岡は十五層の重山を描き得と云ふは、其寫實の如何に成功せるかを想ふべからむ。要するに金岡は河成の後を受けて更に寫實風に於て一層の進歩を獲しものならむ。長明が四季物語に云へる言葉を見ても、其の聲名遠く鎌倉時代にまで響きしならむ。金岡は又多く佛畫を描き、今日尙ほ

是を傳ふるものあり。

金岡の後代々畫家たりき。其系譜概ね左の如くならむ。



是中相覽は金岡と同人なりと傳ふる書河海抄もあれど諸書には何れも金岡の子或は金岡の嫡子と傳へたるを以て見れば、かく系譜を作るかた妥當ならむ。尙は相覽以下の巨勢系に就いては後文に説くところなるべし。

(五) 延喜以前繪畫總論

延喜以前の平安朝繪畫の變遷は上文述べたるところにて畧知するを得べし。今更に其概畧を概括せむに、天平の繪畫は其の彫刻と等しく主ばら隋唐の摸倣にして未だ日本の趣味の中に鎔鑄せらるゝに至らざりしが如し、而して其の題目

とするところも其の十中の八九は佛教に縁あるものにして、所謂宗教的美術の埒外に出る能はざりしが如し。平安朝に入りてよりは一面に於ては從來の外國より日本の趣味を帯び來り、同時に其の題目も亦純粹なる佛教的以外に廣く自然界に引き亘らむとする傾を生じ來れり。空海等僧侶畫家の畫風に於て前者を見るべく河成、金岡等の畫に於て後者を見るべし。殊に河成が從來の佛教的曼荼羅畫の埒外に於て新に遠近濃淡の工風を具へたる寫實畫を粉めたるは本邦畫風の一變とも見るべきことなり。巨勢、金岡是の後を享けて更に其の畫風を發達せしめたるは平安朝の繪畫の風格を定むる上に於て尠からざる勢力を有せしが如し。而して是等の變遷は當代文明の根本精神たる國民的意識の自覺に伴へる藝術上の一現象なりしことは注意すべきことなりとす。

第三 彫 刻

是の期の彫刻に就いては多く言ふべきこと無し、其の遺物及び是に關する記録の殘れるもの甚だ少きを以て其詳細は知り難しと雖も、諸種の材料によりて想像

する所によれば、其の變遷の大體は繪畫と平行し來れるが如し。前章既に精しく説けるが如く天平の美術は雄渾高偉なる點に於ては後世永く其の比を見ず。されど其の風格は主として隋唐もしくは天竺の様式を傳へたるもの、如し。されば雄渾高偉はさることなれども、尙ほ日本の趣味の發表としては到らざる所あるに似たり。もし例へば東大寺三月堂の諸佛像と定朝以下の所謂春日大佛師等の製作例へば宇治鳳凰堂の本尊、京都蓮華王院(三十三間堂)の諸佛像とを比較せば、彼と此と、其技巧等は暫く措き、風格精神に於て甚だ同じからざるものあるを見む。而して是の同じからざる點は精しく説かば色々複雑なる事項を含ひべけれども、所謂日本の趣味の多少は其の主なるものなるべし。定朝は平安朝の後半期に屬する人ながら、想ふに是の日本の趣味の彫刻の上に表はれ初めたるは遙かに以前の事ならむか。若しかの興福寺傳來の世親無着の二像にして多くの鑑定家の説の如く延喜若しくは延喜以前の製作に係るものとすれば、日本の趣味は已に平安朝の初期に於て可なり現はれ來りたるを認むる也。想ふに空海等は其繪畫に日本風を現せしが如く、其彫刻にも亦日本風を現せしならむか。

是の期に於て記載すべき彫刻家は甚だ少し。空海の名は先づ以て記さるべし。空海が繪畫と共に彫刻を能くし、ことは其諸傳記に明なり。而して今日其の製作として傳ふるものも亦甚だ尠からざる也。慈覺も亦佛像彫刻を能くし、が如し。是等は煩はしければ多く述べず。

其他

武藏村主、多利丸

僧、妙廣

僧、仁善

等は何れも主ばら佛師として當時に名ありしが如し。多利丸のことは現報善惡靈異記卷下三十段にあり、僧觀規の作り終らざりし十一面觀音像を、多利丸代りて作り上げしよし見えたり。多利丸は桓武天皇御宇の人なり。妙廣のことは天長年中の人にして佛師として知らる。こは三緣山中徹定寮の藏する古鈔本瑜伽師地論卷一百に見えたるよし、墨水遺稿卷三に見えたり。僧仁善のことは明匠略傳卷上なる相應和尚傳にあり。

貞觀五年、於佛師仁算、令造等身不動像、相好圓滿、靈驗日新。云々
日本後記、文德實錄三代實錄等を見れば、寺塔の建造少からず、佛像の製作も亦多
かりしげに見ゆれども、今日概ね傳らず、其作者亦殆ど知るべからず。而れども、藝
術批評上當時の作として見るべきもの無きにあらず。其主なるもの二三を擧ぐ
れば、

法隆寺傳九面觀音像、

大和國秋篠寺伎藝天女像、

南山城淨瑠璃寺吉祥天女像、

奈良興福寺中金堂世親菩薩像、

同 無着菩薩像、

なるべし。法隆寺九面觀音像は寺傳に聖德太子像と稱するものなり。然れども
何れの點より見るも天平以後定朝以前の作として見るべきものにして、先づは當
期の製作と見るを妥當とすべし。秋篠寺は大和國生駒郡平城村にあり、伎藝天女
は長六尺八寸、木彫着色なり、形體や、損傷せるは甚だ惜ひべしと雖も、優雅豊麗に

して窈窕の姿態を究め、而かも婀娜ならず、優に本邦屈指の彫刻に數ふべし。世親
無着の二像は共に木彫着色、長六尺二寸。

下 延喜以後

第一 總論

平安朝の文化は延喜を境界線として漸く機運の轉回を示せるものゝ如し。先
づ政治上に於ては宇多帝の宿志を受けて藤原氏抑制の地位にありし菅原道真の
流竄せられしより、天下の大權全く藤原氏の手落ち、是より皇威永く陵替し、藤氏
の一門廊廡に滿ちて『榮華物語』の時代漸く近けり。此物語を讀める人は何人も
當時政界の腐敗の甚しきに驚くべし。彼等は胸に一片の經綸策あるにあらず、唯
花晨月夕の宴游に嬉し、喬眉涅齒、衣冠束帶、唯夢の如き世に夢の如き榮華を追ひし
のみ。『百敷の大宮人はいとまわれや、櫻かざして今日もくらしつ』とは眞に當時
縉紳の生活を現し盡せり。殊に是の腐敗は華山一條以降に於て最も甚しとなす。
中央政府の狀態既に如是を以て、朝綱地に墜ち、地方亂れ、良民慘苦に陥り、豪族跋扈

し、國司私門を張て漸く命を奉せず、遂に延びて武門の跋扈を制する能はざるに及びては、漸く鎌倉時代の武士時代の近きつゝあるを見る。

何れの時代に於ても見る如く、是の政治上の腐敗に伴へる大なる弊害は奢侈の風なりき。三善清行の封事を見ても知らる、其「請禁奢侈事」の條に曰く

臣伏見貞觀元慶之代、親王公卿皆以筑紫絹爲夏汗衫、曝繩爲表襟、東純爲襪、染繩爲履裏。而今諸司史生皆以白縹爲汗衫、白絹爲表袴、白綾爲襪、菟褐爲履裏。其婦女則下至侍婢、裳非齊紈、不服、衣非越綾、不裁。(中略)富者誇其逞志、貧者耻其不及。於是製一領之衣、破終身之產、設一朝之饌、盡數年之資。

村上天皇の天徳元年、菅原文時も亦封事を奉りて奢侈の弊を論じて曰く、

古俗之凋衰、源自奢侈、不塞其源、何救其俗、方今高堂連閣、貴賤共壯其居、麗服美衣、貧富同寬其制、官途締交之儲、窮陸海而盡珍、私門求媚之饋、剪綾羅而敷器、富者傾産業、貧者失家資。

是の奢侈の風は歴史の賢天子、是を防遏せむと力められし事もありしが、何れも其志を果さず、藤原氏の榮華に伴うていよく甚しくなれり。衣服の華美につれて

家屋其他の調度の類も高尚華麗を誇る世となりたれば、彫刻、織物、染物、縫物、蒔繪、螺鈿の類世の需要に應じて發達し、京都の工藝勃然として起りぬ。其の遺物は今日の人をして優に當代の榮華を想はしむるに足れり。是等の事情は美術の發達にも非常に關係ある事なりとす。

又當時雲卿月客の無事に苦みて種々の遊戯を爲せしは注意せらるべき事項也。雅樂、神樂、催馬樂等は何れも是時代に初まりしものなり、又遊興として詩合、歌合、謎合、扇合、貝合、繪合、香合等の類大に行はれき。就中繪合は、各自所持の名畫を持ち寄りて其の優劣を争ふことにて、隨て繪畫の需要を催進したるに力ありたること疑ふべくもあらず。

奢侈の風につれて、屋内の裝飾を莊麗にしたるとは勿論、大建築を起せるもの、累代絶えざることも、美術上の歴史にとりて大に注意せらるべきこと也。例へば延長年間藤原忠平が北白川に別業を營みたるが如き、華山院が寢殿等を造り始めて屋根を葺き合すことを創意せられ、宮殿の建築爲に一生面を開きたるが如き、或は藤原道長が京極の第の如き、頼道の宇治の別業の如き是也。殊に道長は大に意

を建築に用ひ發明する所多し。古より臣下の邸宅は皇宮と異にして、其の制廣大ならざりしを、道長初めて宏壯の第宅を營みしより、縉紳の第宅皆之に倣ひ、建築の風、茲に一變し、以來古風の低矮なる様式をば古代風と云へり。又佛寺堂塔の興隆の頻繁なりしことも、美術の發達に少からざる關係ありき。藤原氏の崇佛は前代よりの遺風にして、忠平師輔兼家等何れも是の家風を繼紹して、伽藍を建築せり。道長に至りては法成寺の如き大伽藍をさへ建築し、善美を盡して、南都以來の諸大寺を壓倒せり。爲に御堂關白の名を得たる程なりき。又頼通が宇治の別業を平等院となし、今日も殘存せる鳳凰堂の如き建築を起せるが如き、法成寺に次での著しき例なり。而して是等の大建築ある毎に、當代第一流の美術家に囑托して、内部の裝飾を爲さしめたり。例せば、定朝が法成寺金堂の佛像を作り、又同じ人が鳳凰堂の本尊を作り、又宅摩爲成が同堂の壁畫並に繪柱を畫きたるが如し。

以上は延喜以後の美術の發達を催すべき外界の勢力に就いて述べたり。今少しく思想界に立入りて、少しく觀察せんに、當時傳教弘法の唱へたる佛教が漸く其の勢力を失ひつゝ、ありしは争ふべからざる事實なり。元亨釋書祈親傳には弘法

定後八十年、高野山の廢毀尤も甚しかりしを記せり。亦以て當時を想ふべき也。蓋し宗教は常に偉大なる人物を待つて初めて活動するものにして、經典儀禮如何に具はれるも、是を統率する大人物無くば、徒に形式に終らひのみ。今弘法、慈覺、智證等の諸名僧は何れも延喜以前に没し去りて、其後に來るべき大智識なし。平安朝の佛教は、茲に其の盛榮の時期を終りたるの觀あり。されば延喜以後の佛教は、既に早く腐敗の兆を示めし、僧侶の邪濫の如きは時弊の一に數へらるゝに至れり。三善清行の封事中に、諸國僧徒の濫惡を禁せむことを請うて曰く、

右臣伏見、去延喜元年、官符已禁權貴之規、銅山川勢家之侵奪田地、莖州郡之枳棘、除兆庶之發蠶、吏治易施、民居得安。但猶凶暴邪惡者、惡僧與宿衛也。伏以諸寺年分、及臨時得度者、一年之内、或及二三百人也。就中半分以上、皆是邪濫之輩也。又諸國百姓逃課、役通租調者、私自落髮、狠着法服、如此之輩、積年漸多、天下人民、三分之二、皆是禿首者也。

當時佛教の紀綱が如何に廢施したるか、は是一文にても想見するに餘あるべし。是の如き僧侶の腐敗は、後年に至りて一層甚しくなれり。應和の頃には、延曆寺の僧

良源なるもの祇園の僧良算と隙あるに乗じ、兵を遣はして是を逐ひ己の隸屬となし、廣言して言へらく、世澆漓なれば兵法にあらざれば佛法を護し難しと。是より以降僧徒の強訴は歴代の通弊となり、引いて鎌倉時代に及べり、例せば冷泉帝の安和元年には、東大興福の兩寺田を争ひて兵を交へ互に殺傷せり、圓融帝の天元四年には法性寺座主の事に關して百六十余人の僧侶兵器を擁して關白頼忠の第に逼りしことあり、是類頗る多し。是の如き有様なれば、寺塔の建立如何に盛なればとて中心の信仰は既に衰へたりと見ざるべからず。是れ延喜以後に於て、佛教美術の優秀なるもの多く見難き一主因なるべし。

次に文學の狀態如何と見るに、吾人は是の方面に於て美術史上最も重要なる事實を看取せずばならず。即ち漢文學の漸く衰へて國文學の漸やく盛になり來りたること、是也。

前節にも述べたる如く平安朝の初期に於ては漢文學は非常に盛にして、國文學は是に反して甚だ振はざりき。假字は女文字として男子の使ふまじき文字とさへ目され、士大夫は何れも漢詩漢文を屬せざるを耻辱とする有様なりき。貞觀延

喜以後に於ては是の關係漸く顛倒せり。即ち在原業平、僧正遍昭等の作家出で、紀貫之、几河内躬恒等是に次で起れり。是に於てか古今集の敕撰ありて、遂に奈良朝の萬葉集の後を繼紹せり。是集の和歌は其の言辭も格調も共に萬葉集のに比して新たなるふし多し、彼れの豪放なるに比して此はやゝ巧緻の傾あり、質よりも寧ろ華を尙びたる風あり、是れ平安朝文化の特質を反射したるものにて、最も自然の事なりとす。是の古今集の結撰ありてより以降は、詩集の敕撰全く絶え、歌集の敕撰のみ獨り累代行はれたり。即ち村上天皇の朝の後撰集、一條天皇の朝の拾遺集を加へて三代集と云ひ、白河天皇の朝なる後拾遺集、崇徳天皇の朝なる金葉集、近衛天皇の朝なる詞華集、安徳天皇の朝なる千載集、土御門天皇の朝なる新古今集を加へて八代集と云へり。

獨り歌のみならず、國文の著述漸く盛となり、源氏物語、伊勢物語等の巨作は竹取、空穗の後を享けて永く國文學史の寶珠と輝けり。漢文學は全く衰へたるに非ず、大江匡衡、大江以言、紀齊名、藤原爲時、慶滋保胤等の如き文人相次で起りしが、延喜以前の盛況を見る能はざりき。斯く漢文衰へ、國文昌へ來りたると同時に注意すべ

き事は假名の發達也。假名は漸く漢字を排斥して遂に國文の主要なる元素となれり。

凡そ是等の事實は其根帯たる當代文化の大精神の所現なることを遺るべからず。蓋し漢竺の文明は平安朝に入りてより漸く日本化せられ、特に平安朝の特質を帯びて發達し來れり、奈良朝の佛教を革新して起りたる密宗の苦行道も、藤氏榮華の世には漸く其の効力を失ひて茲に他力本願の易行道の佛教起り、白氏文集の模倣と六朝駢體の擬似とを是れ事としたる詩文は漸やく本邦固有の思想を發揮せる假名歌文となれり。一言すれば延喜以後の平安朝の文化の特質は國民化也、當代の美術は是の大精神の指導の下に發達し來りたるものとす。

されば美術の發達は、藤原氏の中葉までは漢唐の風を模するもの多かりしが、其の以後に至りては榮華の夢漸く閑になるに隨ひ、文學上に於て國文學の勃興を催がしたる同一の原因は美術上にも著しく國風を發揮するに至りぬ。是に於て嚴めしき儒教漢史上の事蹟に與じ彼土の山川風物などを題目とする代りに、却て襟近き山の端の月をめで前栽に勻ふ撫子花の麗はしきを尙び、或は男女相戀の情を

寫し、梅が香に春を痛み、蟲の音に秋をかなしむなど偏に嫺雅優美の趣を愛し、美術上の題目もおのづからは是等の日本的否むしる王朝的趣味の發現にのみ限らるゝことゝなれり。されば清涼殿の御障子なども山海經に因める荒海の筆には宇治の網代を書き添えられ、又昆明池には季綯の少將が嵯峨野に狩せる有様などかゝせられたり。要するに藤原氏の中葉以後は王朝の文明が漸く漢竺の影響に遠ざかれると同時に、其の美術も亦外國の風尚を脱し、王朝時代の日本趣味を代表するに至れり。

第二 繪 畫

一 巨勢家

醍醐帝の御世は平安朝中繪畫の最も盛なりし時也。巨勢金岡既に老いたりと雖も其子相賢、公忠、公茂、望等其の祖業を受けて名高し。巨勢家の一族の外に飛鳥非常則あり、別に一家を成して當代の第一人とさへ稱せらる。而して當時繪合の事漸く縉紳の間に行はれ、殿上人は歌を詠み、假名文字を書く外に繪畫を能くする

もの多し。

先に述べたる如く金岡に三子あり、相覽、公忠、公茂是也。公茂の子深江にして、深江の子弘高也。相覽は竹取物語の繪卷を畫き、紀貫之是を書せるよし、源氏繪合卷に見えたり。

繪取物は巨勢の相覽、手は紀の貫之書けり。かんや紙にからの綺を背して、赤むらさきの表紙、紫檀の軸、世のつねのよそひなり。云々

貫之の書と並びて繪合を競へる程なれば、相覽が當時の名手なること思ひ知らるべけむ。公忠の事蹟に關しては古今著聞集及び花鳥餘情に各々同一事を傳ふのみ。古今著聞集卷十一に曰く、

帥のおとど伊周に屏風を賣る人あり、公茂弘高などに見せられけり。公茂、弘高を招きていひけるは、此野筋、此松汝及ぶべからず、おそらくは公忠か書くところか、弘高承伏しけり。公茂が云ふ、公忠は屏風を畫くときは必ず其屏風のひらのすみごとにおのれが名を書きけり、こゝろみにはなちて見るに、おんの如く公忠が字ありけり、いみじかりけること也。云々

花鳥餘情は同一事を傳へれども、弘高に問へるものを深江とせり、年代より考ふるに深江のかた正しからむ。兎に角、公忠が弘高等の及ぶ能はざる名手なりしこと明也。又是の文にて當時の畫工は畫の表面に其名を署せざるを常とせるも明也。

公茂に關しては同書同卷に、藤原實賴の爲に屏風を畫けることを傳へたり。其文左の如し。

小野の宮のおとど實賴のこと也ついたち隙子に松をかゝせむとて常則飛鳥巷をめしければ、他行したりけり、さらばとて公望を召して書かせられにけり。後に常則をゆして見せられければ、かしら毛芋に似たり、他所難無しと申ける。常則をば大上手、公望をば小上手とぞ、世には稱しける。

是文によれば、公茂は飛鳥井常則に次で當時の名手なりしこと明也。常則は公茂が松を見て「かしら毛芋に似たり」と評せしが、同じく古今著聞集卷十一に弘高がことを記せる後に

此の弘高は金岡が曾孫、公茂が孫、深江が子也、公忠よりさきは書たる畫生たる

ものゝ如し。公茂以下今の体にはなりたりとなむ。云々
 とあり。即ち公茂は金岡の傳統を継ぎながら其畫風は大に異なるものありしが如し。そが如何に異なりしやは審に知り難けれども、金岡の畫風は前章に説きし如く、河成の後を受けて極めて寫實寫生を尙びしものゝ如し。是の古今著聞集の説を眞とすれば是の寫實風は如何に公茂によりて變化せられしや、想ふにこは寫實風より寫想風に轉じたるものに非るべきか。其證にはかの古今著聞集に弘高が地獄變相の圖を評して「ことに魂入りて見えける」と云ひ、而して其後にかゝる畫風は公茂以來の事にして、其の以前のは「生たる者の如し」と評せるを察するに「生たる」如く見へたる寫生寫實の風より「魂入りて見ゆる」寫想寫意の風に變りたるに非るか。又先に引ける飛鳥非常則が公茂の松を評して「かしら毛芋に似たる」を難せしも亦恐らくは是の畫松の寫實には叶はずして、異形のものなりしを云へるならむか。是の想像にして大に謬らすむば、巨勢家の畫風は金岡は寫實風に長せしが、公茂以後は寫想風に一步を轉せしものゝ如し。

飛鳥非常則も亦醍醐帝の時の人にして公茂と同時代也。先にも述ける如く當

時の人は常則を大上手公茂を小上手と評し合へるを以て見れば、當時第一流の畫家なりしこと明也。又常則と同時の畫家に、其名を千枝とて名高きがありしが、其事蹟全く明ならず。

茲に注意すべきことは延喜以後に於て繪合てふ遊戯の流行せしこと也。繪合とは各自所藏の秀逸なる繪畫を持ち寄りて其の優劣を評し合ふ遊事也。是の繪合に提出する繪は何れも巻物にして横に順々と少しつゝ右より左に緋けゆく様に造られし也。源氏物語繪合條を見れば其の方法を想像するに足らむ。是によれば竹取物語の繪は相覽書は貫之の手に成り、空穗物語の繪は飛鳥非常則書は小野道風の手に成りしを知る。是の遊びは王朝時代より延いて後世に及べり。後拾遺集の正子内親王繪合夏部三今鏡卷六の繪合の歌の卷、伊勢大輔集等より、吾妻鏡、源平盛衰記などにも見えたり。是の遊の流行につれて、大々競うて當時の名手に繪を頼みしことも想像せられなむ。又是につれて殿上人等が親ら繪畫をものし、ことも注意すべきこと也。例へば藤原忠平、杜嶋を扇面に畫さしに扇を開く毎に畫中の鳴聲を發すと云へるが如し源平盛衰記。大和物語五十七段に贈答文に畫

をかけることを記せり、

五條の御といふ人ありけり。をとこの許にわがかたを繪にかきて、女のもえたるかたをかきて烟をいとおほくくゆらせて、かくなむかきたりける、

君をおもひなましくし身をやく時は、

けふりおほかるものにざりける。

小野道風、藤原爲氏、紀貫之、藤原玄上、藤原實頼、大江惟時等何れも畫を能くせしこと、畫工便覽、榮花物語、本朝世紀等に散見せり。

當時の畫風は先にも言へる如く巨勢公茂以來寫想を旨とせしもの、如し、殊に藤原氏の世盛りになりては其趣味いよく婉柔となりしが如し。人物の顔の豊満なるなどは著しき特質なるべし。本朝畫史が所謂

土佐之倭様、是有情而婉者也、都其大小人面、引鼻目而成、(輕筆一引、以成鼻目、倭畫家、謂之目引鼻)。

是也。(土佐家は平安朝の後期に其源を發したる畫風なり)。枕草紙卷六に

(繪にかきておとるもの、一條なてしこ、さくら、山吹、物かたりにめでたしといひ

たるおとこ、女のかたち云々
今隆能源氏中より一二を抜寫せむ(第二十二圖、精しくは國華九十六號を見よ)。



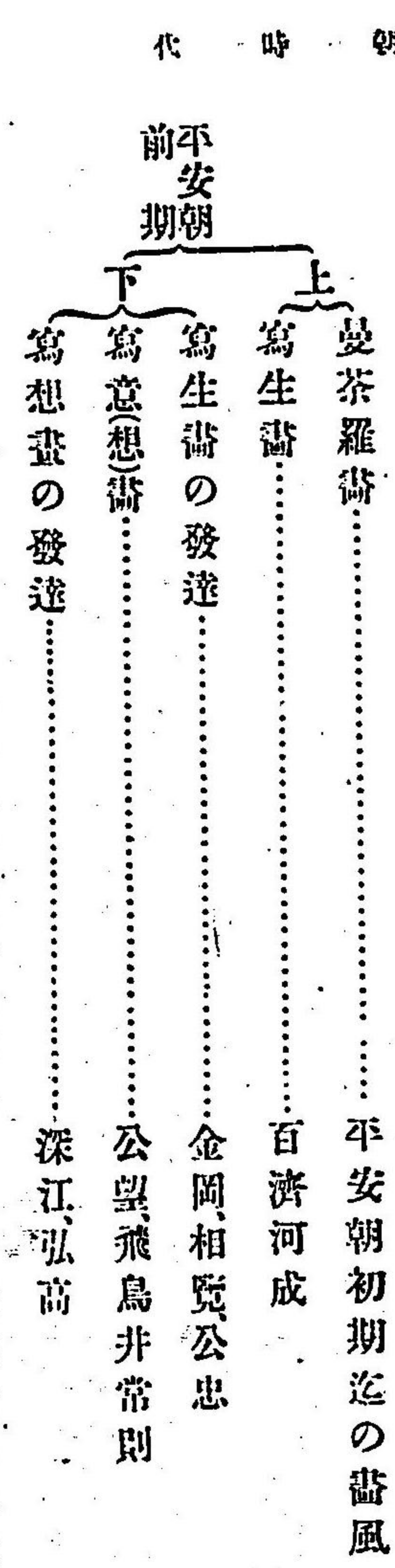
第 二 十 二 圖

巨勢家と云ふが如き累代繪畫を専門とする家の出で來りたるは本邦美術史上にて注意すべき一事項なり。されば巨勢家以外にも僧俗の間に特立して斯道の名手と稱せらるゝもの無きにあらず、先に擧げたる飛鳥非常則の如きも其一人なり。貞元、天元圓融の頃に惠心僧都あり、佛像を能くするを以て名高し、今日其の遺蹟と稱するもの甚だ多し、中には其風格手法同一人の製作として見難きものあるが如し。其の最も有名なるものを東都禪林寺に藏せらるゝ山越彌陀像及び紀州高野山にある二十五菩薩來迎圖(第二十圖)等と爲す(後者は東京上野公園に模造品あり)。衣紋褶襞等の描寫頗る巧緻にして、後年に見る如き筆力の顯はるゝ無く、所謂草体の描法なれども、曲線の運用頗る妙を極む。佛陀菩薩の顔面も是を天平もしくは平安朝初期のものに較ぶれば、著しく寫實に傾けり、換言すれば端正典雅の趣は割合に乏しけれども、本邦人の相貌を想化せる寫實風の表はれたる所に生氣あり、活動あり、其色彩も亦頗る巧みに使用せられたり。

惠心僧都の外に僧侶にして繪畫を能くするもの少からず。覺超僧都(惠心と同時代の人)後一條天皇の頃に繪阿闍梨と稱せられたる僧延圓、後冷泉天皇の頃の僧

三井寺の興義等は其最も著はれたるものなり。茲に一事の注意すべきは僧侶の畫けるは何れも佛畫にして、俗人の畫家の畫けるは非佛畫なる事なり。巨勢弘高が地獄變相圖を描き、秦致眞が法隆寺の太子繪傳を描きたるが如きありと雖も、こはむしろ想像畫、歴史畫と稱すべきものなり。

醍醐天皇より後三條天皇に至るまでの繪畫の沿革は畧右に説けるが如し。是の時期の名手は延喜天曆の間に集まれりと雖も、其發達は年を追つて進みしことを察するに足る。今其發達の形跡を想像するに、概ね左の如し。



即ち河成によりて勦められ、金岡相覽、公忠等によりて繼紹せられたる寫生畫は、公望以後漸く變じて寫想の風を生ずるに至れり。是の寫想の風は公望以下の畫家

の繼紹したる所なるべく、隨て平安朝後期に於ける宅磨、春日、土佐の諸流派は是の基礎の上に發達せしならむと思はる。是事は平安朝の後半期に於て固有の日本畫の發生せる因縁を了解する上に缺くべからざる事項也。即ち河成以前の繪畫は單に外國傳來の模本により是を踏襲するを能事とせるのみ。然れども如是は永く國民の好尚を満足する能はざるを以て茲に眼前當面の事物に就いて寫生を試むるの必要を感じ來る。寫生とは外國傳來の形式を模するに非ずして、天然を師として倣ふ也、是れ美術の進歩也。然れども天然を偏に摸倣するは尙は満足ならず、是に於て天然をば自己の意思の如く改造せむとするの情を生ず、寫想、もしくは寫意の畫風茲に於て起る。寫生もしくは寫實の主義に支配せらるゝ間は吾人は天然の奴隸也、然れども寫意、寫想の主義に入るに及びては吾人は却て天然の師匠也、是の自由の活動の現はるゝ所に、美術の國民的趣味亦初めて現はるゝを得。是れ平安朝後半期の畫が、従前の物に比して割合に適切に日本の趣味を發揮する所以也。

第三 彫刻

彫刻も亦繪畫と同一の經行に依りて發達し行けり。是期の末に及びて康尙、定朝等の出でて所謂春日大佛師の一派を開けるは、即ち繪畫界に於て巨勢の一流が宅磨、春日、土佐に轉せむとする同一の傾向を代表せるもの也。

延喜天曆の頃に於ては會理、興運、延祚等の諸僧ありて彫刻に巧なりき。

其後應和年間及びて僧感世、佛像彫刻を業とし、一世の名手たり。扶桑略記卷二十六に感世に關する傳説を掲ぐ。其文に曰く、

應和二年壬戌、丹波國桑田郡、宇治宿彌宮成、依婦女勸、企造佛思、則同郡菩提寺字觀音像是也。遣使京洛、求佛工人、沙彌感世、應請應到。佛工感世、每日轉讀法

華經、其中誦誦普門品、日々必誦三十三卷、奉仕觀音、爲多年業、隨宮成語、造金色觀音像、其功既畢、擅越施物。宮成本性猛惡、竊進到大江山、隱立塗側、射害佛工感世、奪取所與祿物、歸宅已畢。明日參寺、拜新造觀音、其像胸前立矢、昨日所放之箭也、從疵赤血流出、慈眼似泣、全体如惱、少低而立矣。宮成見之、心懷憂苦、悲淚嘆息、則

知此像代彼受苦爲知佛師存亡遣使令見於是感世無瘡居宅則語曰我從丹波歸洛之日雖遇盜人不被疵害是則妙法威力觀音靈驗也。抗那生怖畏自往佛工之所更與祿物見聞之輩發心供養。其像今存已上穴穗寺緣起

色葉字類抄法華經驗記何れも是と同一の事譚を載せり。正曆長保の頃に僧康尙なるものあり佛工の妙手にして多く佛像を彫刻す今諸日記によりて其製作を擧ぐれば概ね左の如し。

長保二年六月二十八日敕によりて靈嚴寺妙見堂を修理し其の料物として手作布百端用錢二十端を給ふ。權記

同七月十六日敕を受けて靈嚴寺妙見像を彩色す。同
同八月十七日造佛料を給ふ。

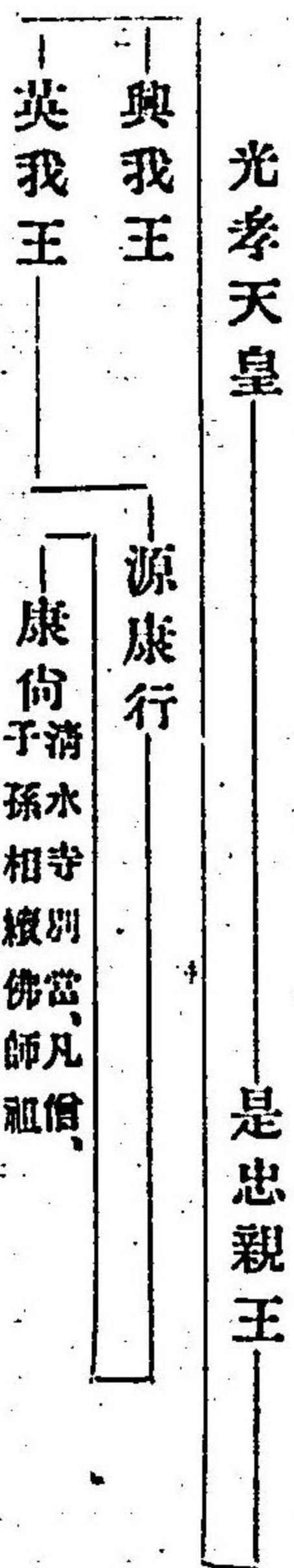
長保四年禁裏白檀佛三体彌陀普賢文珠各一体を造る。外記日記

長保六年三月十六日四天王像料として榎螺細長劍直八十石を給ふ。權記
寛弘二年五月二十四日帝御等身の金色藥師佛十一面觀音像彩色不動尊等を造る。同

同年十月二十三日木幡御佛を作る。法成寺攝政記
寛弘七年十月四日銀藥師佛觀音菩薩佛像を鑄る。
(年月未詳)京祇園林寺の僧仁康の囑によりて半金色の地藏像を造る。

今昔物語卷十七第十段

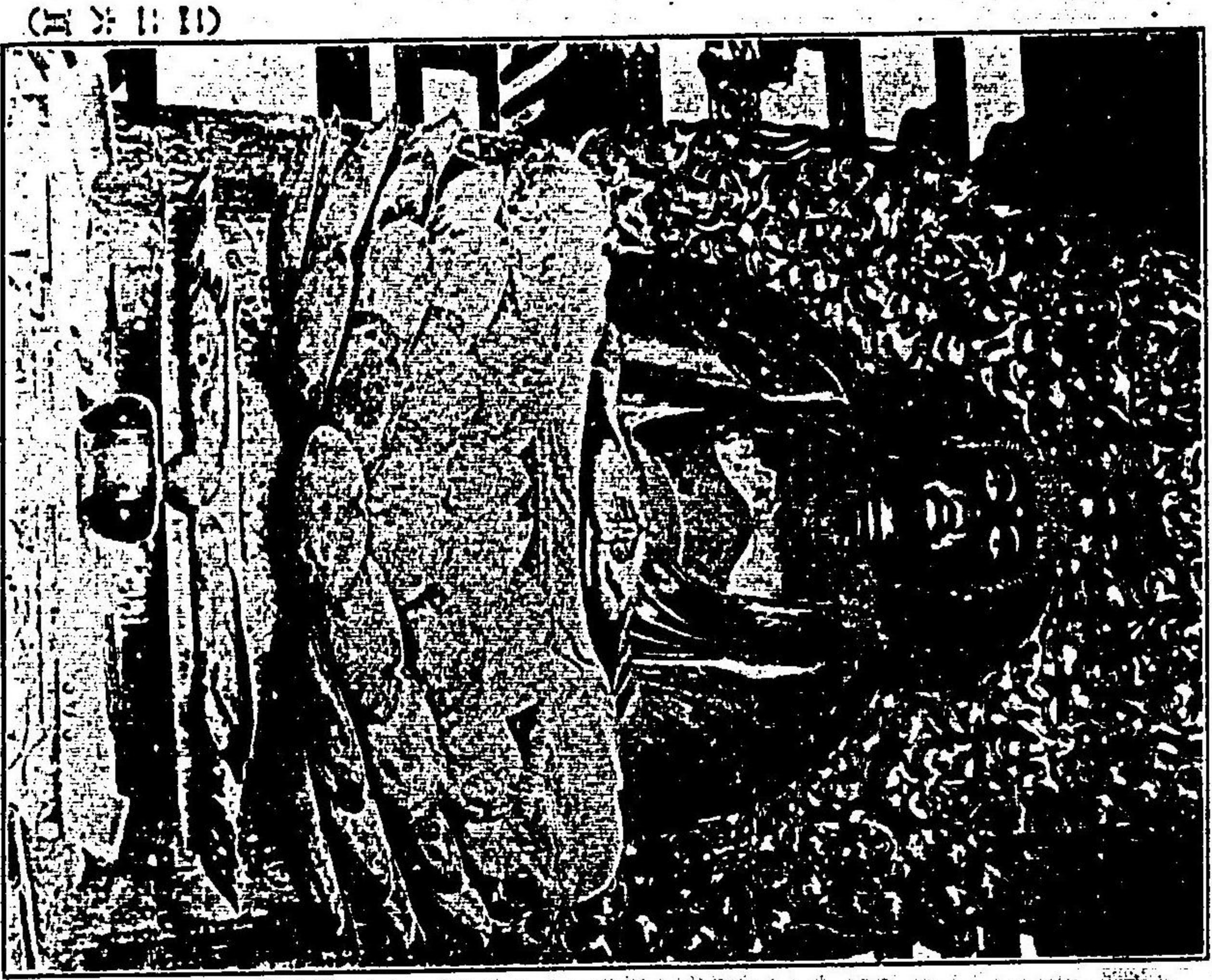
〔同〕大安寺の釋迦佛を模造して融左大臣が河原院の釋迦佛を造る。康尙の事蹟は是等のされぐのことにのみにて他は詳ならず。然れども其子の定朝より以下子孫皆佛工を業とし所謂春日大佛師の一派を成せり故に佛師中興の祖と稱せらる。本朝皇胤紹運錄に其の傳統を掲ぐ左の如し



黒川春村氏は以爲らく「康尙凡僧にして清水寺別當に補せしこと疑ふべしもし男定朝の補したりしを謬り傳へしにもあるべし」云々。又本朝大佛師正統系圖及び佛工系圖には何れも康尙の父を康信に書せり何れか是なるを知らず。

今定朝を述ぶるに先ちて、康尙以下の大佛師の系譜を左に略記すべし。從來是の系譜には三種あり、本朝大佛師正統系圖と稱するものは其一也、單に佛工系圖と稱するものは其二なり、近年黒川春村氏が編にかゝる歴代大佛師譜の中にあるものは其三なり。今主として黒川氏の編によりて其の概畧を記せむ。

(定朝は)壯年に及びて藤原氏榮華の最盛時に遭遇せしならむ。もし是の想像の如しとすれば源氏物語の成れるは、定朝が十三歳の時にして、二十歳より三十歳の間に於て、方に道長が空前絶後の榮華時代を見聞せり。是の如き時代が、定朝の趣味の上に少からざる影響を有せしや蓋し疑ふべからず。而して榮華物語によれば卷十七治安二年七月十四日法性寺金堂の本尊佛を造れる賞として法橋に叙せられたり、先の想像によれば治安二年は定朝が二十七歳の時也。是計算中らずとするも壯年の頃より早く斯道の達人として知られしこと明也、何となれば法成寺の如き大伽藍の本尊は名もなき佛師の手にて作らるべき謂はれ無ければ也。造佛の功によりて僧位を授かりしものは、定朝以前には會理會理は延喜十七年東大寺造佛の賞として殊遇と謂ふべき也。あるのみ、十七年東大寺造佛の賞として殊遇と謂ふべき也。是時の敕語は定朝の手腕をして一世に重か



來如陀彌阿尊本院等平作朝定 圖四十二第



圖迎來薩普五十二筆心慧 圖三十二第

らしめしものなり。

神妙出情佛像隨手、公代之遺跡、彌次之後身、宜授階級、云殊式勵工巧之道。

是より以降朝廷に佛事ありて、造像修繕の舉ある毎に、定朝概ね與り知れるが如し。其一二を擧ぐれば、長元九年五月、御佛行事ありし時、定朝、木工等と共に先づ床子二脚を以て寢殿の中央に立ち、其上に御佛三體を居へ奉ること、類聚雜例に見えたり。長曆四年五月、敕によりて參内し、御持佛の開眼、並に夏季樂師御修法の事、定朝をして行はしめられき(春肥)。是の如きの例甚だ多し。一私人にて造佛を定朝に依頼せしもの亦多かりしならむ、今昔物語卷十七にも是事見えたり。就中最も注意すべきは關白賴通の爲に宇治鳳凰堂の本尊並に諸佛像を造りしことならむ。抑々平等院は元源融の別業なりしが、長徳年間には道長の有となり、後冷泉帝の時に至り、關白賴通の有となれり、賴通は茲に一大伽藍を創設し、號を平等院と賜ふ、こは永承七年、即ち定朝の没前五年の事なり。今序なれば、是堂の結構を言はむに、中央に本堂あり、其左右に閣廊を展き、後に長廊を引く、是れ鳳鳥の空より降るに象れるものなりと謂ふ。堂上には黃銅の小鳳一雙を立たしむ、俗に是を鳳凰堂と謂ふ。本尊

は丈六阿彌陀如來の坐像にして周圍に小像五十餘軀あり、何れも定朝が作也。扉背觀經九品の變相並に壁面釋迦八相圖は繪所長者宅摩爲成が手にして、扉銘觀經九品の文は源左府俊房の筆なりと云ふ。本堂内は五間四面、板椽五尺にして、石壇四尺の上に立つ。左右開廊横二間、長七間、本堂樓上の重櫓は一丈二尺四面、後廊は横二間餘、長十間也。彫棟、彩梁、七寶を鏤め、螺鈿を填む。今は大方剝落したれども、尙ほ以て藤原氏の榮華をしのぶに足りぬべし。

扱て是の平等院の本尊たる阿彌陀如來(第四十圖)は定朝が没前五年の作なれば、恐らくは其の手腕の最も圓熟せる時の作なりしならむ。是を運慶、定慶の作に較ぶればや、遜色ありと雖も、當時にありては驚くべき傑作なりしならむ。

定朝の造佛に巧なることを證する諸々の傳説あり。今昔物語卷十一段・十二によれば、定朝が作れる地藏菩薩を六波羅密寺にて法會を行ひしに、道俗男女皆涙を流して其の靈驗を仰げりと謂ふ。源平盛衰記卷二には定朝が造れる獅子狛犬は社殿の上に啖合ひて大床より落ちたりき云々と云へるなど、何れも笑ふべけれど、當時の人望を想ふべき也。

又定朝が名は京畿に響きしのみならず、又奥羽の辟地にまでも知られたりしが如し、吾妻鏡卷九文治五年九月十七日平泉寺塔注文に曰く

金堂上下四壁、内殿皆金色也。堂内構三壇、悉螺鈿也。阿彌陀三尊、六地藏、定朝造之。

以上の記事を綜合して考ふれば、平安朝の彫刻隨て日本の彫刻は定朝に及びて其風格を一變したるが如し。定朝の後に運慶、湛慶、定慶、快慶等ありて、其技術に於ては或は其上に出づるものありと雖も、其様式、風格は定朝を祖述したるものなり。日本の趣味は繪畫の方面に於て宅摩土佐に於て其醇粹なる特色を現したるが如く、彫刻の方面に於ては定朝(春日大佛師の祖先たる)に於て其特色を發揮せられたり。是れ外來文明の交渉を離れて、數百年間平安朝の太平文化に浴したる自然の結果として、純粹なる日本文明の生起し初めたる一面の現象なりと謂ふべし。

定朝の子に覺助なるものあり、亦彫刻の技に於て多く其父に譲らざりしが如し。古事談卷六に曰く宅部

佛師定朝之弟子覺助をば、伐絶して、家中へも入ざりけり。然而爲謁於母、定朝

他行之隙などには密々に來りけり。榮朝左近府陵王の面可打進之由、依被仰下、至心打出て愛して、藝居の前なる柱に懸て置たりけるを、父他行之隙に覺助來けるに、此面を取下て見て、穴心う、此定にて被進たらましかば、淺猿からましかとて、腰刀を抜むずくとけづり直て、如本懸柱退歸了。榮朝歸來見此面云、此白物來入たりけりな。不孝の者、雖他行之間入居事奇怪事也。此陵王而作直てけり、但かなしく被直けりとして、令免勘當云々

第二節 平安後期

第一 總論

今平安朝後期の時勢を案するに最も著しきは、政治上の權力の朝臣より漸く武家に轉移せること也。蓋し藤原氏の堂閣に權柄を執れること數百年、榮華の極み太平の積弊漸く浸潤し、天下盜さはぎ亂興るも、藤原氏は是を治むること能はず、朝廷宿衛の兵力亦是を鎮むる能はず、遂に武家の力を藉りて一時の苟安を求むるの已むべからざるに至れり。兵馬の實權かくの如く武家に存することなれば、政治

上の權力も亦漸く藤原氏より武家に移ること己み難き勢ならむかし。

是の傾向は既に將門純友の亂の當時に萌せり。當時藤原氏は尙武家の勢力を解せず、目するに『醜の夷共』と沙汰して是を退け、『禮しらぬ沐猴の冠』と稱して是を退け、世はゆかりの色の藤原とのみ思ひける。然るに反旗一度び相馬に翻へるや、滿朝の公卿爲す所を知らず、七大寺の讀經、八大明神の祭奠、其狼狽の狀を見るべし。伊豫椽藤原純友が海上に横行するに當ては、倉皇として純友を從五位下に叙して其歡心を求めしが如き、當時の情勢を想ふに足るべし。果ては厘に武門の力を以て是等の武門を鎮め一時の平和を彌縫せしに止まる。

斯る有様なりければ、源平諸族の武士は朝廷に於てこそ受領外任として卑しめられたれ、國郡に於ては勢力漸く加はり、貫屬年を経て子弟一族追々繁茂し、樽として地方の豪族となり濟ませり。源滿仲の如きは郎黨を有すること四五百人、源良文等亦五六百人を有せり。平維茂が藤原諸任と戦ひし時には三千の郎黨を徵發せりと傳ふ。源氏は賴信賴義が下總の平氏を平けてより、夙に威信を東國に布き、阪東武士の旗頭となれり、賴義義家が陸奥の亂を平げしより、以來源氏の勢力

殊に加はれり。

要するに藤原氏の一族が長袖の風雅に餘念無かりし間に、天下の實力は漸々武家に集まり、一朝變あらむ時、起て代るべきものは武家の外無き勢となれり。是の變は保元平治の亂によりて現せられたり、是の二亂以後は政權全く武家に歸して鎌倉時代となれり。

是の武家の權力の増進し、朝家の勢力の衰弱するに伴へる最も注意すべき現象は、當時人情が漸く尙武的風氣を帯び來れることなるべし。藤原氏榮華の時代にありては衣冠縉紳はこよなく貴き物なりしが、武家跋扈の時代となりては弓矢甲冑のかた遙に難有物となりしならむ。是の尙武的風氣が平安朝後期より延いて鎌倉時代の美術に顯はれしは最も注意すべきことなりとす。

是の尙武的風氣は宗教の上にも現はれたり。兵法を以て佛法を護せむてふ思想は平安朝の中頃より是れありしが、後期に至りては一層激しく爲り増りたり、こは平安朝初期以來僧侶の地位愈々高く寺領の莊園は年々増殖するに隨ひ、遂に一種の儼然たる俗勢力となるに到れり。且僧尼は皆課役を免するが故に、藤原氏の

中世のころより天下無賴の徒は争ふて圓頂緋衣に姿をかへて寺門に投せり、寺門は又是等の徒を歡迎して大衆となし、一朝事あれば刀杖を帯びて他寺を焚毀し、宮闕に嗽訴し、平時は肉食妻帯甚しきは盜を業とするものあり。平安朝の末に到りては朝廷の綱紀漸く弛廢し武家跋扈し初むるにつれ、是等惡僧の弊害も一層甚だしかりき、其尤もなるものは延曆興福園城の三寺にして朝廷亦是を如何ともする能はざりき。殊に白河天皇は佛法を信奉すること篤く、堂塔の建立、法會の施行頻々なりしかば、僧侶の跋扈も一層甚しく、遂に天皇をして天下意の如くならざるものは、鴨川の水と双六の才と、山法師なりと歎せしめたりき。

宗教の狀態斯る有様なりければ、其の信仰地を拂ひて去り、唯一種の迷信的狂熱 *superstitious frenzy* を残すのみなりき。運慶等の作に降魔拆伏の忿怒相を現せるもの多きは是の影響與つて力ありと謂ふべし。

當時融通念佛淨土の如き他力本願の新宗派起り、是等は當時の美術史には直接の關係無しとするも、日本文明史の上にて最も注意すべきこと也。抑々平安朝初期に興りたる天台眞言二宗は秘密難行の自力宗なり、其の宗祖たる傳教弘法諸大

師が是を漢土より我邦に移植する時に當ては素より我國情に參酌したるならむも尙ほ彼邦の宗教也。難行自力の宗門は我國民性に如何程迄適當せるものなりや、そは平安朝の歴史の解釋せる所にして、是時代の後期に念佛淨土引續き鎌倉時代に入りて眞宗などの起りたる事實並に其より以後是の宗派が我宗教界に永く繁昌せざりし事實は、是の難行自力宗が本邦人の性情に適せざりしを證するものに似たり。念佛淨土の起りたる直接の原因は、當時兵亂相續き人民困苦し勞せずして未來の果を得むとする意嚮に投じたるにも依るなるべしと雖も、抑々我邦人の快濶樂天の性情に適合せるもの多きが爲ならずむばならず。是の如き快濶樂天的の宗教が、幽玄厭世を尙べる從來の眞言天台諸宗に代りて人心を支配するに到りたることは、我文明史上の一大事實として注意すべきこと也。是の傾向が直接に美術の風向上に深大なる影響を有せしことも亦最も注意すべき也。

是を要するに平安朝後期は藤原の文弱時代より鎌倉の武強時代に移る變遷期にして美術の上に於ては平安朝の華美、典麗なる風尚を結收して更に質朴簡逕なる趣味を開展せむとしたる時代也。

第二 彫 刻 (以下起稿なし)

日本美術未定稿終

樗牛全集第一卷終

挿畫目次

- 第一圖 古代石器畫模樣……………四四
- 第二圖 古代石槨内の畫……………四五
- 第三圖 鞍部島作法隆寺金堂釋迦三尊……………六四、六五の間
- 第四圖 法隆寺金堂壁畫……………八〇、八一の間
- 第五圖 天壽國曼荼羅……………八二
- 第六圖 藥師寺藥師三尊……………一〇二、一〇三の間
- 第七圖 在法華堂大佛雕形……………同上
- 第八圖 東大寺三月堂執金剛神……………一四四、一四五の間
- 第九圖 同梵天像……………同上
- 第十圖 同堂本尊不空罽索觀音立像……………同上
- 第十一圖 東大堂戒壇院四天王像……………同上
- 第十二圖 法華寺十一面觀音像……………同上

- 第十三圖 藥師寺東院堂聖觀音立像……………同上
- 第十四圖 新藥師寺藥師十二神將……………同上
- 第十五圖 彌勒菩薩……………一六三
- 第十六圖 佛陀……………一六五
- 第十七圖 同……………一六六
- 第十八圖 同……………一六七
- 第十九圖 鎌倉大佛……………一六九
- 第二十圖 南方印度の女神……………一七七
- 第二十一圖 興福寺中金堂世親無著像……………一九二、一九三の間
- 第二十二圖 藤原隆能畫……………二一七
- 第二十三圖 慈心僧都筆二十五菩薩來迎圖……………二二四、二二五の間
- 第二十四圖 定朝作平等院本尊阿彌陀如來……………同上

樗牛全集續刊豫告

樗牛全集は茲にその第一卷(美學上の研究及美術史稿)を出版するを得たるに
より、第二卷以下は左の豫定に従て續々刊行せらるべし、乞ふ愛讀を賜へ、

第一卷 文藝及史傳 定價約一圓

第二卷 時勢及宗教 同 約一圓

第四卷 想華及消息 同 約一圓二十錢

但し右續刊の豫定頁數の見込み立ちたる後豫約方法にて定價に幾分の割引を
なすべき見込み故、その時はこの廣告紙を添へて申込ある諸君には豫約者とし
て割引きをなすべき豫定なり、

故高山樗牛没してよりまことに一ケ年たらむとするの今日吾等同人相寄りてこゝに樗牛會
を組織し敢て大方の贊助を請ふ所以のものは畢竟故樗牛のために紀念事業を起こし其紀
念の庭園を以て宗教文藝に志ある人の自由なる集會所となし此に依て亡友の志業を繼紹
せむと欲する微意に外ならず想ふに清新の氣風、宗教、文藝の勃興天才の憧憬等は吾等
の推奨を俟たずして自から生れ出でんことは自然の數なるべけれども聊か亡友の紀念事
業を中心として精神上の文明の爲に努力したき念願と故人に對する吾等の友情とは期せ
ずして同人の一致する所と成り終に左の如き規約の下に樗牛會の成立を見るに至りぬ願
くは吾等の愚衷を洞察してこゝに此舉に賛同あらん事を江湖諸兄弟に祈る

樗牛會規約

- 一、本會ハ故高山樗牛ノ爲ニ紀念事業ヲ舉ゲ井ニ之ニ必要ナル金額ヲ募集スル爲ニ組織ス
 - 二、紀念事業ハ當分左ノ事項ヲ目的トシ便宜ニ從テ之ヲ遂行ス
 - 一、樗牛ニ關係アル地(多分鎌倉)ニ紀念ノ庭園ヲ開ケ
 - 二、園内ニ紀念標ヲ建テ及ビ本會ノ家屋ヲ建築シ之ヲ樗牛關係ノ書類ヲ蒐集スル場所及ビ本會會員ノ集會所ニ宛
 - 三、龍華寺ナル樗牛埋骨地ノ遺蹟ヲナス
 - 三、本會ノ事務ハ當初ノ發起人ヨリ成ル幹事會ニテ處理ス
 - 四、當初ノ賛成人ヲ以テ本會ノ評議會ヲ組織ス
- 評議會ノ開閉ハ幹事會之ヲ管シ幹事會ハ其決議ニ從テ本會ノ事業ヲ舉ゲ

五、本會ノ爲ニ金壹圓以上ヲ寄附シタル人及本會ノ爲ニ盡力シタル人ヲ本會々員トシ
 會員ハ本會ノ集會ニ出席シ及ビ圖ヲ使用スルヲ得
 六、紀念開閉式ヲ舉ケルノ日ヲ期シテ本會ヲ財團組織トナス

明治三十六年十月

發起人

長谷川誠也 藤井健治郎
 登張信一郎 姊崎正治
 畔柳都太郎

贊成人

井上哲次郎 井上圓了 井上準之助 巖谷季雄
 大町芳衛 大橋新太郎 長田忠一 玉蟲一郎
 田中喜一 田中智學 坪内雄藏 坪谷善四郎
 上田萬年 上田敏 桑木嚴翼 佐々政一
 笹川種郎 三浦菊太郎 島文次郎 新城新藏
 守本文靜 菅沼達吉

追て本會會員となり本會の爲に義金を投せらるる諸君は出金額と住所氏名とを東京小石川指ヶ谷町七十八番地姉崎正治に申込みありたし又本會は勸誘員集金人の類を差出さるるにつき出金は直接右姉崎に申込み又は送金あらん事
 本會學術講演は第一回を明治三十六年十月廿一日第二回を二月廿四日に開き其より以後便宜東京新區并に地方諸都
 市を巡回す地方にて右講演開會希望の向は右姉崎に申込みを乞ふ

集 全 牛 村

發兌元

東京市日本橋區本町三丁目

博文館

明治三十七年一月十二日印刷
 明治三十七年一月十五日發行
 明治三十七年二月一日再版發行

第一卷美學及美術史
 定價金壹圓五拾錢



編輯者 齋藤信

東京市日本橋區本町三丁目八番地

發行者 大橋新太郎

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷者 水谷景長

東京市小石川區久堅町百〇八番地

印刷所 會社博進社工場



文學博士 高山林次郎君著 (第九版)

世界文明史

大判洋装並綴
正價四拾錢
郵税八錢

▲特製本洋布上装 正價五拾五錢 郵税拾錢

- 序論 文明史とは何ぞや
- 第一編 非文明的人類
 - 第一章 原始人類
 - 第二章 自然民族
- 第二編 東洋の文明
 - 第一章 總論
 - 第二章 「ツラン」人種
 - 第三章 「アイル」人種
 - 第四章 「ハム」人種
 - 第五章 「セム」人種
 - 第六章 古代西洋人文の勢カ
- 第三編 歐羅巴
 - 第一章 希臘
 - 第二章 古代羅馬
 - 第三章 羅馬帝國の基督教
 - 第四章 民族大移動と歐羅巴の人種
 - 第五章 ビザンツ帝國
 - 第六章 中世
 - 第七章 亞刺比亞と十字軍
 - 第八章 文藝復興と宗教改革
 - 第九章 近世

文明史は人類生活の統一の歴史なり、其歴史的發展の精神は是によりて釋了せらる、本書は筆を有史以前の民族に起し佛國革命に至る迄章を重ねる廿有五主として宗教哲學文藝政治の上より東西歴史の隱微を描破して洩す所なし

文學士 大町桂月君著

日本文明史

大判洋装並綴
正價四拾錢
郵税八錢

▲特製本洋布上装 正價五拾五錢 郵税拾錢

- 第一總論 日本文明は模倣のみに非ず外十二日
- 第二太古 日本固有文明時代
- 第三漢籍傳來時代 朝鮮及支那との交通外十四日
- 第四佛敎渡來時代 佛敎の六宗外十八日
- 第五唐制模倣時代 大化の改革起れる所以外十一日
- 第六奈良朝 我國に傳敎佛敎の隆盛の思想入り佛敎の隆盛の三思想入り佛敎の隆盛の三思想入り佛敎の隆盛の三思想入り
- 第七平安朝 世襲再興の遺唐使を廢す一平安朝に於ける
- 支那の感化外十一日
- 第八鎌倉時代 日本文明の一大趨勢一鎌倉時代二條の文明外廿六日
- 第九室町時代 北條氏の失策一建武中興を起せる事情建武中興の真相外廿五日
- 第十戰國時代 下冠上皇室の徵式外四十八日
- 第十一江戸時代 儒敎中心一平民の文明一江戸時代文明の特色其他百有餘日
- 第十二結論 明治新政に對する不平一征韓論一民選議員の建議一西南の役一府縣合一立憲政治外廿五日

史眼炬の如く才筆縱橫吾國三千年史の人文發達の跡を尋ね來りて之を掌上に指すが如し文學や美術や宗教や道徳や工藝や風俗や物質的なるものに拘らず我國の文明の由來及び發達はすべて紙表に躍動す普通の政治史以外稀に見るの好著述なり

文學博士 高山林次郎君著 (第五版)

近世美學

大判洋装並綴
正價四拾錢
郵税八錢

▲特製本洋布上装 正價五拾五錢 郵税拾錢

- 上編 美學史一斑
 - 第一章 緒言
 - 美學の名稱の美學とは如何なる學ぞの美學の兩面等
 - 第二章 美學史の概見
 - 希臘人の美學思想外十三日
- 下編 近世美學
 - 第三章 キルヒマン氏の美學
 - 美學の概念の美感外六日
 - 第四章 ハルトマン氏の美學
 - 序言
 - 第一節 美的假象論
 - 第二節 美的假象の美感の美樂受
 - 第三節 美の具象階級
 - 第四節 第一次形式美即最其美其他
 - 第五節 美の種類
 - 第六節 宇宙に於ける美の位置
 - 第七節 ハルトマン氏の假象論の由來
 - 第八節 スマンセル氏及グリント、フルレン氏
 - 第九節 マーシャル氏の快樂論的美學

本書は上編に於ては希臘以來ヘーゲル氏に至るまでの美學思想の變遷を説明し下編に於てはキルヒマン、ハルトマン、スマンセル等諸家の學說を叙述せり、文章明暢にして理義透徹、讀者は之に據りて容易に歐洲美學の歴史を會得すべし。

文學士 坂本健一君著 (第三版)

日本風俗史

大判洋装並綴
正價四拾錢
郵税八錢

▲特製本洋布上装 正價五拾五錢 郵税拾錢

- 第一期 大倭民族本來相
- 第二期 民族制世相
- 第三期 唐風模倣世相
- 第四期 文制華奢世相
- 第五期 武強實世相
- 第六期 文武離世相
- 第七期 假文武世相
- 第八期 最近文明世相
- 第一節 大倭民族本來相
- 第二節 民族制世相
- 第三節 唐風模倣世相
- 第四節 文制華奢世相
- 第五節 武強實世相
- 第六節 文武離世相
- 第七節 假文武世相
- 第八節 最近文明世相

民人文野の別は國俗の純雜に現し社會汚隆の連は世風の張弛に觀るべし此書吾國風俗の沿革を叙して敢て其詳を盡すといはざるも茫々上下三千年大局の趨勢を示すに意を致し兼て畧部分の細を拆く乞ふ擾々たる權勢爭奪史外別に國民全般風俗の開展を記する世界の半面を見よ

文學博士 高山林次郎君著 (第十三版)

論理學

大判洋裝並綴
正價四拾八錢
郵稅八錢

▲特製本洋布上裝 正價五拾五錢 郵稅拾錢

- 第一章 總論
- 第二章 名辭命題及三段論法序論
- 第三章 命題
- 第四章 命題の對當
- 第五章 直接推理
- 第六章 思想の原則
- 第七章 間接推理論
- 第八章 三段論法の式及格
- 第九章 三段論法の諸變態
- 第十章 假言的三段論法換言
- 第十一章 三段論法及び兩刀論法
- 第十二章 三段論法論
- 第十三章 不正確なる推論
- 第十四章 歸納法的三段論法概論
- 第十五章 似而非同上
- 第十六章 自然法の一致
- 第十七章 因果律
- 第十八章 觀察假想及立證
- 第十九章 歸納的研究法
- 第二十章 原因の不定と結果の混淆とより生ずる研究の困難
- 第二十一章 經驗に關する誤謬
- 結 論

本書は著者が往年第二高等學校に教授たりし際講述したるものを基礎として慎重なる訂修を経たるもの條理井然文字簡明庶幾は斯學最新の体系たるを得ん乎、是れ著者が自ら負て學界の批判を仰がるゝ所以なり

文學博士 高山林次郎君著 (第三版)

文藝評論

袖珍紙皮洋裝
正價參拾錢
郵稅六錢

文學美術を評論品臨するに於て、著者別に隻眼を具せるは江湖既に知悉する所たり。本書は多年研鑽攻究の餘に成れる雄辯文を集めたるものにして、滔滔萬言に渉れる雄辯文を以て、或は史を論じ、小品あり、或は文を談し、詩を説き、或は史を論じ、書を品す、或は文を談し、詩を説き、或は史を論じ、扶を以て妙を見る、春風の温なるに、或は把羅別なるに似たり。而して之を行るに、明快通暢の筆を以てす、讀者一たび細かば必ずや手の舞ひ足の踏む處を知らざるものあらむとす。

文學博士 高山林次郎君著 (第七版)

時代管見

袖珍紙皮洋裝
正價參拾錢
郵稅六錢

是れ高山博士が當代の時勢觀察及び評論七十餘篇を收めたるもの道徳、宗教、文學、美術等凡て國民的人文の経緯する。諸般の要素に對する著者の意見略々茲に現はる。思想混亂の今日、敢て江湖の一讀を請はむ。附録「わが袖の記」は文人ならぬ著者が一流の美文也。

文學博士 蟹江義丸君著 (第三版)

西洋哲學史

大判洋裝並綴
正價四拾八錢
郵稅八錢

▲特製本洋布上裝 正價五拾五錢 郵稅拾錢

- 序論 哲學とは何ぞや◎哲學史とは何ぞや外四項
- 古代哲學
 - 總論 哲學發生以前の希臘の情況外一項
 - 第一期 ミレトス派、エレア派、ピタゴラス派
 - 第二期 詭辯學派小ソクラテイス派等
 - 第三期 ストア學派、懷疑派、混合學派
 - 第四期 新ピタゴラス派ピタゴ
- 中世哲學
 - 教父哲學
 - 煩瑣哲學
 - 中世及び近世の過渡時代
 - 古代哲學派の再興等六項
- 近世哲學
 - 總論 古代哲學は美術的也(外四項)
 - 第一期 ベーコン、ホッブズ、テールカント等
 - 第二期 カント以後

哲學の研究は、完全なる哲學史によりて其基礎を鞏固ならしむるに非ずんば、到底企て及ぶべからざる所なり。然るに我が學界には未だ適當なる哲學史なし、偶々ありと雖も或は列傳に傾き或は學說の羅列に偏して一貫したる哲學的思想を解説せんとする者も、即ち内在的批評を以てタレズより近代に至る大思想を究め、其生起變遷の源因を闡明して餘蘊なし、哲學史本來の面目並りに在り蓋し本書は、吾哲學界に於ける最も完全なる思想の歴史なりといふべし。

文學士 中内義一君著 (再版)

支那哲學史

大判洋裝並綴
正價四拾八錢
郵稅八錢

▲特製本洋布上裝 正價五拾五錢 郵稅拾錢

- 緒論
- 第一編 古代哲學
 - 第一章 儒家
 - 第二章 道家
 - 第三章 楊家・墨子
 - 第四章 墨家・墨子
 - 第五章 折衷派・鸚冠子
 - 第六章 法家
 - 管子・申子・韓非子
 - 第七章 名家・鄧析子尹文子
 - 第八章 詭辯家・惠子公孫龍
 - 第九章 縱橫家・鬼谷子
- 第二編 中古哲學
 - 第一章 漢代の思想界
 - 第二章 六朝の思想界
 - 第三章 唐代の思想界
 - 第四章 五代の思想界
- 第三編 近代哲學
 - 第一章 宋代哲學
 - 第二章 元代の思想界
 - 第三章 明代の思想界
 - 第四章 清代の思想界
- 第十章 雜家・尸子、呂子

上下々々千載就中周末と宋代との如き思想的運動の最活潑なりし時に於て諸家雜出傑として秋夜の星の如く甲論乙駁姑くも思ふに其多趣にして變化に富める之を歐西哲學界の現狀に比して甚だ遜色を見ず、本書中内學士精勵苦心の餘に成りしものにして繁簡其當を得巨細概ね網羅し殆んど同然すべき所なし好學之士之に據りて坤輿の半面獨創の文化を開展したる東亞ツラン人種の精神的生活變遷の一斑を知るを得べきなり。

中江兆民先生著

版四廿
一年有半

嗚呼是れ中江兆民先生の経歴なり先生久しく病に苦しむるに於ては其の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし其の著する所の文章は其の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし其の著する所の文章は其の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし

版八十
續一年有半 一名無神

此書は其の著者の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし其の著する所の文章は其の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし其の著する所の文章は其の苦悶を著して其の病状を述べしものありしを讀むれば其の苦悶の深きを知らざるべし

醫學士 近藤常次郎君著 (第六版)
版五
仰臥三年

▲大判洋装並綴 正價參拾五錢 郵稅八錢▼

萬朝報の評云く此書は中江兆民の「一年有半」正岡子規の「千載流華」と共に三篇對を爲すべき者なり著者の意志剛健なる所相似たり其の苦悶の結々たる所相似たり其の病状に戦ひて死を恐れず善く安立の境に住する所相似たり而して其の文章に長じたる所亦相似たり淺瀬、卑賤、輕佻、利口、なる今の社會が時に是等の書に依りて人生の眞面目を教へらるる氣に打たれ胸中の妄念一時に消へ去るを覺へたり吾人は著者に向つて此大なる貢獻を謝すると同時に敢て之を我が讀書界に推薦せざるを得ず森鷗外氏の題言に依れば著者は曾て東京醫科大學に學びて業を終へ、又曾て海外に留學して學座を仰ぎ背床褥に支へ、輾轉反側すること能はず若し夫れ起居立行は其夢想する所に非ず云々

著者有爲の器を抱き病に臥す殆んど五年、其最近の三年は全く病狀に仰臥のまゝ、あらゆる病者の苦痛煩悶を實驗して、從來研究せられたる醫學と哲學との眞理に照し、其獨得奇抜なる人生觀を以て「仰臥三年」の法を述べ、痛切明瞭を極む、眞に是れ世の心的の唯一拔著書神劑にして近來稀有の快文字なり。近藤學士は早稲大學を卒業後海外に留學し、未だ其多年の蘊蓄を展ぶるに至らずして二冊の爲めに譲らる、嗚呼天道果して是耶非耶

45
316

